

柏崎刈羽原子力発電所1号機
新潟県中越沖地震後の設備健全性に係る
点検・評価計画書
(改訂1)

平成21年10月8日
東京電力株式会社

目 次

1. はじめに	1
2. 点検・評価の計画の策定	1
2.1. 点検・評価の位置付け	1
2.2. 点検・評価に関する基本的な考え方	1
2.2.1 機器レベルの点検・評価	1
2.2.2 系統レベルの点検・評価	2
2.3. 参照法令・規格基準等	4
3. 機器レベルの点検・評価	5
3.1. 設備点検	6
3.1.1 点検対象設備	6
3.1.2 点検方法策定にあたっての基本的考え方	6
3.1.3 点検方法の策定	6
3.1.4 安全管理	10
3.2. 地震応答解析	11
3.2.1 解析対象設備	11
3.2.2 解析方法	11
3.3. 総合評価	17
3.3.1 設備点検で異常が確認されなかった場合	17
3.3.2 設備点検で異常が確認された場合	18
4. 系統レベルの点検・評価	19
4.1. 対象系統	20
4.2. 試験方法の策定	20
4.3. 系統健全性の評価	23
5. 記録	24
6. 点検・評価の体制	24
7. スケジュール	25
8. 添付資料	25

1. はじめに

本計画書は、「新潟県中越沖地震を受けた柏崎刈羽原子力発電所の設備の健全性に係る点検・評価計画について（経済産業省 平成19・11・06 原院第2号 平成19年11月9日）」を受け、柏崎刈羽原子力発電所1号機における点検・評価の計画を纏めたものである。

2. 点検・評価の計画の策定

2.1. 点検・評価の位置付け

当社においては、これまで、新潟県中越沖地震（以下、「本地震」という）後の設備点検として、耐震設計に関する知見を有する技術者による目視点検や安全上重要な機器に対する機能確認試験等を実施し、冷温停止状態が安全に維持可能であることを確認している。

今回の点検・評価の位置付けは、

- 既に確認されている設備の損傷、本地震後の機器の運転状況を踏まえつつ、個別の設備（機器レベル）の損傷の有無、損傷の程度、原因について確認を行うこと
- 機器レベルの健全性が確認された後に、系統レベルの健全性を確認し、系統に要求される機能が正常に発揮されることを確認すること
- 今回の点検以降に計画・実施する、原子炉の蒸気を発生することが可能となった時期以降に行う性能確認試験等に先立ち、地震による設備への影響を確認すること

である。

2.2. 点検・評価に関する基本的な考え方

2.2.1 機器レベルの点検・評価

機器レベルの点検・評価とは、設備点検、地震応答解析による評価および両者の結果を踏まえた設備健全性の総合評価をいう。

設備点検では、各設備の特徴に応じて各設備が受けた地震による影響を、点検・試験等によって確認し、地震応答解析では、本地震の観測波にもとづく各設備の解析的な評価を実施する。

設備点検は、各設備に共通的に実施する目視点検、作動試験等の基本点検、および基本点検の結果や地震応答解析結果等に応じて実施する分解点検、非破壊試験等の追加点検からなる。

機器レベルの点検・評価に関する基本的な考え方は以下のとおり。（図-2.1 参照）

- ・ 原子炉安全上重要な設備については、基本点検とあわせて地震応答解析を実施し、さらに、基本点検において異常が確認された設備および地震応答解析により裕度が比較的少ないものと判断された設備については追加点検を実施する。
- ・ その他の設備については、設備点検を主体に実施し、基本点検において異常が確認された設備に対し追加点検を実施する。
- ・ 設備点検および地震応答解析による評価の両者の結果を踏まえ、設備健全性の総合評価を行う。

2.2.2 系統レベルの点検・評価

系統レベルの点検・評価とは、系統レベルの健全性を確認する試験（以下、「系統機能試験」という）および系統レベルの健全性の評価（以下、「系統健全性の評価」という）をいう。

系統機能試験では、系統の運転等によって、インターロック、警報の作動、弁の作動、系統流量等の状況を確認し、系統健全性の評価では、系統機能試験の結果から、系統全体の機能が正常に発揮されることを総合的に評価する。

なお、系統機能試験は、試験に係わる設備の健全性が、機器レベルの点検・評価によって確認された後に実施する。（図-2.1 参照）

機器レベルの点検・評価の範囲

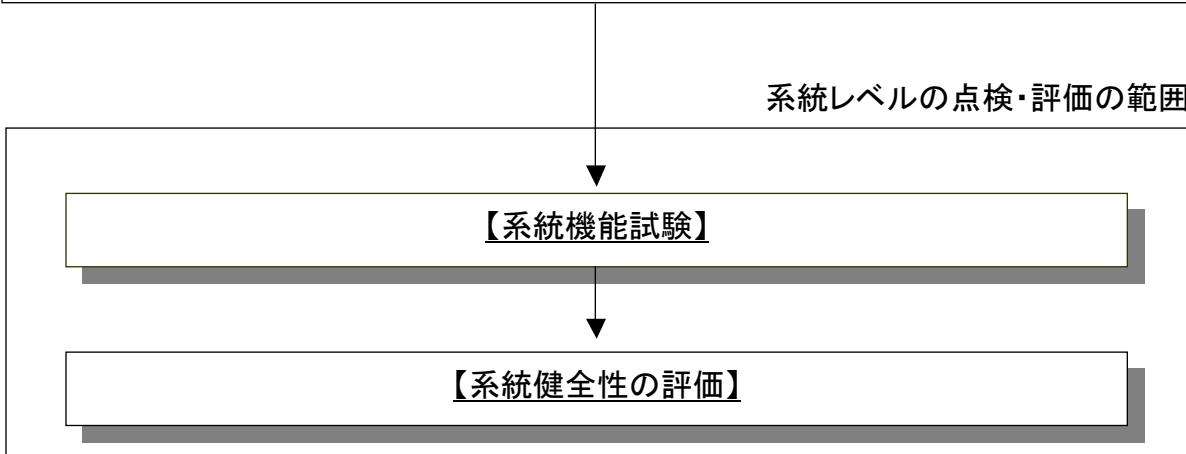
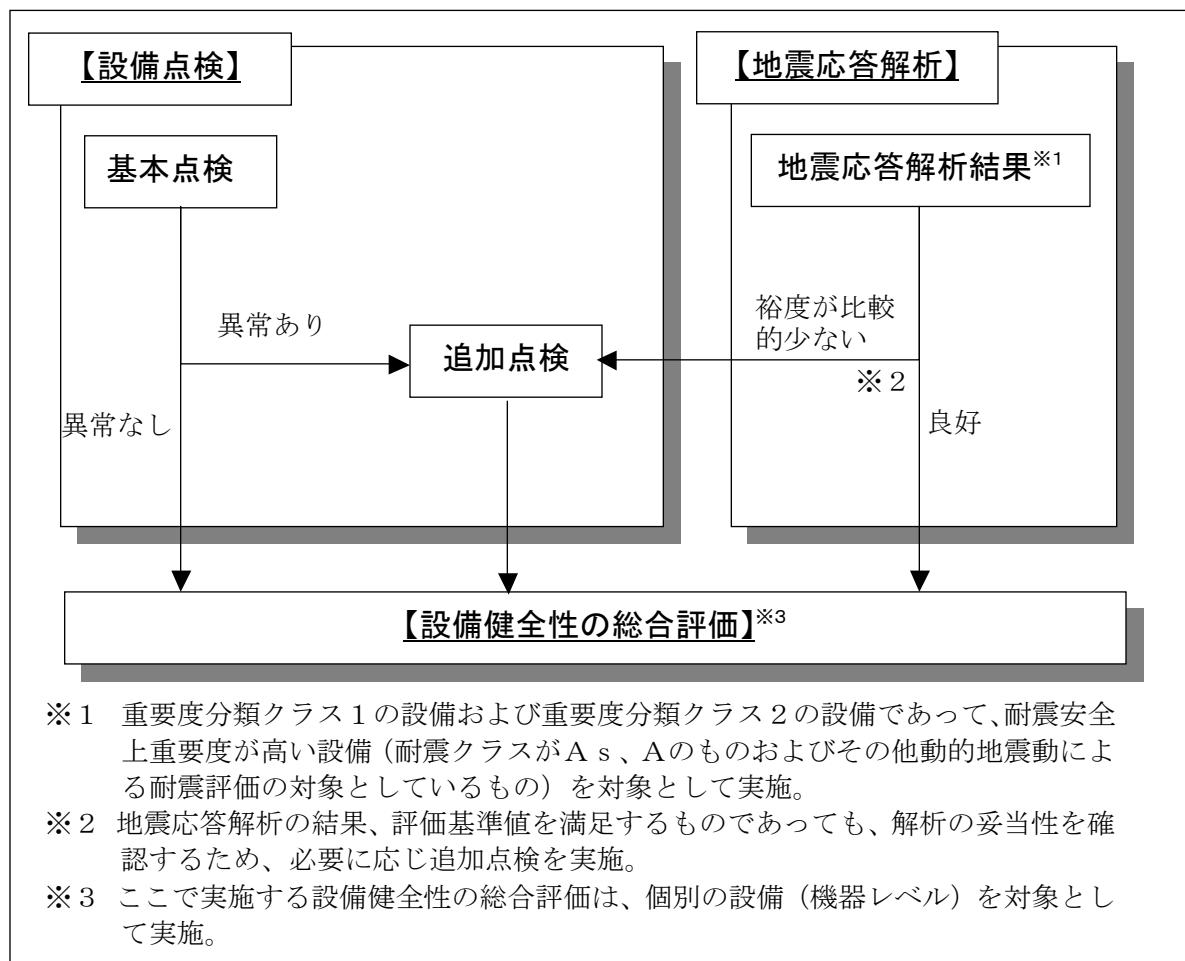


図-2.1 点検・評価の全体フロー

2.3. 参照法令・規格基準等

今回の点検計画の策定は、柏崎刈羽原子力発電所1号機における、保守管理の一環として実施する観点から、柏崎刈羽原子力発電所原子炉施設保安規定にて適用している「日本電気協会 原子力発電所における安全のための品質保証規程 (JEAC4111-2003)」および「日本電気協会 保守管理規程 (JEAC4209-2003)」に基づき実施する。

また、点検・評価にあたって参考する法令・規格基準等については以下のとおり。

- ・ 電気事業法
- ・ 電気工作物の接続に関する技術基準を定める省令
- ・ 電気設備に関する技術基準を定める省令
- ・ 発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令
- ・ 発電用原子力設備に関する構造等の技術基準
- ・ 日本工業規格 (JIS)
- ・ 電気学会電気規格調査会規格 (JEC)
- ・ 日本電機工業会規格 (JEM)
- ・ 日本電気協会電気技術規程 (JEAC)
- ・ 日本機械学会発電用原子力設備規格 維持規格
- ・ 発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針
- ・ 日本電気協会軽水型原子力発電所の運転保守指針 (JEAG4803)
- ・ 発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針
- ・ 日本電気協会原子力発電所耐震設計技術指針 (JEAG4601) 等

3. 機器レベルの点検・評価

- 3. 1 設備点検**
- 3. 2 地震応答解析**
- 3. 3 総合評価**

3.1. 設備点検

3.1.1 点検対象設備

電気事業法にもとづく事業用電気工作物の工事計画書に記載のある全ての設備とする（添付資料-1 参照）。また、耐震上、考慮している支持構造物等については、工事計画書に記載がない場合も点検対象とする。

なお、以下の場合は、代表設備または代表部位による点検を実施できるものとする。

- ・ 同一の設備が複数存在する場合は、地震応答の観点から、点検対象設備を選定する。
- ・ 配管系のように類似設備が多数存在する場合は、設計時の余裕度（算出値と許容値の余裕度等）、仕様、使用条件等を考慮して点検対象設備を選定する。

3.1.2 点検方法策定にあたっての基本的考え方

点検方法の策定にあたっては、以下を考慮して策定する。

- ① 各設備の種類、設置方法等から地震時に想定される損傷の形態を分析し、点検手法に反映させる。
- ② 安全上重要な機能を有する動的機器、計装系、安全保護系等については、機能確認試験を点検方法に盛り込むこと。
- ③ 現場における点検によって十分に健全性が証明できないと考えられる場合は、適宜モックアップ試験等の実施を検討すること。
- ④ 作業員被ばく低減、人身安全等の観点から点検が困難な場合は、合理的な点検を策定すること。

3.1.3 点検方法の策定

(1) 点検対象設備の分類

点検方法を策定するにあたり、原子力発電所耐震設計技術指針における機種分類を参考に、点検対象設備を地震による機能・構造への影響が類似していると考えられる機種に分類する。（表-3.1 参照）

表-3.1 点検対象設備分類一覧

動的機器	静的機器
1) 立形ポンプ	21) 原子炉圧力容器および付属機器
2) 横形ポンプ	22) 炉内構造物
3) 往復動式ポンプ	23) 配管
4) ポンプ駆動用タービン	24) 燃料ラック類
5) 電動機	25) 熱交換器
6) ファン	26) 復水器、給水加熱器、湿分分離器
7) 冷凍機	27) プールライニング
8) 空気圧縮機	28) 変圧器
9) 弁	29) 蓄電池
10) ダンパ	30) 遮断器
11) 非常用ディーゼル発電機	31) 計器、継電器、調整器、検出器、変換器
12) 制御棒	32) 原子炉格納容器および付属機器
13) 制御棒駆動機構	33) アキュムレータ
14) 主タービン	34) ろ過脱塩器
15) 発電機	35) ストレーナ、フィルタ
16) 再循環ポンプ	36) 空気抽出器
17) 燃料取替機	37) 除湿塔
18) クレーン	38) タンク
19) M-Gセット流体継手	39) 計装ラック
20) 固化装置 ^注	40) 制御盤・電源盤 41) 空調ダクト 42) 燃料体（燃料集合体およびチャンネルボックス） 43) 再結合装置 44) 電気ヒータ 45) ボイラ 46) 特殊フィルタ 47) 焼却装置

注) 固化装置は、これまで使用しておらず、今後も使用する見込みがないことから点検対象外とする。

※ 原子炉建屋等の建物・構築物については、その構造特性に応じた点検および構造評価を行うこととする。

(2) 各機種における点検方法

各設備が本地震を受けたことを考慮し、地震の影響が及ぶ可能性のある部位に着目した点検を行う必要がある。そこで、各機種ごとに要求機能の整理と、各部位への地震による損傷要因の想定を行ったうえで、要求機能の喪失に至る各部位の損傷形態を整理し、それぞれの損傷形態に応じた点検手法を選定する。

各機種ごとに基本点検および追加点検の手法は異なるが、運転状態の確認による点検が有効な動的機器、構造強度の確認が主体となる静的機器、一般に地震による影響が考慮され、各機種全般にわたる共通的な確認が必要な支持構造物等について、基本点検、追加点検の概要を整理すると下記のとおりとなる。

a. 動的機器

動的機器は、回転、開閉等の機能が要求されており、地震力による軸受等の損傷が想定されるが、これらの兆候の確認には、外観の確認や機器の運転状態における性能低下、振動等の確認が有効であると考えられるため、目視点検、作動試験を主体とした基本点検を実施する。

さらに、地震応答解析により裕度が比較的少ないものと判断された設備の他、以下の設備については追加点検として分解点検を行う。

- ・ 基本点検の結果、異常が確認された設備
- ・ 地震後の運転状況、運転データから分解点検を実施することが望ましいと判断した設備
- ・ 駆動源が蒸気である等の理由により、停止中に作動試験の実施が困難な設備

なお、作動試験等からは確認困難な、機能上影響のない微細なきず等についても念のために把握するとの観点から、各機種毎に適切な代表設備を選定して分解点検を実施することも考慮する。

b. 静的機器

配管、熱交換器等には耐圧、強度等の機能が要求されており、地震力による変形、割れ等の発生が想定されるが、これらの確認には、外観の確認や通水状態における漏えい等が有効であると考えられるため、目視点検、漏えい試験を主体とした基本点検を実施する。

燃料体（燃料集合体およびチャンネルボックス）は、制御棒挿入性の確保（チャンネルボックス）、崩壊熱除去可能な形状の維持（燃料被覆管）が要求されており、地震力による変形等の発生が想定されるが、これらの確認には、外観の確認等が有効であると考えられるため、目視点検を主体とした基本点検を実施する。

また、計器、遮断器等の電気計装機器には機器性能の健全性が要求されており、地震力による機器本体の損傷や機能不全が想定されるが、これらの確認には、目視点検や絶縁抵抗測定、機能確認試験等が有効であると考えられるため、これらを主体とした基本点検を実施する。

さらに、地震応答解析により裕度が比較的少ないものと判断された設備の他、基本点検の結果、異常が確認された設備については、追加点検として非破壊試験、寸法確認等を行う。

c. 支持構造物等

耐震上、考慮している支持構造物等は、主に機器基礎部、支持脚、静的レストレイント、動的レストレイント等から構成され、これらには、構造、強度等の機能が要求されている。地震力により支持構造物本体の変形等やコンクリート定着部等の損傷（基礎ボルトの損傷、コンクリートのひび割れ等）が想定されるが、これらの確認には、変形や移動痕等に対する外観上の確認が有効であると考えられるため、目視点検を主体とした基本点検を実施する。

さらに、地震応答解析により裕度が比較的少ないものと判断された設備の他、基本点検の結果、異常が確認された設備については、追加点検として非破壊試験、表面検査等を行う。なお、動的レストレイントについては走行試験もしくは分解点検を行う。

d. その他

- ・基本点検の実施が困難な設備については、当該設備の追加点検、類似仕様の他設備の基本点検または追加点検結果、ないしは地震応答解析結果等を以て代替点検とする。
- ・これまでに確認されている設備の損傷その他の不具合事例を踏まえて、適切な点検手法を策定する。
- ・本計画に則り得られる点検の結果および知見については、今後、策定する他の号機の点検・評価計画に適切に反映する。

(3) 評価方法

設備点検の手順および判定基準については、原則として、これまでの保守点検等において用いられる規格・指針等（表-3.2 参照）を準用して策定するが、準用が困難である場合には技術的に妥当であると確認されたものを採用するなど、各点検対象設備ごとに手順および判定基準を適切に策定する。

表-3.2 各点検・評価方法の判定基準例一覧

検査手法	手順および判定基準		
目視点検	・日本機械学会発電用原子力設備規格 維持規格 VT-3	等	
漏えい試験	・日本機械学会発電用原子力設備規格 維持規格 VT-2	等	
作動試験	・定期事業者検査等の機能・性能試験における手順および判定基準 ・軽水型原子力発電所の運転保守指針（JEAC4803-1999）	等	
絶縁抵抗測定	・電気設備に関する技術基準を定める省令	等	
機能確認試験	・定期事業者検査等の機能・性能試験における手順および判定基準	等	
分解点検	・定期事業者検査等の分解検査における手順および判定基準	等	

3.1.4 安全管理

安全上重要な設備の点検にあたっては、マニュアル等（店所業務取扱文書「原子力プラント停止時の安全管理要領」等）を遵守して事前に他系統の運転状況、インターロックその他の安全機能のチェックを確実に実施し、原子力安全の確保を確実にする。

3.2. 地震応答解析

3.2.1 解析対象設備

重要度分類クラス1の設備および重要度分類クラス2の設備であって、耐震安全上重要度が高い設備（耐震クラスがA_s、Aのものおよびその他動的地震動による耐震評価の対象としているもの）について地震応答解析を実施する。評価にあたり、下記の観点から解析対象設備を選定する。

- 同一の設備が複数存在する場合は、据付床の床応答等を考慮して解析対象設備を選定する。
- 配管系のように類似設備が多数存在する場合は、設計時の余裕度（算出値と許容値の余裕度等）、仕様、使用条件等を考慮して解析対象設備を選定する。

3.2.2 解析方法

(1) 地震応答解析の概要

本地震に対する設備の地震応答解析は、地震時に観測した水平方向および鉛直方向の地震記録を用いた動的解析によることを基本とし、機器・配管系の応答性状を適切に表現できるモデルを設定した上で応答解析を行い、その結果求められた応力値、または応答加速度をもとに評価する。

原子炉建屋内の大型機器である原子炉格納容器、原子炉圧力容器および炉内構造物等の評価にあたっては、水平地震動と鉛直地震動による建屋・機器連成応答解析を行う。また、それ以外の機器・配管系の評価については、当該設備の据付床の水平方向および鉛直方向それぞれの床応答を用いた応答解析等を行う。

地震応答解析においては、設備の構造強度評価および動的機能維持評価を行う。

構造強度評価に際しては、設備の評価部位として、地震力の影響が大きいと考えられる部位（固定部等）、設計時の評価にて余裕度の小さい部位（許容値に対して算出値が厳しい部位）を選定する。

動的機能維持評価に際しては、地震時に動的機能が要求される動的機器を選定する。また、選定した動的機器の据付床における応答加速度と機能確認済加速度との比較を基本として動的機能維持評価を行う。

(2) 地震応答解析に用いる建屋応答加速度

本地震が観測された階については観測記録を用い、それ以外の階については、観測記録をもとに建屋応答解析で算出された建屋応答加速度を用いる。建屋応答加速度は、総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会耐震・構造設計小委員会にて確認された値を用いる。

なお、建設時の床応答スペクトルの作成においては、建屋の地震応答の不確かさ（地盤物性、建屋剛性、地盤ばね定数の算出式および減衰定数、模擬地震波の位相特性等）を考慮して拡幅が行われるが、本評価では、観測記録、または観測記録にもとづく建屋応答解析による応答加速度を用いるため拡幅は行わない。

(3) 構造強度評価の方法

地震応答解析のうち構造強度評価は、設計時と同等の評価（スペクトルモーダル解析法等）を実施することを基本とするが、規格基準の範疇で評価の合理化を行うことも考慮する。また、余裕度の大きな設備については、簡易評価（応答倍率法等）の結果を算出値とする。評価の手順を図3-1に示す。

なお、疲労による影響が比較的大きいと考えられる設備については、構造強度評価にあわせて疲労評価も実施する。

a. 簡易評価(応答倍率法による評価)

大型機器である原子炉格納容器、原子炉圧力容器および炉内構造物等については、観測記録にもとづく地震力（加速度、せん断力、モーメント、軸力）と設計時における地震力との比を求め、設計時の応力に乗じることにより算出値を求め、評価基準値と比較する。

また、それ以外の機器については、本地震の観測記録にもとづく床の最大応答加速度と設計時における床の最大応答加速度の比、またはそれぞれの床応答スペクトルの比を求め、設計時の応力に乗じることにより算出値を求め、評価基準値と比較する。

b. 設計時と同等の評価

簡易評価（応答倍率法等）により、評価基準値を満足しない設備については、設計時と同等の評価を行い算出値を求め、評価基準値と比較する。

配管系は、スペクトルモーダル解析法による評価を行い算出値を求め、評価基準値と比較する。

なお、必要に応じて下記の条件を考慮する。

- ・燃料装荷の有無等、運転状態を考慮した条件の適用 ※
- ・これまでの試験、研究等により妥当性が確認された評価手法、評価パラメータの適用
- ・床応答加速度の方向成分（NS/EW）を考慮
- ・解析モデルの精緻化

c. 詳細評価

「b. 設計時と同等の評価」にて評価基準値を満足できない場合には、より現実に近い応答が得られるよう、解析モデルへの有限要素法の適用、時刻歴解析の採用、減衰定数の見直し等、規格基準の範疇で評価の合理化を行う。

d. 評価基準値

構造強度評価の評価基準値は、「原子力発電所耐震設計技術指針 JEAG4601-補・1984、JEAG4601-1987、JEAG4601-1991 追補版」に規定される許容応力状態ⅢASにおける許容応力を用いる。

許容応力は、設計時に用いられた値を基本とするが、運転状態における温度を考慮して値を設定することも考慮する。

（4）動的機能維持の評価方法

動的機能維持に関する評価は、地震観測記録にもとづき評価対象設備の応答加速度を求め、その加速度が機能確認済加速度以下であることを確認する。なお、機能確認済加速度とは、立形ポンプ、横形ポンプ、およびポンプ駆動用タービン等、機種ごとに試験あるいは解析により、動的機能維持

が確認された加速度である。

機能確認済加速度は、「原子力発電所耐震設計技術指針 JEAG4601-1991
追補版」に準拠するとともに、試験等で妥当性が確認された値も用いる。

※ 1号機については、地震発生時に原子炉開放中であり、全燃料が炉心から取出された状態であったことから、燃料装荷無し等の実際の荷重条件を考慮して評価を行う。従って、燃料及び制御棒の地震時挿入性についての地震応答解析は必要ない。

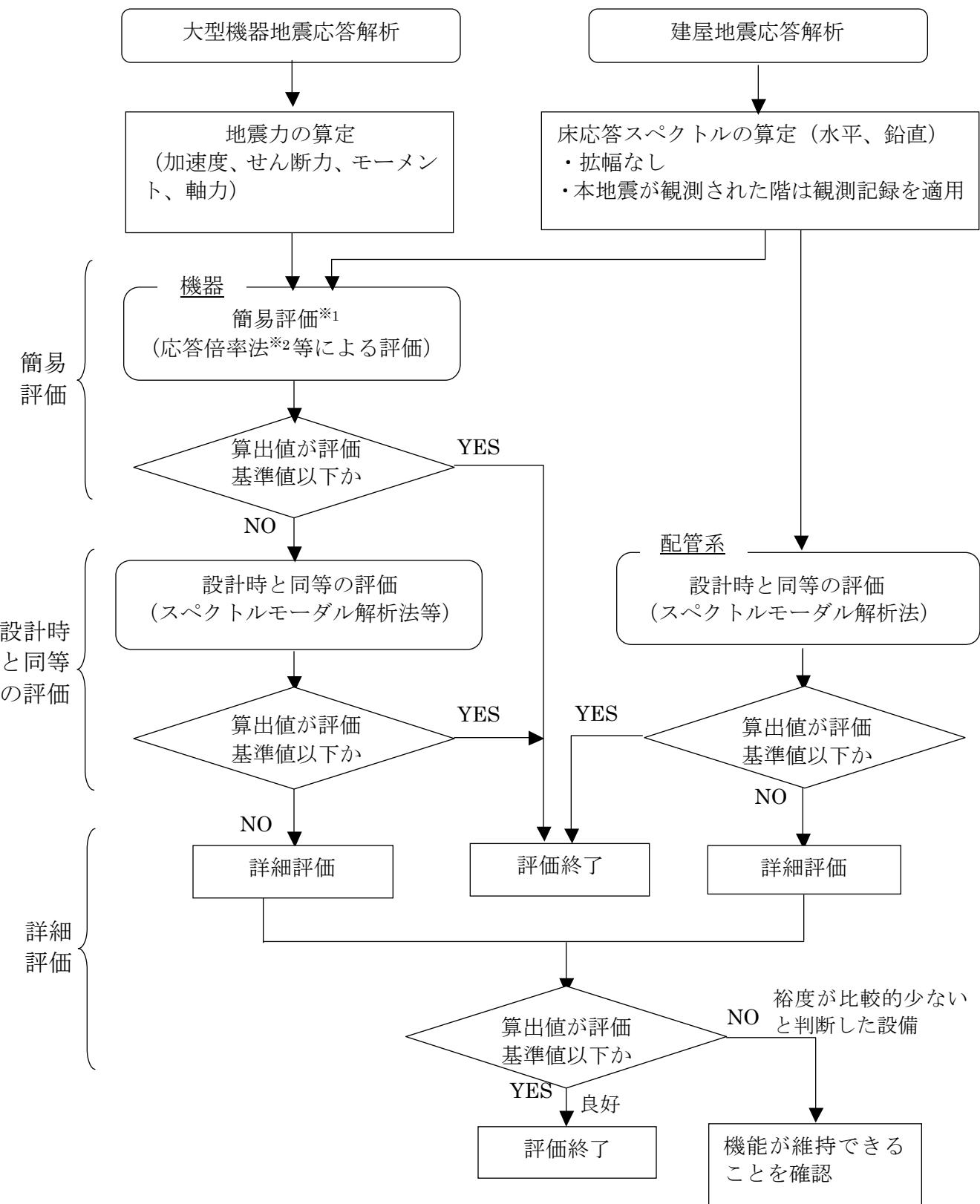


図 3-1 地震応答解析の手順

※ 応答倍率法による評価

地震観測記録にもとづく地震力による算出値は、以下の方法で求める。

- ① 地震観測記録にもとづく = 設計時の応力 × 応答比
地震力による算出値 (地震および地震以外による応力)
- ② 地震観測記録にもとづく = 設計時の応力 + 設計時の応力 × 応答比
地震力による算出値 (地震以外による応力) (地震による応力)

上記の応答比は以下による。

- (a) 原子炉圧力容器や炉内構造物等、算出値を求めるにあたり、加速度、せん断力、モーメント、軸力を用いる機器

応答比 1 : 地震観測記録にもとづく地震力と設計時の地震力との比 (加速度、せん断力、モーメント、軸力毎に応答比を算定)

- (b) ポンプの基礎ボルト等、算出値を求めるにあたり、水平加速度、鉛直加速度を用いる機器

応答比 2 : 地震観測記録にもとづく水平加速度と鉛直加速度の二乗和平方根と設計時の水平加速度と鉛直加速度の二乗和平方根との比

3.3. 総合評価

設備点検および地震応答解析による評価の両者の結果を踏まえ、設備健全性の総合評価を行う。基本的な考え方は、以下のように設備点検で異常が確認されなかつた場合と異常が確認された場合に分けて評価を実施する。

3.3.1 設備点検で異常が確認されなかつた場合

(1) 構造強度評価

① 設備点検結果が良好で、かつ、地震応答解析において評価基準を満足する設備については、設備健全性を満足するものと評価する。

② 設備点検結果が良好にもかかわらず、地震応答解析において評価基準を満足しないとの結果が得られた設備については、

- ・ 地震応答解析がなお余裕度を有している可能性、ないしは、
- ・ 実施可能な設備点検手法によっては地震による設備への微小な影響が把握できない可能性

を考慮し、モックアップ試験、構造強度解析の合理化（規格基準の範疇に対し、より現実的な計算結果を与える合理的解析の実施）等により当該設備が十分な構造強度を有することが確認できる場合には、設備健全性を満足するものと評価する。

なお、当該設備の補修、補強または取替を実施する場合には、この限りではない。

表-3.3 設備強度に関する総合評価(解析-点検)

		設備点検：問題なし
地震応答解析 規格基準の範 疇での評価	①算出値 $< III_{AS}$	評価終了 (損傷はなく算出値は III_{AS} 以内)
	②算出値 $> III_{AS}$	・モックアップ試験等 ・追加評価（規格基準の範疇に対し、より現実的な計算結果を与える合理的解析の実施）

(2) 動的機能維持評価

動的機能維持に関する総合評価は、「原子力発電所耐震設計技術指針 JEAG4601-1991 追補版」に準拠し、下記のように実施する。

- ① 設備点検（分解点検、作動試験等）結果が良好で、かつ、応答加速度が機能確認済加速度を満足する設備については、設備健全性を満足するものと評価する。
- ② 応答加速度が機能確認済加速度を満足しない場合、基本点検（目視試験、作動試験）に加え、前述のように追加点検（分解点検）を実施する。損傷箇所が確認されない場合、当該設備は機能確認済加速度を超えて機能維持が可能であると考え、設備は健全性を有しているものと評価する。

表-3.4 動的機能維持に関する総合評価(解析-点検)

		設備点検：問題なし
地震応答解析	①応答加速度 <機能確認済加速度	評価終了
設備の応答加速度を算定し、機能確認済加速度と比較	②応答加速度 >機能確認済加速度	・追加点検（分解点検）を実施し、損傷箇所が確認されない場合、評価基準である機能確認済加速度が余裕度を有しているものと評価

3.3.2 設備点検で異常が確認された場合

(1) 構造強度評価

設備点検結果が良好ではない設備については、損傷原因の究明を行うとともに補修、補強、取替ないしは、損傷の設備健全性に与える影響の検討等の対策を講じる。

(2) 動的機能維持評価

設備点検（作動試験、分解点検等）において異常が認められた場合には、原因の究明を実施するとともに、破損箇所があれば補修、補強または取替を実施する。

4. 系統レベルの点検・評価

- 4. 1 対象系統
- 4. 2 試験方法の策定
- 4. 3 系統健全性の評価

4.1. 対象系統

対象系統は電気事業法に基づく事業用電気工作物の工事計画書に記載のある全ての系統とする（表-4.1 参照）。

4.2. 試験方法の策定

(1) 実施する試験

「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」にて要求される系統機能を確認するため、電気事業法第55条に基づく定期事業者検査の項目のうち、系統の機能を確認する検査項目（添付資料-2 参照）を系統機能試験として実施する（表-4.1 参照）。

(2) 試験方法

系統機能試験は、検出器等の模擬作動信号あるいは手動によって系統を作動（模擬作動を含む）させ、

- ・ 論理回路の作動状況（警報表示、遮断器の作動等）
- ・ 機器の実作動状況（中操ランプ表示、現場開度計、ポンプ作動時間、弁作動時間）
- ・ 系統流量
- ・ 漏えい率

など、系統の状態を確認するためのパラメータを確認する。なお、それぞれの試験の具体的な試験方法（手順、判定基準等）については、定期事業者検査にて実施される方法を用いる。

また、地震影響に特に注意する観点から、以下の項目については重点的に確認する（添付資料-3 参照）。

a. 試験実施前の前提条件の確認

系統機能試験実施前の前提条件の確認として、試験に係わる設備の健全性が、機器レベルの点検・評価によって確認されていること及び系統機能試験に関連する定期事業者検査が完了していることを確認し、系統機能試験時に実作動の状態を確認しない論理回路確認等について、定期事業者検査の記録を個別に確認する。

b. インターロックから実作動までの一連の作動状態の確認

インターロックから実作動までの一連の作動試験となる検査については、以下の実作動の状態を確認する。

- ① 弁の開度・作動状態
- ② ポンプ・ファンの作動状態
- ③ その他の作動機器の状態

なお、試験項目に応じて、現場での確認を実施し、確認が困難なものにあっては、測定値等により確認する。また、これらの確認においては振動診断等も活用し実施する。

c. 設備点検で異常が確認された設備に対する作動状態等の確認

設備点検で異常が確認された設備は、系統機能試験前に健全であることを確認するが、系統機能試験時に当該設備が作動する場合は、異常の内容を考慮し、復旧状態が健全であることを重点的に確認できる確認項目を定め、これを確認する。

d. 前回の試験結果(地震前)との比較

今回の試験結果については、判定基準を満たしていることに加え、前回の試験結果（地震前）との比較を行い、評価する。

表-4.1 系統機能試験一覧

対象系統	系統機能試験
(1) 原子炉本体	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉停止余裕試験^{*1}
(2) 原子炉冷却系統設備	<ul style="list-style-type: none"> 主蒸気隔離弁機能試験 非常用ディーゼル発電機, 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機, 高圧炉心スプレイ系, 低圧炉心スプレイ系, 低圧注水系, 原子炉補機冷却系機能試験 自動減圧系機能試験 タービンバイパス弁機能試験 給水ポンプ機能試験
(3) 計測制御系統設備	<ul style="list-style-type: none"> 制御棒駆動系機能試験^{*1} ほう酸水注入系機能試験 原子炉保護系インターロック機能試験 計装用圧縮空気系機能試験 制御棒駆動機構機能試験^{*1} 選択制御棒挿入機能試験^{*1}
(4) 燃料設備	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉建屋天井クレーン機能試験
(5) 放射線管理設備	<ul style="list-style-type: none"> 非常用ガス処理系機能試験 中央制御室非常用循環系機能試験
(6) 廃棄設備	<ul style="list-style-type: none"> 液体廃棄物処理系機能試験 液体廃棄物貯蔵設備・処理設備のインターロック機能試験（その1） 液体廃棄物貯蔵設備・処理設備のインターロック機能試験（その2） 固体廃棄物処理系焼却炉機能試験 固体廃棄物貯蔵庫管理状況試験
(7) 原子炉格納施設	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉格納容器漏えい率試験^{*1} 原子炉格納容器隔離弁機能試験 可燃性ガス濃度制御系機能試験 原子炉格納容器スプレイ系機能試験 原子炉建屋気密性能試験 主蒸気隔離弁機能試験
(8) 非常用予備発電装置	<ul style="list-style-type: none"> 非常用ディーゼル発電機, 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機, 高圧炉心スプレイ系, 低圧炉心スプレイ系, 低圧注水系, 原子炉補機冷却系機能試験 非常用ディーゼル発電機定格容量確認試験 直流電源系機能試験
(9) 電気設備	対象なし ^{*2}
(10) 蒸気タービン	対象なし ^{*2}
(11) 補助ボイラー	<ul style="list-style-type: none"> 補助ボイラー試運転試験（その1） 補助ボイラー試運転試験（その2） 補助ボイラー試運転試験（その3）

※1 燃料装荷状態で実施する試験

※2 原子炉の蒸気発生以前に実施する試験はなし

4.3. 系統健全性の評価

系統機能試験の結果を踏まえ、系統健全性の評価を行う。

系統機能試験において判定基準を満足する場合は、系統機能が正常に発揮されているものと評価する。

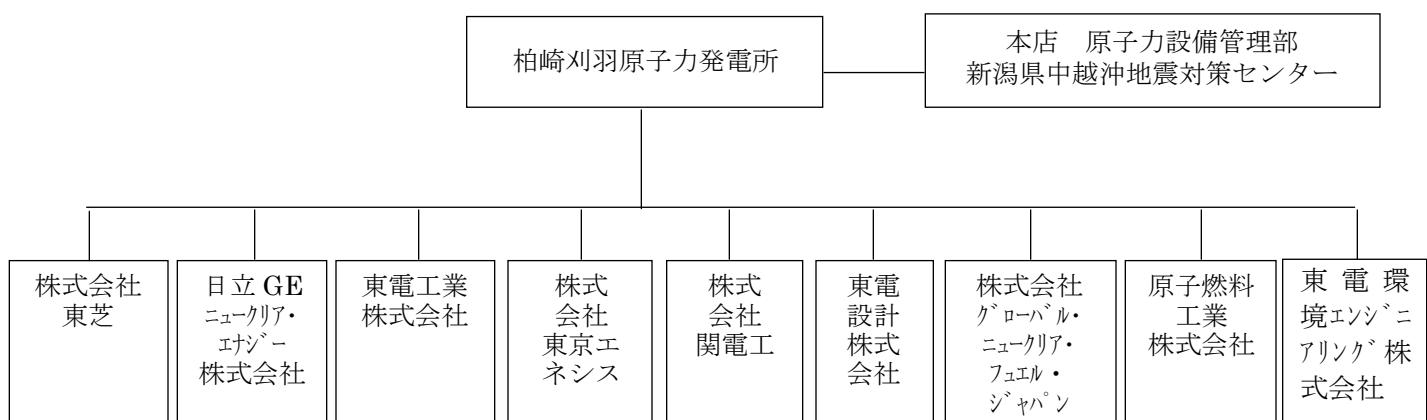
系統機能試験で異常が確認された場合は、原因の究明を行うと共に、必要に応じた対策を講じ、再度系統機能試験を行う。

5. 記録

「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」の原子炉施設の保守管理記録に基づき、点検・評価の実施記録、評価の結果等を記録し、当該記録の保存期間は、保守管理を実施した原子炉施設を解体または廃棄した後五年が経過するまでの期間とする。

6. 点検・評価の体制

点検・評価の体制については以下のとおり。



※ 現時点における主要な体制を記載

図 6-1 点検・評価体制

点検・解析の実施者の力量管理については以下のとおりとする。

- ・ 非破壊検査作業等の有資格作業等については、必要となる有資格者を配置する。
- ・ 目視点検については、以下に留意した人員配置を行う。
 - NDIS 3413 「非破壊試験技術者の視力及び色覚の試験方法」にて準用される、JIS Z 2305 「非破壊検査－技術者の資格及び認証」にて非破壊検査員に要求される近方視力の確認を行う等、視力に問題のない者を配置すること。
 - 業務経験年数等、適切な力量を有する者を配置すること。
 - 必要に応じ、地震によって影響を受け破損しやすい箇所等を把握可能な設計者に意見を求めることができ可能な体制とすること。
- ・ 系統機能試験については、検査に関する教育を受けたもの等、定期事業者検査における人員配置で実施する。

7. スケジュール

全体の工程については、以下のとおりとする。

実施内容	平成 20 年			平成 21 年				
	2月	3月	4月	8月	9月	10月	11月	
1. 機器レベルの点検・評価								
(1) 設備点検								※ 1
(2) 地震応答解析								
(3) 設備健全性に係る総合評価								※ 1
2. 系統レベルの点検・評価								
(1) 系統機能試験								
(2) 系統健全性の評価								

※ 1 設備点検の未実施分（漏えい確認等）

図 7-1 概略スケジュール

なお、当該工程は現時点におけるものであり、点検・評価等の進捗等により変更する可能性がある。

8. 添付資料

- (1) 柏崎刈羽原子力発電所 1 号機 点検・評価対象機器一覧
- (2) 「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」(省令 62 号) の要求についての整理表
- (3) 系統機能試験における試験方法一覧

添付資料-1

柏崎刈羽原子力発電所1号機 点検・評価対象機器一覧

柏崎刈羽原子力発電所1号機 点検・評価対象機器一覧

設備区分(1)	設備区分(2)	機器名称	機器番号	種類	機器種別	安全重要度	耐震重要度
原子炉本体	原子炉圧力容器付属構造物	原子炉本体基礎ボルト	—	—	原子炉圧力容器及び付属機器	クラス1	As
	原子炉圧力容器	原子炉圧力容器	B11-D003	—	原子炉圧力容器及び付属機器	クラス1	As
	原子炉圧力容器付属構造物	ジェットポンプ計測配管貫通部シール	—	—	原子炉圧力容器及び付属機器	クラス1	As
		中性子束モニタハウジング	—	—	原子炉圧力容器及び付属機器	クラス1	As
		制御棒駆動機構ハウジング	—	—	原子炉圧力容器及び付属機器	クラス1	As
		制御棒駆動機構ハウジング支持金具	—	—	原子炉圧力容器及び付属機器	クラス1	As
		原子炉圧力容器スタビライザ	—	—	原子炉圧力容器及び付属機器	クラス1	As
		原子炉格納容器スタビライザ	—	—	原子炉圧力容器及び付属機器	クラス1	As
		シラウドヘッド及びシラウドヘッドボルト	—	—	炉内構造物	クラス3	A
		炉心シラウド	—	—	炉内構造物	クラス1	As
炉内構造物	シラウドサポート	—	—	原子炉圧力容器及び付属機器	クラス1	As	
	上部格子板	—	—	炉内構造物	クラス1	As	
	炉心支持板	—	—	炉内構造物	クラス1	As	
	給水スパージャ	—	—	炉内構造物	クラス3	A	
	低圧及び高圧炉心スプレイ系配管(原子炉圧力容器内部)	—	—	炉内構造物	クラス1	A	
	低圧及び高圧スプレイスパージャ	—	—	炉内構造物	クラス1	A	
	残留熱除去系(低圧注水系)配管(原子炉圧力容器内部)	—	—	炉内構造物	クラス1	A	
	差圧検出ほう酸水注入系配管(原子炉圧力容器内部及びティーよりN11ノズルまで)	—	—	炉内構造物	クラス1	A	
	気水分離器及びスタンダードパイプ	—	—	炉内構造物	クラス3	A	
	蒸気乾燥器	—	—	炉内構造物	クラス3	A	
	制御棒案内管	—	—	炉内構造物	クラス1	As	
	中性子束モニタ案内管	—	—	炉内構造物	クラス1	A	
	ジェットポンプ	—	—	炉内構造物	クラス1	A	
	燃料支持金具	—	—	炉内構造物	クラス1	As	
炉心	燃料集合体	—	764	燃料体	クラス1	—	
	チャンネルボックス	—	764	燃料体	クラス1	As	

柏崎刈羽原子力発電所1号機 点検・評価対象機器一覧

設備区分(1)	設備区分(2)	機器名称	機器番号	種類	機器種別	安全重要度	耐震重要度
原子炉格納施設	原子炉格納施設	原子炉格納容器 (一次格納施設)	—	—	原子炉格納容器及び付属機器	クラス1	As
	圧力低減装置その他の安全装置	ダイヤフラムフロア	—	—	原子炉格納容器及び付属機器	クラス1	A
		ベント管	—	—	原子炉格納容器及び付属機器	クラス1	A
		原子炉格納容器スプレイヘッダ	—	—	原子炉格納容器及び付属機器	クラス1	A
	真空破壊装置	T11-F025	A	原子炉格納容器及び付属機器	クラス1	A	
			B	原子炉格納容器及び付属機器	クラス1	A	
			C	原子炉格納容器及び付属機器	クラス1	A	
			D	原子炉格納容器及び付属機器	クラス1	A	
			E	原子炉格納容器及び付属機器	クラス1	A	
			F	原子炉格納容器及び付属機器	クラス1	A	
			G	原子炉格納容器及び付属機器	クラス1	A	
			H	原子炉格納容器及び付属機器	クラス1	A	
			J	原子炉格納容器及び付属機器	クラス1	A	
			K	原子炉格納容器及び付属機器	クラス1	A	
			L	原子炉格納容器及び付属機器	クラス1	A	
	圧力低減装置その他の安全装置 (可燃性ガス濃度制御系)	可燃性ガス濃度制御系再結合装置(プロワ)	T49-C001	A	再結合装置	クラス1	A
			—	B	再結合装置	クラス1	A
		可燃性ガス濃度制御系再結合装置(加熱器)	T49-B002	A	再結合装置	クラス1	A
			—	B	再結合装置	クラス1	A
	可燃性ガス濃度制御系再結合装置(装置内配管)	主配管1	—	A	再結合装置	クラス1	A
			—	B	再結合装置	クラス1	A
		主配管2	—	—	配管	クラス1	A
		主要弁	T49-F001	A	弁	クラス1	As
			—	B	弁	クラス1	As
			T49-F003	A	弁	クラス1	As
			—	B	弁	クラス1	As

柏崎刈羽原子力発電所1号機 点検・評価対象機器一覧

設備区分(1)	設備区分(2)	機器名称	機器番号	種類	機器種別	安全重要度	耐震重要度	
原子炉格納施設	不活性ガス系	液化窒素貯槽	T31-A101	—	タンク	クラス3	C	
		補給用蒸発器 (送ガス用)	T31-B101	—	熱交換器	クラス3	C	
		補給用加温器	T31-B103	—	電気ヒータ	クラス3	C	
					タンク	クラス3	C	
		バージ用蒸発器	T31-B103	—	熱交換器	ノンクラス	C	
		主要弁	T31-F001 T31-F002 T31-F003 T31-F004 T31-F005 T31-F010 T31-F011 T31-F012 T31-F016 T31-F019 T31-F020 T31-F021 T31-F022 主配管1 主配管2 主配管3	T31-F001	—	弁	クラス1	As
				T31-F002	—	弁	クラス1	As
				T31-F003	—	弁	クラス1	As
				T31-F004	A	弁	クラス1	As
					B	弁	クラス1	As
				T31-F005	A	弁	クラス1	As
					B	弁	クラス1	As
				T31-F010	—	弁	クラス1	As
				T31-F011	—	弁	クラス1	As
				T31-F012	—	弁	クラス1	As
	T31-F016			—	弁	クラス1	As	
	T31-F019			—	弁	クラス1	As	
	T31-F020			—	弁	クラス1	As	
	T31-F021			—	弁	クラス1	As	
	T31-F022			—	弁	クラス1	As	
原子炉格納容器 配管貫通部	ペロー付配管貫通部	—	—	配管	クラス1	As		
ペローなし配管貫通部	—	—	配管	クラス3	C			
原子炉格納容器バウンダリ小口径管	—	—	配管	ノンクラス	C			

柏崎刈羽原子力発電所1号機 点検・評価対象機器一覧

設備区分(1) 原子炉冷却系統設備	設備区分(2) 主蒸気系	機器名称	機器番号	種類 A B C D	機器種別 弁	安全重要度 クラス1	耐震 重要度 As
		主要弁	B21-F002				
		主要弁	B21-F002	A	弁	クラス1	As
				B	弁	クラス1	As
				C	弁	クラス1	As
				D	弁	クラス1	As
		B21-F003	B21-F003	A	弁	クラス1	As
				B	弁	クラス1	As
				C	弁	クラス1	As
				D	弁	クラス1	As
		B21-F004	B21-F004	A	弁	クラス2	A
				B	弁	クラス2	A
				C	弁	クラス2	A
				D	弁	クラス2	A
		主蒸気逃がし安全弁	B21-F001	A	弁	クラス1	As
				B	弁	クラス1	As
				C	弁	クラス1	As
				D	弁	クラス1	As
				E	弁	クラス1	As
				F	弁	クラス1	As
				G	弁	クラス1	As
				H	弁	クラス1	As
				J	弁	クラス1	As
				K	弁	クラス1	As
				L	弁	クラス1	As
				M	弁	クラス1	As
				N	弁	クラス1	As
				P	弁	クラス1	As
				Q	弁	クラス1	As
		主蒸気流量制限器	B21-FE001	A	配管	クラス1	As
				B	配管	クラス1	As
				C	配管	クラス1	As
				D	配管	クラス1	As

柏崎刈羽原子力発電所1号機 点検・評価対象機器一覧

設備区分(1)	設備区分(2)	機器名称	機器番号	種類	機器種別	安全重要度	耐震重要度
原子炉冷却系統設備	主蒸気系	主蒸気隔離弁制御用アキュームレータ	B21-A003	A	アキュムレータ	クラス1	As
				B	アキュムレータ	クラス1	As
				C	アキュムレータ	クラス1	As
				D	アキュムレータ	クラス1	As
	B21-A004	A	アキュムレータ	クラス1	As		
		B	アキュムレータ	クラス1	As		
		C	アキュムレータ	クラス1	As		
		D	アキュムレータ	クラス1	As		
	B21-A001	主蒸気逃がし安全弁用アキュームレータ	B21-A001	A	アキュムレータ	クラス1	As
				B	アキュムレータ	クラス1	As
				C	アキュムレータ	クラス1	As
				D	アキュムレータ	クラス1	As
				E	アキュムレータ	クラス1	As
				F	アキュムレータ	クラス1	As
				G	アキュムレータ	クラス1	As
				H	アキュムレータ	クラス1	As
J				アキュムレータ	クラス1	As	
K				アキュムレータ	クラス1	As	
L				アキュムレータ	クラス1	As	
M				アキュムレータ	クラス1	As	
N				アキュムレータ	クラス1	As	
P				アキュムレータ	クラス1	As	
Q				アキュムレータ	クラス1	As	
R				アキュムレータ	クラス1	As	
S	アキュムレータ	クラス1	As				
T	アキュムレータ	クラス1	As				
B21-A002	主蒸気逃がし安全弁用アキュームレータ(ADS用)	B21-A002	A	アキュムレータ	クラス1	As	
			D	アキュムレータ	クラス1	As	
			H	アキュムレータ	クラス1	As	
			L	アキュムレータ	クラス1	As	
			N	アキュムレータ	クラス1	As	
			R	アキュムレータ	クラス1	As	
			T	アキュムレータ	クラス1	As	
給水系	主要弁	B21-F051	A	弁	クラス1	As	
		B21-F051	B	弁	クラス1	As	
		B21-F052	A	弁	クラス1	As	
		B21-F052	B	弁	クラス1	As	

柏崎刈羽原子力発電所1号機 点検・評価対象機器一覧

設備区分(1)	設備区分(2)	機器名称	機器番号	種類	機器種別	安全重要度	耐震重要度
原子炉冷却系統設備	原子炉隔離時冷却系	原子炉隔離時冷却系ポンプ	E51-C001	—	横形ポンプ	クラス1	As
		原子炉隔離時冷却系ポンプ蒸気駆動タービン	E51-C002	—	ポンプ駆動用タービン	クラス1	As
		主配管1	—	—	配管	クラス1	As
		主配管2	—	—	配管	クラス3	As
		主要弁	E51-F003	—	弁	クラス1	As
			E51-F004	—	弁	クラス1	As
			E51-F005	—	弁	クラス1	As
			E51-F006	—	弁	クラス3	As
			E51-F008	—	弁	クラス1	As
			E51-F009	—	弁	クラス1	As
			E51-F010	—	弁	クラス1	As
			E51-F012	—	弁	クラス1	As
			E51-F015	—	弁	クラス1	As
		高圧炉心スプレイ系	E22-C001	—	立形ポンプ	クラス1	As
		主配管1	—	—	配管	クラス1	As
		主配管2	—	—	配管	クラス1	A
		主配管3	—	—	配管	クラス3	A
		主要弁	E22-F003	—	弁	クラス1	As
			E22-F004	—	弁	クラス1	As
			E22-F006	—	弁	クラス1	As
			E22-F008	—	弁	クラス3	As
			E22-F010	—	弁	クラス1	As
		高圧炉心スプレイ系ストレナ	E22-D010	—	原子炉格納容器及び付属機器	クラス1	As

柏崎刈羽原子力発電所1号機 点検・評価対象機器一覧

設備区分(1)	設備区分(2)	機器名称	機器番号	種類	機器種別	安全重要度	耐震重要度
原子炉冷却系統設備	低圧炉心スプレイ系	低圧炉心スプレイ系ポンプ	E21-C001	—	立形ポンプ	クラス1	A
		低圧炉心スプレイ系封水ポンプ	E21-C002	—	横形ポンプ	クラス3	A
		主配管1	—	—	配管	クラス1	As
		主配管2	—	—	配管	クラス1	A
		主要弁	E21-F001	—	弁	クラス1	As
			E21-F003	—	弁	クラス1	As
			E21-F004	—	弁	クラス1	As
			E21-F006	—	弁	クラス1	As
		低圧炉心スプレイ系ストレーナ	E21-D001	—	原子炉格納容器及び付属機器	クラス1	As
主蒸気隔離弁漏えい抑制系	主配管1	—	—	配管	クラス1	As	
	主配管2	—	—	配管	ノンクラス	A	
	主要弁	E32-F001	A	弁	ノンクラス	A	
			B	弁	クラス1	A	
			C	弁	ノンクラス	A	
			D	弁	クラス1	A	
			E	弁	ノンクラス	A	
			F	弁	クラス1	A	
			G	弁	ノンクラス	A	
			H	弁	クラス1	A	
		E32-F002	A	弁	ノンクラス	A	
			B	弁	ノンクラス	A	
		E32-F003	A	弁	クラス1	As	
			B	弁	クラス1	As	

柏崎刈羽原子力発電所1号機 点検・評価対象機器一覧

設備区分(1)	設備区分(2)	機器名称	機器番号	種類	機器種別	安全重要度	耐震重要度
原子炉冷却系統設備	主蒸気隔離弁漏えい抑制系	主要弁	E32-F004	A	弁	ノンクラス	A
				B	弁	クラス1	A
				C	弁	ノンクラス	A
				D	弁	クラス1	A
				E	弁	ノンクラス	A
				F	弁	クラス1	A
				G	弁	ノンクラス	A
				H	弁	クラス1	A
			E32-F005	A	弁	ノンクラス	A
				B	弁	ノンクラス	A
			E32-F006	A	弁	ノンクラス	A
				B	弁	ノンクラス	A
	原子炉冷却材再循環系	原子炉冷却材再循環ポンプ	B31-C001	A	再循環ポンプ	クラス1	As
				B	再循環ポンプ	クラス1	As
		主配管	—	—	配管	クラス1	As
		主要弁	B31-F001	A	弁	クラス1	As
				B	弁	クラス1	As
			B31-F002	A	弁	クラス1	As
				B	弁	クラス1	As
	原子炉冷却材浄化系	原子炉冷却材浄化系再生熱交換器	G31-B001	A	熱交換器	クラス2	B
				B	熱交換器	クラス2	B
				C	熱交換器	クラス2	B
		原子炉冷却材浄化系非再生熱交換器	G31-B002	A	熱交換器	クラス2	B
				B	熱交換器	クラス2	B
		原子炉冷却材浄化系ろ過脱塩器	G31-D003	A	ろ過脱塩器	クラス2	B
				B	ろ過脱塩器	クラス2	B
		原子炉冷却材浄化系ポンプ	G31-C001	A	立形ポンプ	クラス2	B
				電動機	クラス2	B	
				B	立形ポンプ	クラス2	B
				電動機	クラス2	B	
	主配管1	—	—	配管	クラス1	As	
	主配管2	—	—	配管	クラス2	B	
	主要弁	G31-F003	—	弁	クラス1	As	
			—	弁	クラス1	As	

柏崎刈羽原子力発電所1号機 点検・評価対象機器一覧

設備区分(1)	設備区分(2)	機器名称	機器番号	種類	機器種別	安全重要度	耐震 重要度
原子炉冷却系統設備	残留熱除去系	残留熱除去系熱交換器	E11-B001	A	熱交換器	クラス1	As
				B	熱交換器	クラス1	As
	残留熱除去系ポンプ	E11-C001	A	立形ポンプ	クラス1	As	
			B	立形ポンプ	クラス1	As	
			C	立形ポンプ	クラス1	As	
	残留熱除去系封水ポンプ	E11-C002	—	横形ポンプ	クラス3	As	
	主配管1	—	—	配管	クラス1	As	
	主配管2	—	—	配管	クラス1	A	
	主要弁	E11-F001	A	弁	クラス1	As	
			B	弁	クラス1	As	
			C	弁	クラス1	As	
		E11-F004	A	弁	クラス1	As	
			B	弁	クラス1	As	
		E11-F006	A	弁	クラス1	As	
			B	弁	クラス1	As	
			C	弁	クラス1	As	
		E11-F007	A	弁	クラス1	As	
			B	弁	クラス1	As	
			C	弁	クラス1	As	
	E11-F012	A	弁	クラス1	As		
		B	弁	クラス1	As		
	E11-F013	A	弁	クラス1	As		
		B	弁	クラス1	As		
	E11-F021	A	弁	クラス1	As		
		B	弁	クラス1	As		
		C	弁	クラス1	As		
	E11-F024	A	弁	クラス1	As		
		B	弁	クラス1	As		
	E11-F025	A	弁	クラス1	As		
		B	弁	クラス1	As		
	E11-F028	A	弁	クラス1	As		
		B	弁	クラス1	As		
	E11-F029	A	弁	クラス1	As		
		B	弁	クラス1	As		
	E11-D001	A	原子炉格納容器及び付属機器	クラス1	As		
		B	原子炉格納容器及び付属機器	クラス1	As		
		C	原子炉格納容器及び付属機器	クラス1	As		

柏崎刈羽原子力発電所1号機 点検・評価対象機器一覧

設備区分(1)	設備区分(2)	機器名称	機器番号	種類	機器種別	安全重要度	耐震重要度
原子炉冷却系統設備	残留熱除去冷却中間ループ系	残留熱除去冷却中間ループ系熱交換器	P36-B001	A	熱交換器	クラス1	As
				B	熱交換器	クラス1	As
				C	熱交換器	クラス1	As
				D	熱交換器	クラス1	As
	残留熱除去冷却中間ループポンプ	P36-C001	A	横形ポンプ	クラス1	As	
			B	横形ポンプ	クラス1	As	
			C	横形ポンプ	クラス1	As	
			D	横形ポンプ	クラス1	As	
	主配管	—	—	配管	クラス1	As	
	残留熱除去海水系	P45-C002	A	立形ポンプ	クラス1	As	
			B	立形ポンプ	クラス1	As	
			C	立形ポンプ	クラス1	As	
			D	立形ポンプ	クラス1	As	
	残留熱除去海水系ストレーナ	P45-D002	A	ストレーナ	クラス1	As	
			B	ストレーナ	クラス1	As	
	主配管1	—	—	配管	クラス1	As	
	主配管2	—	—	配管	クラス3	As	
原子炉補機冷却系	原子炉補機冷却系熱交換器	P21-B001	A	熱交換器	クラス3	B	
			B	熱交換器	クラス3	B	
	原子炉補機冷却水ポンプ	P21-C001	A	横形ポンプ	クラス3	B	
			B	横形ポンプ	クラス3	B	
	主配管	—	—	配管	クラス3	B	
	原子炉補機冷却中間ループ系熱交換器	P31-B001	A	熱交換器	クラス3	B	
			B	熱交換器	クラス3	B	
			C	熱交換器	クラス3	B	
			D	熱交換器	クラス3	B	
原子炉補機冷却中間ループ系	原子炉補機冷却中間ループポンプ	P31-C002	A	横形ポンプ	クラス3	B	
			B	横形ポンプ	クラス3	B	
			C	横形ポンプ	クラス3	B	
	主配管1	—	—	配管	クラス1	As	
	主配管2	—	—	配管	クラス3	B	
	主配管3	—	—	配管	ノンクラス	B	
	主要弁	P31-F481	—	弁	クラス1	As	
		P31-F488	—	弁	クラス1	As	
	補給水系	復水貯蔵槽(非常用復水貯蔵槽)	P13-A001	—	プールライニング	クラス1	A
		復水貯蔵槽(常用復水貯蔵槽)	P13-A002	A	プールライニング	クラス3	B
			B	プールライニング	クラス3	B	
		復水移送ポンプ	P13-C001	A	横形ポンプ	クラス3	B
			B	横形ポンプ	クラス3	B	
			C	横形ポンプ	クラス3	B	
	主配管1	—	—	配管	クラス1	As	
	主配管2	—	—	配管	クラス1	B	
	主配管3	—	—	配管	クラス3	B	
	主配管4	—	—	配管	ノンクラス	B	
	主配管5	—	—	配管	ノンクラス	C	

柏崎刈羽原子力発電所1号機 点検・評価対象機器一覧

設備区分(1)	設備区分(2)	機器名称	機器番号	種類	機器種別	安全重要度	耐震重要度
計測制御系統設備	制御材	制御棒	—	185	制御棒	クラス1	As
	制御材駆動装置	制御棒駆動機構	—	185	制御棒駆動機構	クラス1	As
	制御棒駆動系	制御棒駆動水フィルタ	C12-D004	A	フィルタ	クラス3	B
				B	フィルタ	クラス3	B
	制御棒駆動水ポンプ		C12-C001	A	横形ポンプ	クラス3	B
				B	横形ポンプ	クラス3	B
	水圧制御ユニット	C12-D001	185	アキュムレータタンク	クラス1	As	
	サクションフィルタ		C12-D003	A	フィルタ	クラス3	B
				B	フィルタ	クラス3	B
	スクラム排出容器		C12-D011	A	タンク	クラス3	B
				B	タンク	クラス3	B
	制御棒駆動水加熱器	C12-B001	—	タンク	ノンクラス	B	
	主配管1	—	—	配管	クラス1	As	
	主配管2	—	—	配管	クラス1	B	
	主配管3	—	—	配管	クラス3	As	
	主配管4	—	—	配管	クラス3	B	
	主配管5	—	—	配管	ノンクラス	B	
ほう酸水注入系	ほう酸水注入系ポンプ		C41-C001	A	往復動式ポンプ	クラス1	A
				B	往復動式ポンプ	クラス1	A
	ほう酸水注入系貯蔵タンク	C41-A001	—	タンク	クラス1	A	
	主配管1	—	—	配管	クラス1	As	
	主配管2	—	—	配管	クラス1	A	
	主配管3	—	—	配管	クラス3	A	
	主要弁		C41-F007	—	弁	クラス1	As
			C41-F008	—	弁	クラス1	As
	原子炉冷却材再循環ポンプ用可変周波数電源装置	可変速流体継手	C81-C002	A	M-Gセット流体継手	クラス3	C
				B	M-Gセット流体継手	クラス3	C

柏崎刈羽原子力発電所1号機 点検・評価対象機器一覧

設備区分(1)	設備区分(2)	機器名称	機器番号	種類	機器種別	安全重要度	耐震重要度
燃料設備	燃料取扱装置	燃料交換機	F15-E001	—	燃料取替機	クラス2	B
		原子炉複合建屋原子炉棟クレーン	U31-E001	—	クレーン	クラス2	B
	燃料貯蔵設備	新燃料貯蔵設備(新燃料貯蔵庫)	—	—	燃料ラック類	クラス3	C
		新燃料貯蔵設備(新燃料貯蔵ラック)	—	—	燃料ラック類	クラス3	C
	使用済燃料貯蔵設備	使用済燃料貯蔵プール	—	—	プールライニング	クラス2	As
		使用済燃料貯蔵ラック	—	—	燃料ラック類	クラス2	As
		制御棒・破損燃料貯蔵ラック	—	—	燃料ラック類	クラス2	As
		制御棒貯蔵ラック	—	—	燃料ラック類	クラス2	As
	燃料プール冷却浄化系	燃料プール冷却浄化系熱交換器	G41-B001	A	熱交換器	クラス3	B
				B	熱交換器	クラス3	B
		燃料プール冷却浄化系ろ過脱塩器	G41-D005	A	ろ過脱塩器	クラス3	B
				B	ろ過脱塩器	クラス3	B
		燃料プール冷却浄化系ポンプ	G41-C001	A	横形ポンプ	クラス3	B
				B	横形ポンプ	クラス3	B
		燃料プール補給水ポンプ	P14-C001	A	横形ポンプ	ノンクラス	A
				B	横形ポンプ	ノンクラス	A
	主配管1	—	—	配管	クラス2	A	
	主配管2	—	—	配管	クラス3	A	
	主配管3	—	—	配管	クラス3	B	
	主配管4	—	—	配管	ノンクラス	B	

柏崎刈羽原子力発電所1号機 点検・評価対象機器一覧

設備区分(1)	設備区分(2)	機器名称	機器番号	種類	機器種別	安全重要度	耐震重要度	
放射線管理設備	換気設備 (非常用ガス処理系)	非常用ガス処理系排風機及び送風機	T22-C003 (非常用ガス処理系排風機)	A	ファン	クラス1	A	
				B	ファン	クラス1	A	
			T22-C004 (非常用ガス処理系冷却送風機)	A	ファン	ノンクラス	A	
				B	ファン	ノンクラス	A	
		非常用ガス処理系	フィルタ(非常用ガス処理系前置ガス処理装置)	A	特殊フィルタ	クラス1	A	
				B	特殊フィルタ	クラス1	A	
			フィルタ(非常用ガス処理系後置ガス処理装置)	A	特殊フィルタ	クラス1	A	
				B	特殊フィルタ	クラス1	A	
		主配管1	—	—	配管	クラス1	A	
		換気系 (原子炉複合建屋原子炉棟換気系)	送風機及び排風機	U41-C102 (R/B排風機)	A	ファン	クラス3	C
					B	ファン	クラス3	C
					C	ファン	クラス3	C
			U41-C101 (R/B送風機)	A	ファン	クラス3	C	
					B	ファン	クラス3	C
					C	ファン	クラス3	C
			U41-C103 (ハーベン用排風機)	—	ファン	ノンクラス	C	
		換気系 (中央制御室換気系)	送風機及び排風機	U41-C501 (C/A送風機)	A	ファン	クラス1	A
					B	ファン	クラス1	A
					A	ファン	クラス1	A
			U41-C502 (C/A排風機)	A	ファン	クラス1	A	
					B	ファン	クラス1	A
					A	ファン	クラス1	A
			U41-C503 (C/A再循環送風機)	A	ファン	クラス1	A	
					B	ファン	クラス1	A
			エアフィルタ	U41-V502	—	特殊フィルタ	クラス1	A
	生体遮へい装置	原子炉遮へい壁	—	—	原子炉格納容器及び付属機器	クラス1	B	

柏崎刈羽原子力発電所1号機 点検・評価対象機器一覧

設備区分(1)	設備区分(2)	機器名称	機器番号	種類	機器種別	安全重要度	耐震重要度
廃棄設備	液体廃棄物処理系	ドライウェル低電導度廃液サンプ	K11-A005	—	タンク	クラス3	B
		原子炉複合建屋原子炉棟低電導度廃液サンプ	K11-A001	A	タンク	クラス3	B
				B	タンク	クラス3	B
		ドライウェル高電導度廃液サンプ	K11-A107	—	タンク	クラス3	B
		原子炉複合建屋原子炉棟高電導度廃液サンプ	K11-A101	A	タンク	クラス3	B
				B	タンク	クラス3	B
				C	タンク	クラス3	B
		ドライウェルオイルドレンサンプ	K11-A504	—	タンク	ノンクラス	B
		原子炉複合建屋原子炉棟低電導度廃液サンプポンプ	K11-C001	A	立形ポンプ	クラス3	B
				B	立形ポンプ	クラス3	B
				C	立形ポンプ	クラス3	B
				D	立形ポンプ	クラス3	B
		原子炉複合建屋原子炉棟高電導度廃液サンプポンプ	K11-C101	A	立形ポンプ	クラス3	B
				B	立形ポンプ	クラス3	B
				C	立形ポンプ	クラス3	B
				D	立形ポンプ	クラス3	B
				E	立形ポンプ	クラス3	B
				F	立形ポンプ	クラス3	B
		原子炉複合建屋原子炉棟低電導度廃液サンプ冷却器	K11-B001	A	熱交換器	ノンクラス	B
				B	熱交換器	ノンクラス	B
		主要弁	K11-F002	—	弁	クラス1	As
				—	弁	クラス1	As
				—	弁	クラス1	As
				—	弁	クラス1	As
				—	弁	クラス1	As
				—	弁	クラス1	As
非常用予備発電装置	非常用ディーゼル発電設備(内燃機関)	ディーゼル機関	R43-C001	A	非常用ディーゼル発電機	クラス1	As
				B	非常用ディーゼル発電機	クラス1	As
		調速装置及び非常調速装置	—	A	非常用ディーゼル発電機	クラス1	As
				B	非常用ディーゼル発電機	クラス1	As
		過給機	L・R	A	非常用ディーゼル発電機	クラス1	As
				B	非常用ディーゼル発電機	クラス1	As
		冷却水設備(機関付清水ポンプ)	R43-C007	A	非常用ディーゼル発電機	クラス1	As
				B	非常用ディーゼル発電機	クラス1	As

柏崎刈羽原子力発電所1号機 点検・評価対象機器一覧

設備区分(1)	設備区分(2)	機器名称	機器番号	種類	機器種別	安全重要度	耐震重要度
非常用予備発電装置	非常用ディーゼル発電設備(内燃機関)	空気圧縮設備(空気だめ)	R43-A004-1	A	非常用ディーゼル発電機	クラス1	As
				B	非常用ディーゼル発電機	クラス1	As
		空気圧縮設備(空気だめ安全弁)	R43-A004-2	A	非常用ディーゼル発電機	ノンクラス	As
				B	非常用ディーゼル発電機	ノンクラス	As
		空気圧縮設備(空気圧縮機)	R43-F752	A	非常用ディーゼル発電機	クラス1	As
				B	非常用ディーゼル発電機	クラス1	As
			R43-F754	A	非常用ディーゼル発電機	ノンクラス	As
				B	非常用ディーゼル発電機	ノンクラス	As
		空気圧縮設備(空気圧縮機)	R43-C005-1	A	非常用ディーゼル発電機	クラス3	As
				B	非常用ディーゼル発電機	クラス3	As
			R43-C005-2	A	非常用ディーゼル発電機	クラス3	As
				B	非常用ディーゼル発電機	クラス3	As
		非常用補機冷却中間ループ系	P38-B001	A	熱交換器	クラス1	As
				B	熱交換器	クラス1	As
			P38-C001	A	横形ポンプ	クラス1	As
		主配管	—	—	配管	クラス1	As
高圧炉心スプレイディーゼル発電設備(内燃機関)	高圧炉心スプレイディーゼル発電設備(内燃機関)	ディーゼル機関	R44-C001	H	非常用ディーゼル発電機	クラス1	As
		調速装置及び非常調速装置	—	H	非常用ディーゼル発電機	クラス1	As
		過給機	L・R	H	非常用ディーゼル発電機	クラス1	As
		冷却水設備(機関付清水ポンプ)	R44-C007	H	非常用ディーゼル発電機	クラス1	As
		空気圧縮設備(空気だめ)	R44-A004-1	H	非常用ディーゼル発電機	クラス1	As
			R44-A004-2	H	非常用ディーゼル発電機	ノンクラス	As
		空気圧縮設備(空気だめ安全弁)	R44-F752	H	非常用ディーゼル発電機	クラス1	As
			R44-F754	H	非常用ディーゼル発電機	ノンクラス	As
		空気圧縮設備(空気圧縮機)	R44-C005-1	H	非常用ディーゼル発電機	クラス3	As
			R44-C005-2	H	非常用ディーゼル発電機	クラス3	As
高圧炉心スプレイディーゼル冷却中間ループ系	高圧炉心スプレイディーゼル冷却中間ループ系	高圧炉心スプレイディーゼル冷却中間ループ系熱交換器	P37-B001	—	熱交換器	クラス1	As
		高圧炉心スプレイディーゼル冷却中間ループポンプ	P37-C001	—	横形ポンプ	クラス1	As
		主配管	—	—	配管	クラス1	As
	高圧炉心スプレイディーゼル海水系	高圧炉心スプレイディーゼル海水ポンプ	P46-C002	—	立形ポンプ	クラス1	As
		高圧炉心スプレイディーゼル海水系ストレーナ	P46-D002	—	ストレーナ	クラス1	As
補助ボイラ	補助ボイラに附属する設備の安全弁及び逃し弁	主配管1	—	—	配管	クラス1	As
		主配管2	—	—	配管	クラス3	As
		所内蒸気系原子炉複合建屋入口	P61-F225	—	弁	ノンクラス	C
		安全弁					

柏崎刈羽原子力発電所1号機 点検・評価対象機器一覧

設備区分(1)	設備区分(2)	機器名称	機器番号	種類	機器種別	安全重要度	耐震重要度
計測制御系統設備	一次冷却材流量 計測装置 (原子炉冷却材 再循環系原子炉 冷却材再循環流 量)	原子炉冷却材再循環ポンプ流量	B31-FT003	A	変換器	クラス3	As
		E		変換器	クラス3	As	
一次冷却材流量 計測装置 (主蒸気系主蒸 気流量)	主蒸気管流量		B21-FT001	A-1	変換器	クラス3	A
				A-2	変換器	クラス3	A
				B-1	変換器	クラス3	A
				B-2	変換器	クラス3	A
				C-1	変換器	クラス3	A
				C-2	変換器	クラス3	A
				D-1	変換器	クラス3	A
				D-2	変換器	クラス3	A
原子炉圧力容器 水位計測装置 (原子炉水位)	原子炉水位(狭帯域)	B21-LT024	A	変換器	クラス1	As	
			B	変換器	クラス1	As	
			C	変換器	クラス1	As	
			D	変換器	クラス1	As	
		B21-LT038	A	変換器	クラス1	As	
			B	変換器	クラス1	As	
		B21-LT061	A	変換器	クラス3	A	
			B	変換器	クラス3	A	
			C	変換器	クラス3	A	
原子炉水位(広帯域)	B21-LT026	A	変換器	クラス1	As		
		B	変換器	クラス1	As		
		C	変換器	クラス1	As		
		D	変換器	クラス1	As		
	B21-LT031	A	変換器	クラス1	As		
		B	変換器	クラス1	As		
		C	変換器	クラス1	As		
		D	変換器	クラス1	As		
	B21-LT036	A	変換器	クラス3	A		
		B	変換器	クラス3	A		
		C	変換器	クラス3	A		
		D	変換器	クラス3	A		
原子炉水位(燃料域)	B21-LT037	A	変換器	クラス1	As		
		B	変換器	クラス1	As		
		C	変換器	クラス1	As		
		D	変換器	クラス1	As		
	B21-LT044	A	変換器	クラス3	A		
		B	変換器	クラス3	A		

柏崎刈羽原子力発電所1号機 点検・評価対象機器一覧

設備区分(1)	設備区分(2)	機器名称	機器番号	種類	機器種別	安全重要度	耐震重要度
計測制御系統設備	一次冷却材圧力 計測装置 (原子炉圧力)	原子炉圧力	B21-PT020	A	変換器	クラス1	As
				B	変換器	クラス1	As
				C	変換器	クラス1	As
				D	変換器	クラス1	As
			B21-PT023	A	変換器	クラス1	As
				B	変換器	クラス1	As
				C	変換器	クラス1	As
				D	変換器	クラス1	As
			B21-PT051	A	変換器	クラス2	A
				B	変換器	クラス2	A
	一次冷却材流量 計測装置 (残留熱除去系 系統流量)	残留熱除去系 系統流量	E11-FT005	A-2	変換器	クラス2	As
				B-2	変換器	クラス2	As
				C-2	変換器	クラス2	As
	一次冷却材温度 計測装置 (残留熱除去系 熱交換器入口温 度)	RHR熱交換器入口温度	E11-TE008	A	検出器	クラス3	C
				B	検出器	クラス3	C
	一次冷却材温度 計測装置 (残留熱除去系 熱交換器出口温 度)	RHR熱交換器出口温度	E11-TE010	A	検出器	クラス3	C
				B	検出器	クラス3	C
	一次冷却材流量 計測装置(低圧 炉心スプレイ系 系統流量)	低圧炉心スプレイポンプ吐出流量	E21-FT006-2	—	変換器	クラス2	As
	一次冷却材流量 計測装置(高圧 炉心スプレイ系 系統流量)	高圧炉心スプレイポンプ吐出流量	E22-FT007-2	—	変換器	クラス2	As
	一次冷却材圧力 計測装置 (高圧炉心スプレ イ系ポンプ吐出压 力)	高圧炉心スプレイポンプ吐出圧力	E22-PT006	—	変換器	ノンクラス	As
	一次冷却材流量 計測装置(原子 炉冷却材浄化系 系統流量)	CUW系入口流量	E31-FT001	A	変換器	ノンクラス	As

柏崎刈羽原子力発電所1号機 点検・評価対象機器一覧

設備区分(1)	設備区分(2)	機器名称	機器番号	種類	機器種別	安全重要度	耐震重要度
計測制御系統設備	一次冷却材流量 計測装置(原子炉隔離時冷却系系統流量)	原子炉隔離時冷却ポンプ吐出流量	E51-FT004	A	変換器	クラス1	As
	一次冷却材圧力 計測装置(原子炉隔離時冷却系ポンプ吐出圧力)	原子炉隔離時冷却ポンプ吐出圧力	E51-PT003	—	変換器	ノンクラス	As
	一次冷却材圧力 計測装置(原子炉隔離時冷却系ポンプ駆動用蒸気タービン入口蒸気圧力)	原子炉隔離時冷却系タービン蒸気入口圧力	E51-PT007	—	変換器	ノンクラス	As
	一次冷却材温度 計測装置(原子炉冷却材再循環系 原子炉冷却材再循環水温度)	原子炉冷却材再循環ポンプ吸込温度	B31-TE005	A	検出器	クラス3	C
				B	検出器	クラス3	C
	一次冷却材圧力 計測装置(主蒸気系 主蒸気圧力)	主蒸気圧力検出用	N11-PT016	—	変換器	ノンクラス	B
			N11-PT017	—	変換器	ノンクラス	B
			N11-PT018	—	変換器	ノンクラス	B
	一次冷却材温度 計測装置(主蒸気系 主蒸気温度)	高圧タービン入口蒸気温度	N11-TE006	A	検出器	ノンクラス	B
				B	検出器	ノンクラス	B
				C	検出器	ノンクラス	B
				D	検出器	ノンクラス	B
計測制御系統設備	一次冷却材流量 計測装置(給水系 給水流量)	原子炉給水流量	N21-FT098	A-1	変換器	クラス3	C
				A-2	変換器	クラス3	C
				B-1	変換器	クラス3	C
				B-2	変換器	クラス3	C
	一次冷却材流量 計測装置(復水系 復水流量)	復水脱塩装置出口流量	N21-FT023	A	変換器	ノンクラス	B
	一次冷却材温度 計測装置(給水系 給水温度)	第1給水加熱器出口給水温度	N21-TE097	A	検出器	ノンクラス	B
				B	検出器	ノンクラス	B
				C	検出器	ノンクラス	B

柏崎刈羽原子力発電所1号機 点検・評価対象機器一覧

設備区分(1) 計測制御系統設備	設備区分(2)	機器名称	機器番号	種類	機器種別	安全重要度 ノンクラス	耐震 重要度 C
	一次冷却材水質 計測装置(原子 炉冷却材浄化系 ろ過脱塩器入口 導電率)	CUW F/D 入口導電率	P91-CE-RB03	—	変換器		
	一次冷却材水質 計測装置(原子 炉冷却材浄化系 ろ過脱塩器出口 導電率)	CUW F/D 出口導電率	P91-CE-RB04	A	変換器	ノンクラス	C
		B		変換器	ノンクラス	C	
	一次冷却材水質 計測装置(復水 系復水ろ過装置 入口導電率)	低圧復水ポンプ出口導電率	P91-CE-TB05A(B)	—	変換器	ノンクラス	C
	一次冷却材水質 計測装置(復水 系復水脱塩装置 出口導電率)	復水脱塩装置出口導電率	P91-CE-TB07A	—	変換器	ノンクラス	C
原子炉水位 原子炉圧力	原子炉系A計装ラック	H22-P001	—	計装ラック	クラス1	As	
	原子炉系B計装ラック	H22-P002	—	計装ラック	クラス1	As	
	原子炉系C計装ラック	H22-P003	—	計装ラック	クラス1	As	
	原子炉系D計装ラック	H22-P004	—	計装ラック	クラス1	As	
	原子炉冷却材再 循環系(原子炉 冷却材再循環流 量)	原子炉冷却材再循環系A計装 ラック	H22-P009	—	計装ラック	クラス3	As
残留熱除去系 (系統流量)	残留熱除去ポンプC計装ラック	H22-P013	—	計装ラック	クラス2	As	
	残留熱除去系(I系)計装ラック	H22-P014	—	計装ラック	クラス2	As	
	残留熱除去系(II系)計装ラック	H22-P015	—	計装ラック	クラス2	As	
原子炉水位	ジェットポンプA系計装ラック	H22-P016	—	計装ラック	クラス3	As	
	ジェットポンプB系計装ラック	H22-P017	—	計装ラック	クラス3	As	
主蒸気系(主蒸 気流量)	主蒸気流量(I A)計装ラック	H22-P018	—	計装ラック	クラス1	As	
	主蒸気流量(II A)計装ラック	H22-P019	—	計装ラック	クラス1	As	
	主蒸気流量(I B)計装ラック	H22-P040	—	計装ラック	クラス1	As	
	主蒸気流量(II B)計装ラック	H22-P041	—	計装ラック	クラス1	As	
	低圧炉心スプレ イ系(系統流量)	低圧炉心スプレイ系計装ラック	H22-P020	—	計装ラック	クラス2	A

柏崎刈羽原子力発電所1号機 点検・評価対象機器一覧

設備区分(1)	設備区分(2)	機器名称	機器番号	種類	機器種別	安全重要度	耐震 重要度
計測制御系統設備	原子炉隔離時冷却系	原子炉隔離時冷却系計装ラック	H22-P021	—	計装ラック	クラス1	As
			H22-P022	—	計装ラック	ノンクラス	As
	高圧炉心スプレイ系	高圧炉心スプレイ系計装ラック	H22-P024	—	計装ラック	クラス2	As
	原子炉水位 原子炉圧力	原子炉冷却材再循環ポンプトリップ(I系)計装ラック	H22-P030	—	計装ラック	クラス1	As
		原子炉冷却材再循環ポンプトリップ(II系)計装ラック	H22-P031	—	計装ラック	クラス1	As
	原子炉冷却材浄化系(系統流量)	破断検出(I系)計装ラック	H22-P042	—	計装ラック	ノンクラス	As
	給水系(給水流量)	原子炉給水流量計装ラック	H22-P255	—	計装ラック	クラス3	B
	復水系(復水流量)	高圧復水ポンプ計装ラック	H22-P206	—	計装ラック	ノンクラス	B
	原子炉冷却材浄化系ろ過脱塩器導電率	CUW導電率計ラック	H22-P461	—	計装ラック	ノンクラス	B
	復水系復水ろ過脱塩装置導電率	復水系導電率計ラック	H22-P474	—	計装ラック	ノンクラス	B
	プロセス計算機(デジタル式計算機)	制御棒引抜きインターロック機能	—	—	制御盤	ノンクラス	C
	平均出力領域モニタ	平均出力領域モニタ	C51-Z654	A	計器	クラス1	A
				B	計器	クラス1	A
				C	計器	クラス1	A
				D	計器	クラス1	A
				E	計器	クラス1	A
				F	計器	クラス1	A
	局部出力領域モニタ	局部出力領域モニタ	C51-Z655	A	計器	クラス1	A
				B	計器	クラス1	A
	局部出力領域モニタ	C51-LPRM	172個	検出器	クラス1	A	
	流量ユニット	流量ユニット	C51-Z603	A	計器	クラス1	A
				B	計器	クラス1	A
				C	計器	クラス1	A
				D	計器	クラス1	A
	制御棒引抜監視装置	制御棒引抜監視装置	C51-Z656	A	計器	クラス3	C
				B	計器	クラス3	C
	出力領域モニタ盤	出力領域モニタ盤	H11-P608-1	—	制御盤	クラス1	A
				H11-P608-2	—	制御盤	クラス1

柏崎刈羽原子力発電所1号機 点検・評価対象機器一覧

設備区分(1)	設備区分(2)	機器名称	機器番号	種類	機器種別	安全重要度	耐震重要度
計測制御系統設備	起動領域モニタ	SRNM(検出器)	C51-SRNM	8個	検出器	クラス1	A
		起動領域モニタ	C51-Z601	A	計器	クラス1	A
				B	計器	クラス1	A
				C	計器	クラス1	A
				D	計器	クラス1	A
				E	計器	クラス1	A
				F	計器	クラス1	A
				G	計器	クラス1	A
		SRNM盤	H11-P635	—	制御盤	クラス1	A
				—	制御盤	クラス1	A
移動式炉心内計装系	TIP検出器	C51-NE008	A	検出器	ノンクラス	C	
			B	検出器	ノンクラス	C	
			C	検出器	ノンクラス	C	
			D	検出器	ノンクラス	C	
			E	検出器	ノンクラス	C	
	原子炉スクラム信号(原子炉圧力高)	原子炉圧力	B21-PT023	A	変換器	クラス1	As
				B	変換器	クラス1	As
				C	変換器	クラス1	As
				D	変換器	クラス1	As
		原子炉水位(狭帯域)	B21-PS623	A	計器	クラス1	A
				B	計器	クラス1	A
				C	計器	クラス1	A
				D	計器	クラス1	A
原子炉スクラム信号(中性子束高)	原子炉水位(狭帯域)	B21-LT024	A	変換器	クラス1	As	
			B	変換器	クラス1	As	
			C	変換器	クラス1	As	
			D	変換器	クラス1	As	
		B21-LS624	A-1	計器	クラス1	A	
			B-1	計器	クラス1	A	
			C-1	計器	クラス1	A	
			D-1	計器	クラス1	A	
	平均出力領域モニタ	C51-Z654	A	計器	クラス1	A	
			B	計器	クラス1	A	
			C	計器	クラス1	A	
			D	計器	クラス1	A	
			E	計器	クラス1	A	
			F	計器	クラス1	A	
流量ユニット	C51-Z603		A	計器	クラス1	A	
			B	計器	クラス1	A	
			C	計器	クラス1	A	
			D	計器	クラス1	A	

柏崎刈羽原子力発電所1号機 点検・評価対象機器一覧

設備区分(1)	設備区分(2)	機器名称	機器番号	種類	機器種別	安全重要度	耐震重要度	
計測制御系統設備	原子炉スクラム信号(中性子束高)	起動領域モニタ	C51-Z601	A	計器	クラス1	A	
				B	計器	クラス1	A	
				C	計器	クラス1	A	
				D	計器	クラス1	A	
				E	計器	クラス1	A	
				F	計器	クラス1	A	
				G	計器	クラス1	A	
				H	計器	クラス1	A	
	原子炉スクラム信号(スクラム排出容器水位高)	スクラム排出容器水位(レベルスイッチ)	C12-LS015	2A	計器	クラス1	As	
				2B	計器	クラス1	As	
				1C	計器	クラス1	As	
				1D	計器	クラス1	As	
	原子炉スクラム信号(格納容器圧力高)	スクラム排出容器水位(差圧検出器)	C12-LT015	1A	変換器	クラス1	As	
				1B	変換器	クラス1	As	
				2C	変換器	クラス1	As	
				2D	変換器	クラス1	As	
		ドライウェル圧力	C71-PT002	1A	計器	クラス1	As	
				1B	計器	クラス1	As	
				2C	計器	クラス1	As	
				2D	計器	クラス1	As	
	原子炉スクラム信号(地震加速度大)	水平方向地震加速度検出器(TP-32500)	C71-D001	A	検出器	クラス1	As	
				B	検出器	クラス1	As	
				C	検出器	クラス1	As	
				D	検出器	クラス1	As	
		垂直方向地震加速度検出器(TP-32500)	C71-D002	A	検出器	クラス1	As	
				B	検出器	クラス1	As	
				C	検出器	クラス1	As	
				D	検出器	クラス1	As	
		水平方向地震加速度検出器(TP12800)	C71-D003	A	検出器	クラス1	As	
				B	検出器	クラス1	As	
				C	検出器	クラス1	As	
				D	検出器	クラス1	As	
	原子炉スクラム信号(主蒸気管放射能高)	主蒸気管放射線モニタ	D11-RE001	A	検出器	クラス1	A	
				B	検出器	クラス1	A	
				C	検出器	クラス1	A	
				D	検出器	クラス1	A	
		主タービン主蒸気止め弁(MSV-1～4)原子炉保護用-1～4-1	N32-POS115	A	計器	クラス1	As	
				B	計器	クラス1	As	
				C	計器	クラス1	As	
				D	計器	クラス1	As	
	原子炉スクラム信号(タービン主蒸気止め弁閉)	主タービン主蒸気止め弁(MSV-1～4)原子炉保護用-1～4-2	N32-POS120	A	計器	クラス1	As	
				B	計器	クラス1	As	
				C	計器	クラス1	As	
				D	計器	クラス1	As	
		主タービン蒸気加減弁(CV-1～4)急速作動表示用リミットスイッチ	N32-POS113	A	計器	クラス1	As	
				B	計器	クラス1	As	
				C	計器	クラス1	As	
				D	計器	クラス1	As	
	原子炉スクラム信号(タービン蒸気加減弁急速閉)	主タービン高圧リレートリップ油圧力(原子炉保護用)	N32-PS022	A	計器	クラス1	As	
				B	計器	クラス1	As	
				C	計器	クラス1	As	
				D	計器	クラス1	As	
		原子炉水位(狭帯域)	B21-LT024	A	変換器	クラス1	As	
				B	変換器	クラス1	As	
				C	変換器	クラス1	As	
				D	変換器	クラス1	As	
	その他の格納容器隔離弁(原子炉水位低)		B21-LS624	A-2	計器	クラス1	A	
				B-2	計器	クラス1	A	
				C-2	計器	クラス1	A	
				D-2	計器	クラス1	A	

柏崎刈羽原子力発電所1号機 点検・評価対象機器一覧

設備区分(1)	設備区分(2)	機器名称	機器番号	種類	機器種別	安全重要度	耐震重要度			
計測制御系統設備	非常用ガス処理系(原子炉水位低)	原子炉水位(狭帯域)	B21-LT024	A	変換器	クラス1	As			
				B	変換器	クラス1	As			
				C	変換器	クラス1	As			
				D	変換器	クラス1	As			
	高圧炉心スプレイ系(原子炉水位低)	原子炉水位(広帯域)	B21-LT031	A-2	計器	クラス1	A			
				B-2	計器	クラス1	A			
				C-2	計器	クラス1	A			
				D-2	計器	クラス1	A			
	低圧炉心スプレイ系(原子炉水位低)	原子炉水位(広帯域)	B21-LT037	A	変換器	クラス1	As			
				C	変換器	クラス1	As			
				A-3	計器	クラス1	A			
				C-3	計器	クラス1	A			
その他の格納容器隔離弁(格納容器圧力高)	残留熱除去系(原子炉水位低)	原子炉水位(広帯域)	B21-LT037	A	変換器	クラス1	As			
				B	変換器	クラス1	As			
				C	変換器	クラス1	As			
				D	変換器	クラス1	As			
	自動減圧系(原子炉水位低)	原子炉水位(広帯域)	B21-LT037	A	変換器	クラス1	As			
				B	変換器	クラス1	As			
				C	変換器	クラス1	As			
				D	変換器	クラス1	As			
	トライウェル圧力	C71-PT002	A	変換器	クラス1	As				
				B	変換器	クラス1	As			
				C	変換器	クラス1	As			
				D	変換器	クラス1	As			
非常用ガス処理系(格納容器圧力高)	トライウェル圧力	C71-PT002	A	変換器	クラス1	As				
				B	変換器	クラス1	As			
				C	変換器	クラス1	As			
				D	変換器	クラス1	As			
	C71-PS602	A-2	計器	クラス1	As					
			B-2	計器	クラス1	As				
			C-2	計器	クラス1	As				
			D-2	計器	クラス1	As				
高圧炉心スプレイ系(格納容器圧力高)	トライウェル圧力	C71-PT002	A	変換器	クラス1	As				
				B	変換器	クラス1	As			
				C	変換器	クラス1	As			
				D	変換器	クラス1	As			
	C71-PS602	A-2	計器	クラス1	As					
			B-2	計器	クラス1	As				
			C-2	計器	クラス1	As				
			D-2	計器	クラス1	As				
低圧炉心スプレイ系(格納容器圧力高)	トライウェル圧力	B21-PT047	A	変換器	クラス1	As				
				B	変換器	クラス1	As			
				C	変換器	クラス1	As			
				D	変換器	クラス1	As			
	B21-PS647	A	計器	クラス1	A					
			B	計器	クラス1	A				
			C	計器	クラス1	A				
			D	計器	クラス1	A				
残留熱除去系(格納容器圧力高)	トライウェル圧力	B21-PT048	A	変換器	クラス1	As				
				C	変換器	クラス1	As			
				A	計器	クラス1	A			
				C	計器	クラス1	A			
	B21-PS648	A	変換器	クラス1	As					
			B	変換器	クラス1	As				
			C	変換器	クラス1	As				
			D	変換器	クラス1	As				
	トライウェル圧力	B21-PT048	A	計器	クラス1	A				
				B	計器	クラス1	A			
				C	計器	クラス1	A			
				D	計器	クラス1	A			
B21-PS648				A	変換器	クラス1	As			
				B	変換器	クラス1	As			
				C	変換器	クラス1	As			
				D	変換器	クラス1	As			

柏崎刈羽原子力発電所1号機 点検・評価対象機器一覧

設備区分(1)	設備区分(2)	機器名称	機器番号	種類	機器種別	安全重要度	耐震重要度		
計測制御系統設備	自動減圧系(格納容器圧力高)	ドライウェル圧力	B21-PT048	A	変換器	クラス1	As		
				B	変換器	クラス1	As		
				C	変換器	クラス1	As		
				D	変換器	クラス1	As		
		燃料取替エリア排気放射線モニタ	B21-PS648	A	計器	クラス1	A		
				B	計器	クラス1	A		
				C	計器	クラス1	A		
				D	計器	クラス1	A		
	非常用ガス処理系(燃料取替エリア排気放射能高)	D11-RE022	A	検出器	クラス1	A			
				B	検出器	クラス1	A		
	非常用ガス処理系(原子炉棟換気系排気放射能高)			C	検出器	クラス1	A		
				D	検出器	クラス1	A		
	D11-Z622	A	計器	クラス1	A				
			B	計器	クラス1	A			
			C	計器	クラス1	A			
			D	計器	クラス1	A			
	主蒸気隔壁弁(原子炉水位低)	原子炉棟換気系排気放射線モニタ	D11-RE003	A	検出器	クラス1	A		
				B	検出器	クラス1	A		
				C	検出器	クラス1	A		
				D	検出器	クラス1	A		
		D11-Z603	A	計器	クラス1	A			
				B	計器	クラス1	A		
				C	計器	クラス1	A		
				D	計器	クラス1	A		
	主蒸気隔壁弁(主蒸気管放射能高)	原子炉水位(広帯域)	B21-LT026	A	変換器	クラス1	As		
				B	変換器	クラス1	As		
				C	変換器	クラス1	As		
				D	変換器	クラス1	As		
		B21-LS626	A	計器	クラス1	A			
				B	計器	クラス1	A		
				C	計器	クラス1	A		
				D	計器	クラス1	A		
	主蒸気隔壁弁(主蒸気管流量大)	主蒸気管放射線モニタ	D11-RE001	A	検出器	クラス1	A		
				B	検出器	クラス1	A		
				C	検出器	クラス1	A		
				D	検出器	クラス1	A		
		D11-Z601	A	計器	クラス1	A			
				B	計器	クラス1	A		
				C	計器	クラス1	A		
				D	計器	クラス1	A		
	主蒸気隔壁弁(主蒸気管流量大)	主蒸気管(MS-1)差圧	E31-DPT008	A	変換器	クラス1	As		
				B	変換器	クラス1	As		
				C	変換器	クラス1	As		
				D	変換器	クラス1	As		
		E31-DPS608	A	計器	クラス1	As			
				B	計器	クラス1	As		
				C	計器	クラス1	As		
				D	計器	クラス1	As		
		主蒸気管(MS-2)差圧	E31-DPT009	A	変換器	クラス1	As		
				B	変換器	クラス1	As		
				C	変換器	クラス1	As		
				D	変換器	クラス1	As		
		E31-DPS609	A	計器	クラス1	As			
				B	計器	クラス1	As		
				C	計器	クラス1	As		
				D	計器	クラス1	As		
		主蒸気管(MS-3)差圧	E31-DPT010	A	変換器	クラス1	As		
				B	変換器	クラス1	As		
				C	変換器	クラス1	As		
				D	変換器	クラス1	As		
		E31-DPS610	A	計器	クラス1	As			
				B	計器	クラス1	As		
				C	計器	クラス1	As		
				D	計器	クラス1	As		
	主蒸気管(MS-4)差圧	E31-DPT011	A	変換器	クラス1	As			
				B	変換器	クラス1	As		
				C	変換器	クラス1	As		
				D	変換器	クラス1	As		
		E31-DPS611	A	計器	クラス1	As			
				B	計器	クラス1	As		
				C	計器	クラス1	As		
				D	計器	クラス1	As		

柏崎刈羽原子力発電所1号機 点検・評価対象機器一覧

設備区分(1)	設備区分(2)	機器名称	機器番号	種類	機器種別	安全重要度	耐震重要度	
計測制御系統設備	主蒸気隔離弁 (主蒸気管トンネル 温度高)	主蒸気管区域漏えい検出(換気 入口温度)	E31-TE129	A	検出器	クラス1	As	
				B	検出器	クラス1	As	
				C	検出器	クラス1	As	
				D	検出器	クラス1	As	
			主蒸気管区域漏えい検出(換気 出口温度)	E31-TE130	A	検出器	クラス1	As
				B	検出器	クラス1	As	
				C	検出器	クラス1	As	
				D	検出器	クラス1	As	
			主蒸気管区域漏えい検出(周囲 温度)	E31-TE131	A	検出器	クラス1	As
				B	検出器	クラス1	As	
				C	検出器	クラス1	As	
				D	検出器	クラス1	As	
			E31-TE139	A	検出器	クラス1	As	
				B	検出器	クラス1	As	
				C	検出器	クラス1	As	
				D	検出器	クラス1	As	
			E31-TE140	A	検出器	クラス1	As	
				B	検出器	クラス1	As	
	C	検出器		クラス1	As			
	D	検出器		クラス1	As			
	E31-TE141	A	検出器	クラス1	As			
		B	検出器	クラス1	As			
		C	検出器	クラス1	As			
		D	検出器	クラス1	As			
	E31-TE142	A	検出器	クラス1	As			
		B	検出器	クラス1	As			
		C	検出器	クラス1	As			
		D	検出器	クラス1	As			
	E31-TE143	A	検出器	クラス1	As			
		B	検出器	クラス1	As			
		C	検出器	クラス1	As			
		D	検出器	クラス1	As			
	E31-TE144	A	検出器	クラス1	As			
		B	検出器	クラス1	As			
		C	検出器	クラス1	As			
		D	検出器	クラス1	As			
	E31-TE145	A	検出器	クラス1	As			
		B	検出器	クラス1	As			
		C	検出器	クラス1	As			
		D	検出器	クラス1	As			
	E31-TE146	A	検出器	クラス1	As			
		B	検出器	クラス1	As			
		C	検出器	クラス1	As			
		D	検出器	クラス1	As			
	E31-TE147	A	検出器	クラス1	As			
		B	検出器	クラス1	As			
		C	検出器	クラス1	As			
		D	検出器	クラス1	As			
	各所蒸気漏えい検出	E31-TS601	A	計器	クラス1	A		
		B	計器	クラス1	A			
		C	計器	クラス1	A			
		D	計器	クラス1	A			
	主蒸気隔離弁 (主蒸気管圧力 低)	高圧タービン第1~4入口蒸気圧力 (MSIV閉用)	N11-PT005	A	変換器	クラス1	As	
			B	変換器	クラス1	As		
			C	変換器	クラス1	As		
			D	変換器	クラス1	As		
	N11-PS605	A	計器	クラス1	A			
		B	計器	クラス1	A			
		C	計器	クラス1	A			
		D	計器	クラス1	A			
	主復水器々内圧力(MSIV閉用)	N36-PT026	A	変換器	クラス1	As		
			B	変換器	クラス1	As		
			C	変換器	クラス1	As		
			D	変換器	クラス1	As		
	N36-PS626	A	計器	クラス1	A			
		B	計器	クラス1	A			
		C	計器	クラス1	A			
		D	計器	クラス1	A			
原子炉圧力高 原子炉水位低	原子炉系A計装ラック	H22-P001	—	計装ラック	クラス1	As		
		H22-P002	—	計装ラック	クラス1	As		
		H22-P003	—	計装ラック	クラス1	As		
		H22-P004	—	計装ラック	クラス1	As		
主蒸気隔離弁 (主蒸気管流量 大)	主蒸気流量(I A)計装ラック	H22-P018	—	計装ラック	クラス1	As		
		H22-P019	—	計装ラック	クラス1	As		
		H22-P040	—	計装ラック	クラス1	As		
		H22-P041	—	計装ラック	クラス1	As		
格納容器圧力高	ドライウェル圧力A計装ラック	H22-P005	—	計装ラック	クラス1	As		
		H22-P006	—	計装ラック	クラス1	As		
		H22-P007	—	計装ラック	クラス1	As		
		H22-P008	—	計装ラック	クラス1	As		

柏崎刈羽原子力発電所1号機 点検・評価対象機器一覧

設備区分(1)	設備区分(2)	機器名称	機器番号	種類	機器種別	安全重要度	耐震重要度
計測制御系統設備	タービン蒸気加減弁急速閉	原子炉保護用加減弁急閉計器架台-1	H22-P752	—	計装ラック	クラス1	As
		原子炉保護用加減弁急閉計器架台-2	H22-P753	—	計装ラック	クラス1	As
	主蒸気隔離弁 (主蒸気管圧力低)	主蒸気圧力A現場計装ラック	H22-P710	—	計装ラック	クラス1	A
		主蒸気圧力B現場計装ラック	H22-P711	—	計装ラック	クラス1	A
	主蒸気隔離弁 (復水器真空度低)	主復水器内圧力A現場計装ラック	H22-P732	—	計装ラック	クラス1	A
		主復水器内圧力B現場計装ラック	H22-P733	—	計装ラック	クラス1	A
	原子炉スクラム信号(スクラム排出容器水位高)	CRDスクラム排出容器水位計器 架台A	H22-P760	—	計装ラック	クラス1	As
		CRDスクラム排出容器水位計器 架台B	H22-P762	—	計装ラック	クラス1	As
	主蒸気圧力制御	主タービンEHC盤	H11-P685	—	制御盤	クラス3	C
	原子炉再循環流量制御	原子炉再循環流量制御系盤	H11-P612-2	—	制御盤	クラス3	C
	一次冷却材計測制御	給水流量制御系盤	H11-P612-1	—	制御盤	クラス3	C
	核計装	平均出力領域モニタ	C51-Z654	A	計器	クラス1	A
				B	計器	クラス1	A
				C	計器	クラス1	A
				D	計器	クラス1	A
				E	計器	クラス1	A
				F	計器	クラス1	A
		局部出力領域モニタ	C51-Z655	A	計器	クラス1	A
				B	計器	クラス1	A
		局部出力領域モニタ	C51-LPRM	172個	検出器	クラス1	A
		制御棒引抜監視装置	C51-Z656	A	計器	クラス3	C
				B	計器	クラス3	C
	出力領域モニタ盤	H11-P608-1	—	制御盤	クラス1	A	
		H11-P608-2	—	制御盤	クラス1	A	
	流量ユニット	流量ユニット	C51-Z603	A	計器	クラス1	A
				B	計器	クラス1	A
				C	計器	クラス1	A
				D	計器	クラス1	A
	SRNM(検出器)	SRNM(検出器)	C51-SRNM	8個	検出器	クラス1	A
	起動領域モニタ	起動領域モニタ	C51-Z601	A	計器	クラス1	A
				B	計器	クラス1	A
				C	計器	クラス1	A
				D	計器	クラス1	A
				E	計器	クラス1	A
				F	計器	クラス1	A
				G	計器	クラス1	A
				H	計器	クラス1	A
	SRNM盤	H11-P635	—	制御盤	クラス1	A	
		H11-P636	—	制御盤	クラス1	A	
	TIP検出器	TIP検出器	C51-NE008	A	検出器	ノンクラス	C
				B	検出器	ノンクラス	C
				C	検出器	ノンクラス	C
				D	検出器	ノンクラス	C
				E	検出器	ノンクラス	C

柏崎刈羽原子力発電所1号機 点検・評価対象機器一覧

設備区分(1) 計測制御系統設備	設備区分(2) 制御棒位置制御	機器名称 制御棒監視制御盤	機器番号 H11-P615	種類 —	機器種別 制御盤	安全重要度 クラス3	耐震 重要度 C
	安全保護系	原子炉緊急停止系盤	H11-P609	A	制御盤	クラス1	As
			H11-P611	B	制御盤	クラス1	As
		プロセス放射線モニタ盤	H11-P604-1	—	制御盤	クラス1	As
			H11-P604-2	—	制御盤	クラス1	As
		出力領域モニタ盤	H11-P608-1	—	制御盤	クラス1	A
			H11-P608-2	—	制御盤	クラス1	A
		B系・C系残留熱除去系盤	H11-P618	—	制御盤	クラス1	As
		格納容器内側隔離弁盤	H11-P622	—	制御盤	クラス1	As
		格納容器外側隔離弁盤	H11-P623	—	制御盤	クラス1	As
		高圧炉心スプレイ系盤	H11-P625	—	制御盤	クラス1	As
		A系自動減圧系盤	H11-P628	—	制御盤	クラス1	A
		低圧炉心スプレイ系 A系残留熱除去系盤	H11-P629	—	制御盤	クラス1	As
		B系自動減圧系盤	H11-P631	—	制御盤	クラス1	A
	SRNM盤	H11-P635	—	制御盤	クラス1	A	
		H11-P636	—	制御盤	クラス1	A	
	SGTS, FCS, MSLC盤	H11-P643	—	制御盤	クラス1	A	
		H11-P644	—	制御盤	クラス1	A	
	トリップチャンネル盤	H11-P661-1	—	制御盤	クラス1	As	
		H11-P661-2	—	制御盤	クラス1	As	
		H11-P662-1	—	制御盤	クラス1	As	
		H11-P662-2	—	制御盤	クラス1	As	
		H11-P663	—	制御盤	クラス1	As	
		H11-P664	—	制御盤	クラス1	As	
		H11-P665	—	制御盤	クラス1	As	
	制御棒引抜きインターロック	平均出力領域モニタ	C51-Z654	A	計器	クラス1	A
				B	計器	クラス1	A
				C	計器	クラス1	A
				D	計器	クラス1	A
				E	計器	クラス1	A
				F	計器	クラス1	A
		出力領域モニタ盤	H11-P608-1	—	制御盤	クラス1	A
			H11-P608-2	—	制御盤	クラス1	A
		流量ユニット	C51-Z603	A	計器	クラス1	A
				B	計器	クラス1	A
				C	計器	クラス1	A
				D	計器	クラス1	A
		起動領域モニタ	C51-Z601	A	計器	クラス1	A
				B	計器	クラス1	A
				C	計器	クラス1	A
				D	計器	クラス1	A
				E	計器	クラス1	A
				F	計器	クラス1	A
				G	計器	クラス1	A
				H	計器	クラス1	A
	SRNM盤	H11-P635	—	制御盤	クラス1	A	
		H11-P636	—	制御盤	クラス1	A	
	制御棒監視制御盤	H11-P615	—	制御盤	クラス3	C	
	スクラム排出水レベル	C12-LT016	A	変換器	ノンクラス	As	
			B	変換器	ノンクラス	As	
	格納容器内雰囲気酸素濃度	D23-O2T003	A	検出器	クラス2	A	
			B	検出器	クラス2	A	
	格納容器内雰囲気水素濃度	D23-H2T001	A	検出器	クラス2	A	
			B	検出器	クラス2	A	
	格納容器内雰囲気酸素／水素濃度	格納容器内雰囲気モニタサンプリングラックA	H22-P315	—	計装ラック	クラス2	A
		格納容器内雰囲気モニタサンプリングラックB	H22-P316	—	計装ラック	クラス2	A

柏崎刈羽原子力発電所1号機 点検・評価対象機器一覧

設備区分(1)	設備区分(2)	機器名称	機器番号	種類	機器種別	安全重要度	耐震重要度
放射線管理用計測装置	プロセス放射線モニタ	排ガス除湿冷却器出口放射線モニタ	D11-RE081	—	検出器	クラス3	C
		活性炭式希ガスホールドアップ塔出口放射線モニタ	D11-RE091	A B	検出器	クラス3 クラス3	C C
	排ガス線形放射線モニタ	D11-RE082	—	検出器	クラス3	C	
	グランド蒸気復水器及び復水器真空ポンプ排ガス放射線モニタ	D11-RE101	A	検出器	ノンクラス	C	
			B	検出器	ノンクラス	C	
	気体廃棄物処理系設備エリア排気放射線モニタ	D11-RE111	A	検出器	ノンクラス	C	
			B	検出器	ノンクラス	C	
	換気系排気筒入口放射線モニタ	D11-RE031	A	検出器	クラス3	C	
			B	検出器	クラス3	C	
	排気筒放射線モニタ(SCIN)	D11-RE041	A	検出器	クラス3	C	
			B	検出器	クラス3	C	
	排気筒放射線モニタ(IC)	D11-RE043	A	検出器	クラス3	C	
			B	検出器	クラス3	C	
	非常用ガス処理系排ガス放射線モニタ(SCIN)	D11-RE011	A	検出器	クラス3	C	
			B	検出器	クラス3	C	
	非常用排ガス処理系排ガス放射線モニタ(IC)	D11-RE002	A	検出器	クラス3	C	
			B	検出器	クラス3	C	
	燃料取替エリア排気放射線モニタ	D11-RE022	A	検出器	クラス3	A	
			B	検出器	クラス3	A	
			C	検出器	クラス3	A	
			D	検出器	クラス3	A	
	原子炉棟換気系排気放射線モニタ	D11-RE003	A	検出器	クラス3	A	
			B	検出器	クラス3	A	
			C	検出器	クラス3	A	
			D	検出器	クラス3	A	
	原子炉補機冷却系放射線モニタ	D11-RE054	—	検出器	ノンクラス	C	
	原子炉補機冷却中間ループ系放射線モニタ	D11-RE053	—	検出器	ノンクラス	C	
	残留熱除去冷却中間ループ系放射線モニタ	D11-RE051	—	検出器	ノンクラス	C	
		D11-RE052	—	検出器	ノンクラス	C	
	高圧炉心スプレインイーゼル冷却中間ループ系放射線モニタ	D11-RE055	—	検出器	ノンクラス	C	
主蒸気管放射線モニタ	D11-RE001	A	検出器	クラス3	A		
		B	検出器	クラス3	A		
		C	検出器	クラス3	A		
		D	検出器	クラス3	A		
ドライウェルドレン(LCW)放射線モニタ	D11-RE023	—	検出器	ノンクラス	C		
ドライウェルドレン(HCW)放射線モニタ	D11-RE024	—	検出器	ノンクラス	C		
ドライウェルドレン(OD)放射線モニタ	D11-RE025	—	検出器	ノンクラス	C		
液体廃棄物処理設備排水放射線モニタ	D11-RE061	—	検出器	ノンクラス	C		
漏えい検出系ダスト放射線モニタ	E31-RE101	—	検出器	ノンクラス	C		
プロセス放射線モニタ盤	H11-P604-1	—	制御盤	クラス1	As		
	H11-P604-2	—	制御盤	クラス1	As		
格納容器(D/W)内雰囲気放射線モニタ	D23-RE005	A	検出器	クラス2	A		
		B	検出器	クラス2	A		
格納容器(S/C)内雰囲気放射線モニタ	D23-RE006	A	検出器	クラス2	A		
		B	検出器	クラス2	A		
格納容器内雰囲気モニタ盤区分I	H11-P638	—	制御盤	クラス2	A		
格納容器内雰囲気モニタ盤区分II	H11-P639	—	制御盤	クラス2	A		

柏崎刈羽原子力発電所1号機 点検・評価対象機器一覧

設備区分(1)	設備区分(2)	機器名称	機器番号	種類	機器種別	安全重要度	耐震重要度
放射線管理用計測装置	エリアモニタリング設備 (原子炉複合建屋放射線モニタ)	燃料貯蔵プールエリア(A)	D21-RE001	—	検出器	クラス3	C
		燃料貯蔵プールエリア(B)	D21-RE002	—	検出器	クラス3	C
		R／B 3F南西側エリア	D21-RE003	—	検出器	クラス3	C
		R／B 3F南東側エリア	D21-RE004	—	検出器	クラス3	C
		原子炉区域A	D21-RE005	—	検出器	クラス3	C
		原子炉区域B	D21-RE006	—	検出器	クラス3	C
		R／B 2Fハッヂエリア	D21-RE007	—	検出器	クラス3	C
		原子炉冷却材浄化系操作エリア	D21-RE008	—	検出器	クラス3	C
		R／B 1F北西階段口	D21-RE009	—	検出器	クラス3	C
		R／B 機器搬出入口	D21-RE010	—	検出器	クラス3	C
		R／B B1Fハッヂエリア	D21-RE011	—	検出器	クラス3	C
		CRD水圧制御ユニット室(A)	D21-RE012	—	検出器	クラス3	C
		CRD水圧制御ユニット室(B)	D21-RE013	—	検出器	クラス3	C
		MSIVバルブラッピング室	D21-RE014	—	検出器	クラス3	C
		R／B B2Fハッヂエリア	D21-RE015	—	検出器	クラス3	C
		R／B 計装ラック室(A)	D21-RE016	—	検出器	クラス3	C
		R／B 計装ラック室(B)	D21-RE017	—	検出器	クラス3	C
		R／B B3Fハッヂエリア	D21-RE018	—	検出器	クラス3	C
		TIP駆動装置室	D21-RE019	—	検出器	クラス3	C
		TIP装置室	D21-RE020	—	検出器	クラス3	C
		CRD補修室	D21-RE021	—	検出器	クラス3	C
		R／B B4Fハッヂエリア	D21-RE022	—	検出器	クラス3	C
		R／B B5F北西側エリア	D21-RE023	—	検出器	クラス3	C
		R／B B5F南西側エリア	D21-RE024	—	検出器	クラス3	C
		C／S ドラム搬出入口	D21-RE034	—	検出器	クラス3	C
		固化設備制御室	D21-RE035	—	検出器	クラス3	C
		C／S B1F北東側エリア	D21-RE036	—	検出器	クラス3	C
		C／S B2F北側通路(固化設備前)	D21-RE037	—	検出器	クラス3	C
		RW制御室	D21-RE038	—	検出器	クラス3	C
		C／S B3F北側通路	D21-RE039	—	検出器	クラス3	C
		C／S B4F南東側エリア	D21-RE040	—	検出器	クラス3	C
		C／S B5F東側通路	D21-RE041	—	検出器	クラス3	C
		中央制御室	D21-RE042	—	検出器	クラス3	C
エリアモニタリング設備 (タービン建屋放射線モニタ)	T／Bオペレーティングフロア	T／Bオペレーティングフロア	D21-RE025	—	検出器	クラス3	C
		T／B機器搬入口	D21-RE026	—	検出器	クラス3	C

柏崎刈羽原子力発電所1号機 点検・評価対象機器一覧

設備区分(1)	設備区分(2)	機器名称	機器番号	種類	機器種別	安全重要度	耐震重要度
放射線管理用計測装置 (タービン建屋放射線モニタ)	エリアモニタリング設備 (タービン建屋放射線モニタ)	復水脱塩ろ過装置制御盤前エリア	D21-RE027	—	検出器	クラス3	C
		T/B B1F東側通路	D21-RE028	—	検出器	クラス3	C
		給水系サンプリングエリア	D21-RE029	—	検出器	クラス3	C
		T/B B2F南側通路	D21-RE030	—	検出器	クラス3	C
		T/B B2F北側通路	D21-RE031	—	検出器	クラス3	C
		排ガスモニタ室	D21-RE032	—	検出器	クラス3	C
		復水サンプリング室	D21-RE033	—	検出器	クラス3	C
	モニタ建屋	モニタ建屋	D21-RE043	—	検出器	クラス3	C
		エリア放射線モニタ盤	H11-P605-1	—	制御盤	クラス3	C
			H11-P605-2	—	制御盤	クラス3	C
放射線管理用計測装置 (第1,2,3,4,5号機共用)	プロセスマニタリング設備 (焼却炉建屋 排気筒放射線モニタ)	焼却炉建屋排気筒放射線モニタ	D11-RE002	A	検出器	ノンクラス	C
				B	検出器	ノンクラス	C
		焼却炉建屋放射線モニタ盤	2H14-P651	—	制御盤	ノンクラス	C
		灰取出室エリアモニタ	D21-RE001	—	検出器	ノンクラス	C
	エリアモニタリング設備 (焼却炉建屋放 射線モニタ)	焼却炉建屋放射線モニタ盤	2H14-P651	—	制御盤	ノンクラス	C
		ペイラドラム雑固体処理室エリア モニタ	D21-RE002	—	検出器	ノンクラス	C
		焼却炉建屋放射線モニタ盤	2H14-P651	—	制御盤	ノンクラス	C
		トラックエリア エリアモニタ	D21-RE003	—	検出器	ノンクラス	C
		焼却炉建屋放射線モニタ盤	2H14-P651	—	制御盤	ノンクラス	C

柏崎刈羽原子力発電所1号機 点検・評価対象機器一覧

設備区分(1)	設備区分(2)	機器名称	機器番号	種類	機器種別	安全重要度	耐震重要度
放射線管理用計測装置 (第1,2,3,4,5,6,7号機共用)	エリアモニタリング設備 (使用済燃料輸送容器保管建屋モニタ)	使用済燃料輸送容器保管建屋	D21-RE001	—	検出器	ノンクラス	C
			H21-P001	—	制御盤	ノンクラス	C
	固定式周辺モニタリング設備	空間ガンマ線測定装置	MP-1	NaI(Tl) シンチレーション式	検出器	クラス3	C
				イオン チェンバ	検出器	クラス3	C
			MP-2	NaI(Tl) シンチレーション式	検出器	クラス3	C
				イオン チェンバ	検出器	クラス3	C
			MP-3	NaI(Tl) シンチレーション式	検出器	クラス3	C
				イオン チェンバ	検出器	クラス3	C
			MP-4	NaI(Tl) シンチレーション式	検出器	クラス3	C
				イオン チェンバ	検出器	クラス3	C
MP-5			NaI(Tl) シンチレーション式	検出器	クラス3	C	
	イオン チェンバ	検出器	クラス3	C			
MP-6	NaI(Tl) シンチレーション式	検出器	クラス3	C			
	イオン チェンバ	検出器	クラス3	C			
MP-7	NaI(Tl) シンチレーション式	検出器	クラス3	C			
	イオン チェンバ	検出器	クラス3	C			
MP-8	NaI(Tl) シンチレーション式	検出器	クラス3	C			
	イオン チェンバ	検出器	クラス3	C			
MP-9	NaI(Tl) シンチレーション式	検出器	クラス3	C			
	イオン チェンバ	検出器	クラス3	C			
移動式周辺モニタリング設備	空間放射性粒子濃度測定装置	DM-1	—	検出器	クラス3	C	
	よう素測定装置	DM-2	—	検出器	クラス3	C	
	GM計数装置	DM-3	—	検出器	クラス3	C	
電気設備	保護継電装置の種類(スラスト軸受摩耗検出装置)	主タービン軸受給油圧力(タービン側スラスト保護装置INT用)	N34-PS051	—	計器	クラス3	B
		N34-PS052	—	計器	クラス3	B	
		N34-PS053	—	計器	クラス3	B	
	主タービン軸受給油圧力(発電機側スラスト保護装置INT用)	N34-PS054	—	計器	クラス3	B	
		N34-PS055	—	計器	クラス3	B	
		N34-PS056	—	計器	クラス3	B	

柏崎刈羽原子力発電所1号機 点検・評価対象機器一覧

設備区分(1)	設備区分(2)	機器名称	機器番号	種類	機器種別	安全重要度	耐震重要度
電気設備	保護継電装置の種類(発電機固定子冷却水喪失検出装置)	固定子冷却水入口圧力	N43-PT008	A	変換器	クラス3	C
				B	変換器	クラス3	C
				C	変換器	クラス3	C
	固定子冷却水出口温度	N43-TE011	A	検出器	クラス3	C	
			B	検出器	クラス3	C	
			C	検出器	クラス3	C	
	固定子巻線冷却水制御盤	H21-P220	—	制御盤	クラス3	C	
	保護継電装置の種類(水素純度低検出装置)	水素ガス／炭酸ガス純度	N42-H2T005	—	変換器	クラス3	C
		水素ガス制御盤	H21-P222	—	制御盤	クラス3	C
	保護継電装置の種類(水素温度高検出装置)	水素ガス冷却器入口ガス温度(高温側)	N41-TE073	—	検出器	クラス3	C
				—	検出器	クラス3	C
		水素ガス冷却器出口ガス温度(低温側)	N41-TE075	—	検出器	クラス3	C
				—	検出器	クラス3	C
	保護継電装置の種類(水素圧力高低検出装置)	機内水素ガス圧力	N42-PS004	A	計器	クラス3	C
				B	計器	クラス3	C
		水素ガス制御盤	H21-P222	—	制御盤	クラス3	C
	保護継電装置の種類(発電機固定子冷却水温度高検出装置)	固定子冷却水出口温度	N43-TE010	—	検出器	クラス3	C
計測制御系統設備	原子炉スクラム信号(主蒸気隔壁弁) 主蒸気内側隔離弁(リミットスイッチ)	B21-NO-F002(LS1)	A	弁	クラス1	As	
			B	弁	クラス1	As	
			C	弁	クラス1	As	
			D	弁	クラス1	As	
		B21-NO-F002(LS2)	A	弁	クラス1	As	
			B	弁	クラス1	As	
			C	弁	クラス1	As	
			D	弁	クラス1	As	
		B21-AO-F003(LS1)	A	弁	クラス1	As	
			B	弁	クラス1	As	
			C	弁	クラス1	As	
			D	弁	クラス1	As	
		B21-AO-F003(LS2)	A	弁	クラス1	As	
			B	弁	クラス1	As	
			C	弁	クラス1	As	
			D	弁	クラス1	As	
	制御棒駆動系	制御棒駆動水ポンプ	C12-C001	A	電動機	クラス3	B
				B	電動機	クラス3	B
	ほう酸水注入系	制御棒駆動水加熱器	C12-B001	—	電気ヒータ	クラス3	B
		ほう酸水注入系ポンプ	C41-C001	A	電動機	クラス1	A
				B	電動機	クラス1	A
	原子炉冷却材ポンプ用可変周波数電源装置	原子炉冷却材再循環ポンプM-G セット	C81-C001 C81-C003	A	電動機	クラス3	C
				B	電動機	クラス3	C

柏崎刈羽原子力発電所1号機 点検・評価対象機器一覧

設備区分(1)	設備区分(2)	機器名称	機器番号	種類	機器種別	安全重要度	耐震 重要度
				A	電動機	クラス1	As
原子力冷却系統設備	原子炉冷却材再循環系	原子炉冷却材再循環ポンプ [°]	B31-C001	B	電動機	クラス1	As
	残留熱除去系	残留熱除去系ポンプ [°]	E11-C001	A	電動機	クラス1	As
				B	電動機	クラス1	As
				C	電動機	クラス1	As
	高圧炉心スプレイ系	高圧炉心スプレイ系ポンプ [°]	E22-C001	—	電動機	クラス1	As
		低圧炉心スプレイ系封水ポンプ [°]	E21-C002	—	電動機	クラス3	A
	低圧炉心スプレイ系	低圧炉心スプレイ系封水ポンプ [°]	E21-C001	—	電動機	クラス1	A
		原子炉補機冷却系	P21-C001	A	電動機	クラス3	B
	原子炉補機冷却中間ループ系	原子炉補機冷却水ポンプ [°]		B	電動機	クラス3	B
		原子炉補機冷却中間ループポンプ [°]	P31-C002	A	電動機	クラス3	B
		原子炉補機冷却中間ループポンプ [°]		B	電動機	クラス3	B
原子力冷却系統設備	残留熱除去冷却中間ループ系	残留熱除去冷却中間ループポンプ [°]	P36-C001	A	電動機	クラス1	As
				B	電動機	クラス1	As
				C	電動機	クラス1	As
				D	電動機	クラス1	As
	残熱除去海水系	残熱除去海水ポンプ [°]	P45-C002	A	電動機	クラス1	As
				B	電動機	クラス1	As
				C	電動機	クラス1	As
				D	電動機	クラス1	As
非常用予備発電装置	非常用ディーゼル発電設備	非常用ディーゼル発電機	R43-C001	A	非常用ディーゼル発電機	クラス1	As
				B	非常用ディーゼル発電機	クラス1	As
	非常用補機冷却中間ループ系	非常用補機冷却中間ループポンプ [°]	P38-C001	A	電動機	クラス1	As
				B	電動機	クラス1	As
	高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備	高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機	R44-C001	H	非常用ディーゼル発電機	クラス1	As
	高圧炉心スプレイディーゼル冷却中間ループ系	高圧炉心スプレイディーゼル冷却中間ループポンプ [°]	P37-C001	—	電動機	クラス1	As
	高圧炉心スプレイディーゼル海水系	高圧炉心スプレイディーゼル海水ポンプ [°]	P46-C002	—	電動機	クラス1	As

柏崎刈羽原子力発電所1号機 点検・評価対象機器一覧

設備区分(1)	設備区分(2)	機器名称	機器番号	種類	機器種別	安全重要度	耐震重要度
廃棄設備	液体廃棄物処理系	原子炉複合建屋原子炉棟低電導度廃液サンプポンプ	K11-C001	A	電動機	クラス3	B
				B	電動機	クラス3	B
				C	電動機	クラス3	B
				D	電動機	クラス3	B
	原子炉複合建屋原子炉棟高電導度廃液サンプポンプ		K11-C101	A	電動機	クラス3	B
				B	電動機	クラス3	B
				C	電動機	クラス3	B
				D	電動機	クラス3	B
				E	電動機	クラス3	B
				F	電動機	クラス3	B
原子力冷却系統設備	復水浄化系	復水脱塩装置再循環ポンプ	N27-C001	A	電動機	クラス3	B
				B	電動機	クラス3	B
	復水系・給水系	高圧復水ポンプ	N21-C002	A	電動機	クラス3	B
				B	電動機	クラス3	B
				C	電動機	クラス3	B
	電動機駆動原子炉給水ポンプ		N21-C009	A	電動機	クラス3	B
				B	電動機	クラス3	B
	給水加熱器ドレン、ペント系	給水加熱器ドレンポンプ	N22-C001	A	電動機	クラス3	B
				B	電動機	クラス3	B
				C	電動機	クラス3	B
計測制御系統設備	計装用圧縮空気系	計装用圧縮空気系空気圧縮機	P52-C001	A	電動機	クラス3	B
				B	電動機	クラス3	B
廃棄設備	気体廃棄物処理系	気体廃棄物処理系排ガス真空ポンプ	N62-C001	A	電動機	クラス2	B
				B	電動機	クラス2	B
	液体廃棄物処理系	タービン建屋低電導度廃液サンプポンプ	K11-C003	A	電動機	クラス3	B
				B	電動機	クラス3	B
				C	電動機	クラス3	B
				D	電動機	クラス3	B
	タービン建屋高電導度廃液サンプポンプ		K11-C103	A	電動機	クラス3	B
				B	電動機	クラス3	B
				C	電動機	クラス3	B
				D	電動機	クラス3	B
燃料設備	燃料プール冷却浄化系	燃料プール冷却浄化系ポンプ	G41-C001	A	電動機	クラス3	B
				B	電動機	クラス3	B
		燃料プール補給水ポンプ	P14-C001	A	電動機	ノンクラス	A
				B	電動機	ノンクラス	A

柏崎刈羽原子力発電所1号機 点検・評価対象機器一覧

設備区分(1)	設備区分(2)	機器名称	機器番号	種類	機器種別	安全重要度	耐震重要度
電気設備	発電機	発電機本体	—	—	発電機	クラス3	C
		励磁制御盤	H21-P225	—	調整器	クラス3	C
		サイリスタ整流器盤	H21-P227	—	調整器	クラス3	C
	変圧器	主変圧器	S11-MTR	—	変圧器	クラス3	C
		所内変圧器	R11HTR-1	A	変圧器	クラス3	C
				B	変圧器	クラス3	C
		高起動変圧器	S12-#1HSTr	—	変圧器	クラス3	C
		低起動変圧器	S12-LSTR1S	A	変圧器	クラス3	C
				B	変圧器	クラス3	C
		予備変圧器	S13-YOBI-TR	—	変圧器	クラス3	C
	所内母線受電用 6.9kVしゃ断器 起動母線受電用 6.9kVしゃ断器 所内母線一起動 母線連絡用6.9 kVしゃ断器 負荷用6.9kV しゃ断器 ディーゼル発電 機用6.9kVしゃ 断器	6.9kV メタクラ 1A-1	M/C1A-1	—	制御盤 電源盤	クラス3	C
		6.9kV メタクラ 1A-2	M/C1A-2	—	制御盤 電源盤	クラス3	C
		6.9kV メタクラ 1B-1	M/C1B-1	—	制御盤 電源盤	クラス3	C
		6.9kV メタクラ 1B-2	M/C1B-2	—	制御盤 電源盤	クラス3	C
		6.9kV メタクラ 1C	M/C1C	—	制御盤 電源盤	クラス1	As
		6.9kV メタクラ 1D	M/C1D	—	制御盤 電源盤	クラス1	As
		6.9kV メタクラ 1H	M/C1H	—	制御盤 電源盤	クラス1	As
		6.9kV メタクラ 1SA-1	M/C1SA-1	—	制御盤 電源盤	クラス3	C
		6.9kV メタクラ 1SA-2	M/C1SA-2	—	制御盤 電源盤	クラス3	C
		6.9kV メタクラ 1SB-1	M/C1SB-1	—	制御盤 電源盤	クラス3	C
		6.9kV メタクラ 1SB-2	M/C1SB-2	—	制御盤 電源盤	クラス3	C

柏崎刈羽原子力発電所1号機 点検・評価対象機器一覧

設備区分(1)	設備区分(2)	機器名称	機器番号	種類	機器種別	安全重要度	耐震重要度
電気設備	中性点接地装置 (発電機、変圧器)	発電機中性点接地装置	H21-P230	—	制御盤 電源盤	クラス3	C
	中性点接地装置	所内変圧器1A NGR盤1A-1	H21-P231	—	制御盤 電源盤	クラス3	C
		所内変圧器1A NGR盤1A-2	H21-P232	—	制御盤 電源盤	クラス3	C
		所内変圧器1B NGR盤1B-1	H21-P233	—	制御盤 電源盤	クラス3	C
		所内変圧器1B NGR盤1B-2	H21-P234	—	制御盤 電源盤	クラス3	C
	No. 1高起動変圧器 NGR装置	S12- #1HSTR- NGR		—	制御盤 電源盤	クラス3	C
	低起動変圧器 NGR盤1SA-1		H21-P238	—	制御盤 電源盤	クラス3	C
	低起動変圧器 NGR盤1SA-2		H21-P239	—	制御盤 電源盤	クラス3	C
	低起動変圧器 NGR盤1SB-1		H21-P240	—	制御盤 電源盤	クラス3	C
	低起動変圧器 NGR盤1SB-2		H21-P241	—	制御盤 電源盤	クラス3	C
	予備変圧器 NGR装置	S13-YOBI- TR-NGR		—	制御盤 電源盤	クラス3	C
	発電機(保護継電装置の種類)	発電機・変圧器保護継電器盤	H11-P675-1	—	制御盤 電源盤	クラス3	C
		発電機比率差動継電器A1	H11-P675- 1-87GA1	—	継電器	クラス3	C
		発電機比率差動継電器A2	H11-P675- 1-87GA2	—	継電器	クラス3	C
		発電機・主変圧器比率差動継電器	H11-P675- 1-87GMT	—	継電器	クラス3	C
		発電機後備保護継電器(距離継電器(過電流保護))	H11-P675- 1-44G	—	継電器	クラス3	C

柏崎刈羽原子力発電所1号機 点検・評価対象機器一覧

設備区分(1)	設備区分(2)	機器名称	機器番号	種類	機器種別	安全重要度	耐震重要度
電気設備	発電機(保護継電装置の種類)	発電機逆電力継電器	H11-P675-1-67G	—	継電器	クラス3	C
		発電機地絡継電器1	H11-P675-1-64G1	—	継電器	クラス3	C
		発電機地絡継電器2	H11-P675-1-64G2	—	継電器	クラス3	C
		発電機界磁喪失継電器	H11-P675-1-40G	—	継電器	クラス3	C
		発電機・変圧器過励磁継電器	H11-P675-1-59/95G	—	継電器	クラス3	C
		発電機逆相過電流保護継電器盤	H11-P737	—	制御盤 電源盤	クラス3	C
		発電機逆相過電流継電器1	H11-P737-46G1	—	継電器	クラス3	C
		発電機逆相過電流継電器2	H11-P737-46G2	—	継電器	クラス3	C
		励磁電源変圧器比率差動継電器	H21-P225-87ET	—	継電器	クラス3	C
		励磁電源変圧器過電流継電器	H21-P225-51E	—	継電器	クラス3	C
所内変圧器(保護継電装置の種類)	所内変圧器1A比率差動継電器	所内変圧器1A比率差動継電器	H11-P675-1-87HT-1A	—	継電器	クラス3	C
		所内変圧器1B比率差動継電器	H11-P675-1-87HT-1B	—	継電器	クラス3	C
		所内変圧器1A過電流継電器	H11-P675-1-51HT-1A	—	継電器	クラス3	C
		所内変圧器1B過電流継電器	H11-P675-1-51HT-1B	—	継電器	クラス3	C
		所内変圧器1A温度高継電器	—	—	計器	クラス3	C
		所内変圧器1B温度高継電器	—	—	計器	クラス3	C
		所内変圧器1A衝撃油圧継電器	—	—	計器	クラス3	C
		所内変圧器1B衝撃油圧継電器	—	—	計器	クラス3	C

柏崎刈羽原子力発電所1号機 点検・評価対象機器一覧

設備区分(1)	設備区分(2)	機器名称	機器番号	種類	機器種別	安全重要度	耐震 重要度
電気設備	主変圧器(保護 継電装置の種 類)	発電機・主変圧器比率 差動継電器	H11-P675- 1-87GMT	—	継電器	クラス3	C
		発電機後備保護継電器 (距離継電器(発電機と共に用))	H11-P675- 1-44G	—	継電器	クラス3	C
		主変圧器比率差動継電器	H11-P675- 1-87MT	—	継電器	クラス3	C
		主変圧器後備保護盤	—	—	制御盤 電源盤	クラス3	C
		主変圧器中性点過電流継電器	151GN	—	継電器	クラス3	C
		主変圧器温度高継電器	—	—	計器	クラス3	C
		主変圧器衝撃油圧継電器	—	—	計器	クラス3	C
		高起動変圧器 (保護継電装置 の種類)	1号高起動変圧器主保護盤1系／ 後備	—	制御盤 電源盤	クラス3	C
		1号高起動変圧器主保護盤2系	—	—	制御盤 電源盤	クラス3	C
		1号高起動変圧器比率差動継電 器1	—	—	継電器	クラス3	C
	低起動変圧器 (保護継電装置 の種類)	1号高起動変圧器比率差動継電 器2	—	—	継電器	クラス3	C
		1号高起動変圧器過電流継電器1	—	—	継電器	クラス3	C
		1号高起動変圧器過電流継電器2	—	—	継電器	クラス3	C
		高起動変圧器温度高継電器	—	—	計器	クラス3	C
		高起動変圧器衝撃油圧 継電器	—	—	計器	クラス3	C
		低起動変圧器保護継電器盤	H11-P675-2	—	制御盤 電源盤	クラス3	C
	低起動変圧器 (保護継電装置 の種類)	低起動変圧器ISA比率差動継電 器	H11-P675- 2-87LST-1A	—	継電器	クラス3	C
		低起動変圧器ISB比率差動継電 器	H11-P675- 2-87LST-1B	—	継電器	クラス3	C

柏崎刈羽原子力発電所1号機 点検・評価対象機器一覧

設備区分(1)	設備区分(2)	機器名称	機器番号	種類	機器種別	安全重要度	耐震重要度
電気設備	低起動変圧器 (保護継電装置の種類)	低起動変圧器ISA過電流継電器	H11-P675-2-51LST-1A	—	継電器	クラス3	C
		低起動変圧器1SB過電流継電器	H11-P675-2-51LST-1B	—	継電器	クラス3	C
		低起動変圧器ISA温度高継電器	—	—	計器	クラス3	C
		低起動変圧器1SB温度高継電器	—	—	計器	クラス3	C
		低起動変圧器ISA衝撃油圧継電器	—	—	計器	クラス3	C
		低起動変圧器1SB衝撃油圧継電器	—	—	計器	クラス3	C
	予備変圧器(保護継電装置の種類)	60MVA変圧器保護盤	—	—	制御盤 電源盤	クラス3	C
		予備変圧器比率差動継電器	87	—	継電器	クラス3	C
		予備変圧器過電流継電器	51P	—	継電器	クラス3	C
		予備変圧器温度高継電器	—	—	計器	クラス3	C
		予備変圧器衝撃油圧継電器	—	—	計器	クラス3	C
	母線用500kV しゃ断器(保護継電装置の種類)	1B-2BSEC しゃ断器	O10	—	遮断器	クラス3	C
		2B-3BSEC しゃ断器	O20	—	遮断器	クラス3	C
		ガス圧力低継電器(警報)	010	—	計器	クラス3	C
		020	—	—	計器	クラス3	C
		500kV2号母線保護盤1	—	—	制御盤 電源盤	クラス3	C
		500kV 2号母線保護盤2	—	—	制御盤 電源盤	クラス3	C
		500kV 1号母線保護継電器1 (母線保護比率差動継電器)	—	—	継電器	クラス3	C
		500kV 1号母線保護継電器2 (母線保護比率差動継電器)	—	—	継電器	クラス3	C
		500kV 2号母線保護継電器1 (母線保護比率差動継電器)	—	—	継電器	クラス3	C
		500kV 2号母線保護継電器2 (母線保護比率差動継電器)	—	—	継電器	クラス3	C
		500kV 1号母線分離盤	—	—	制御盤 電源盤	クラス3	C
		500kV 1号母線分離継電器	—	—	継電器	クラス3	C
		500kV 2号母線分離盤	—	—	制御盤 電源盤	クラス3	C
		500kV 2号母線分離継電器	—	—	継電器	クラス3	C
		500kV 3号母線保護継電器1 (母線保護比率差動継電器)	—	—	継電器	クラス3	C
		500kV 3号母線保護継電器2 (母線保護比率差動継電器)	—	—	継電器	クラス3	C
		500kV 3号母線分離盤	—	—	制御盤 電源盤	クラス3	C
		500kV 3号母線分離継電器	—	—	継電器	クラス3	C
線路用500kV しゃ断器	新新潟幹線1号しゃ断器	O1	—	遮断器	クラス3	C	
	新新潟幹線2号しゃ断器	O2	—	遮断器	クラス3	C	

柏崎刈羽原子力発電所1号機 点検・評価対象機器一覧

設備区分(1) 電気設備	設備区分(2) 線路用500kV しゃ断器(保護継 電装置の種類)	機器名称	機器番号 —	種類 O1	機器種別 計器	安全重要度 クラス3	耐震 重要度 C
		ガス圧力低継電器(警報)					
		新新潟幹線1号(主1)	—	—	制御盤 電源盤	クラス3	C
		新新潟幹線1号(主2)	—	—	制御盤 電源盤	クラス3	C
		新新潟幹線1号(後備1)	—	—	制御盤 電源盤	クラス3	C
		新新潟幹線1号(後備2)	—	—	制御盤 電源盤	クラス3	C
		新新潟幹線2号(主1)	—	—	制御盤 電源盤	クラス3	C
		新新潟幹線2号(主2)	—	—	制御盤 電源盤	クラス3	C
		新新潟幹線2号(後備1)	—	—	制御盤 電源盤	クラス3	C
		新新潟幹線2号(後備2)	—	—	制御盤 電源盤	クラス3	C
		新新潟幹線1号(主1) (デジタル形電流差動継電器)	—	—	継電器	クラス3	C
		新新潟幹線1号(後備1) (短絡距離方向継電器 第1～第4段) (地絡距離方向継電器 第1～第4段)	—	—	継電器	クラス3	C
		新新潟幹線1号(主2) (デジタル形電流差動継電器)	—	—	継電器	クラス3	C
		新新潟幹線1号(後備2) (短絡距離方向継電器 第1～第4段) (地絡距離方向継電器 第1～第4段)	—	—	継電器	クラス3	C
		新新潟幹線2号(主1) (デジタル形電流差動継電器)	—	—	継電器	クラス3	C
		新新潟幹線2号(後備1) (短絡距離方向継電器 第1～第4段) (地絡距離方向継電器 第1～第4段)	—	—	継電器	クラス3	C
		新新潟幹線2号(主2) (デジタル形電流差動継電器)	—	—	継電器	クラス3	C
		新新潟幹線2号(後備2) (短絡距離方向継電器 第1～第4段) (地絡距離方向継電器 第1～第4段)	—	—	継電器	クラス3	C
		500kV 1号母線保護継電器1 (母線保護比率差動継電器)	—	—	継電器	クラス3	C
		500kV 1号母線保護継電器2 (母線保護比率差動継電器)	—	—	継電器	クラス3	C
		500kV 3号母線保護盤1	—	—	制御盤 電源盤	クラス3	C
		500kV 3号母線保護盤2	—	—	制御盤 電源盤	クラス3	C
		500kV 3号母線保護継電器1 (母線保護比率差動継電器)	—	—	継電器	クラス3	C
		500kV 3号母線保護継電器2 (母線保護比率差動継電器)	—	—	継電器	クラス3	C
	高起動変圧器受 電用500kVしゃ 断器	1号高起動変圧器受電用しゃ断 器	O81	—	遮断器	クラス3	C
		ガス圧力低継電器(警報)	—	—	計器	クラス3	C
		1号高起動変圧器比率差動継電 器1	—	—	継電器	クラス3	C
		1号高起動変圧器比率差動継電 器2	—	—	継電器	クラス3	C

柏崎刈羽原子力発電所1号機 点検・評価対象機器一覧

設備区分(1)	設備区分(2)	機器名称	機器番号	種類	機器種別	安全重要度	耐震重要度
電気設備	高起動変圧器受電用500kVしゃ断器(保護継電装置の種類)	1号高起動変圧器過電流継電器1	—	—	継電器	クラス3	C
		1号高起動変圧器過電流継電器2	—	—	継電器	クラス3	C
		1号高起動変圧器地絡過電流継電器	—	—	継電器	クラス3	C
		500kV 2号母線保護継電器1 (母線保護比率差動継電器)	—	—	継電器	クラス3	C
		500kV 2号母線保護継電器2 (母線保護比率差動継電器)	—	—	継電器	クラス3	C
	予備変圧器受電用154kVしゃ断器(保護継電装置の種類)	予備変圧器受電用しゃ断器	O11	—	遮断器	クラス3	C
		予備変圧器受電用ガス圧力低継電器(警報)	—	—	計器	クラス3	C
		予備変圧器比率差動継電器	87	—	継電器	クラス3	C
		予備変圧器過電流継電器	51P	—	継電器	クラス3	C
		母線不足電圧継電器	27B	—	継電器	クラス3	C
	母線受電用66kVしゃ断器(高起動変圧器より) 母線受電用66kVしゃ断器(高起動変圧器より)(保護継電器装置の種類)	予備変圧器地絡過電流継電器	51N	—	継電器	クラス3	C
		1号高起動変圧器しゃ断器	O111	—	遮断器	クラス3	C
		ガス圧力低継電器(警報)	—	—	計器	クラス3	C
		1号高起動変圧器比率差動継電器1	—	—	継電器	クラス3	C
		1号高起動変圧器比率差動継電器2	—	—	継電器	クラス3	C
		1号高起動変圧器過電流継電器1	—	—	継電器	クラス3	C
		1号高起動変圧器過電流継電器2	—	—	継電器	クラス3	C
		1号高起動変圧器地絡過電流継電器	—	—	継電器	クラス3	C
		66kV甲母線保護盤	—	—	制御盤 電源盤	クラス3	C
		66kV乙母線保護盤	—	—	制御盤 電源盤	クラス3	C
		66kV甲母線保護継電器 (母線保護比率差動継電器)	—	—	継電器	クラス3	C
		66kV乙母線保護継電器 (母線保護比率差動継電器)	—	—	継電器	クラス3	C
		66kV母線分離盤	—	—	制御盤 電源盤	クラス3	C
		母線地絡過電圧継電器	—	—	継電器	クラス3	C

柏崎刈羽原子力発電所1号機 点検・評価対象機器一覧

設備区分(1)	設備区分(2)	機器名称	機器番号	種類	機器種別	安全重要度	耐震重要度
電気設備	母線受電用66kV しや断器(予備変圧器より)	予備変圧器受電用しや断器	O114	—	遮断器	クラス3	C
	母線受電用66kV しや断器(予備変圧器より)(保護 継電装置の種類)	ガス圧力低継電器(警報)	—	—	計器	クラス3	C
		予備変圧器比率差動継電器	87	—	継電器	クラス3	C
		予備変圧器過電流継電器	51P	—	継電器	クラス3	C
		予備変圧器地絡過電流 継電器	51N	—	継電器	クラス3	C
		66kV甲母線保護継電器 (母線保護比率差動継電器)	—	—	継電器	クラス3	C
		66kV乙母線保護継電器 (母線保護比率差動継電器)	—	—	継電器	クラス3	C
	母線用66kVしや 断器	母線地絡過電圧継電器	—	—	継電器	クラス3	C
		母線連絡用しや断器	O110	—	遮断器	クラス3	C
		ガス圧力低継電器(警報)	—	—	計器	クラス3	C
		66kV甲母線保護継電器 (母線保護比率差動継電器)	—	—	継電器	クラス3	C
	66kV乙母線保護継電器 (母線保護比率差動継電器)	66kV乙母線保護継電器 (母線保護比率差動継電器)	—	—	継電器	クラス3	C
		66kV母線分離継電器	—	—	継電器	クラス3	C
		低起動変圧器受電用66kVしや断器	O1SA	—	遮断器	クラス3	C
	低起動変圧器受電用66kVしや断器(保護継電装置の種類)	低起動変圧器ISB受電用しや断器	O1SB	—	遮断器	クラス3	C
		ガス圧力低継電器(警報)	—	O1SA	計器	クラス3	C
		—	O1SB	計器	クラス3	C	
		低起動変圧器ISA比率差動継電器	H11-P675-2-87LST-1A	—	継電器	クラス3	C
		低起動変圧器ISB比率差動継電器	H11-P675-2-87LST-1B	—	継電器	クラス3	C
		低起動変圧器ISA過電流継電器	H11-P675-2-51LST-1A	—	継電器	クラス3	C
		低起動変圧器ISB過電流継電器	H11-P675-2-51LST-1B	—	継電器	クラス3	C

柏崎刈羽原子力発電所1号機 点検・評価対象機器一覧

設備区分(1)	設備区分(2)	機器名称	機器番号	種類	機器種別	安全重要度	耐震重要度
電気設備	低起動変圧器受電用66kVしや断器(保護継電装置の種類)	66kV甲母線保護継電器 (母線保護比率差動継電器)	—	—	継電器	クラス3	C
		66kV乙母線保護継電器 (母線保護比率差動継電器)	—	—	継電器	クラス3	C
		母線地絡過電圧継電器	—	—	継電器	クラス3	C
	工事用変圧器受電用66kVしや断器	工事用変圧器受電用しや断器	O115	—	遮断器	クラス3	C
		ガス圧力低継電器(警報)	—	—	計器	クラス3	C
	工事用変圧器保護盤	工事用変圧器保護盤	—	—	制御盤 電源盤	クラス3	C
		工事用変圧器比率差動継電器	87	—	継電器	クラス3	C
	工事用変圧器過電流継電器	工事用変圧器過電流継電器	51P	—	継電器	クラス3	C
		66kV甲母線保護継電器 (母線保護比率差動継電器)	—	—	継電器	クラス3	C
	66kV乙母線保護継電器 (母線保護比率差動継電器)	66kV乙母線保護継電器 (母線保護比率差動継電器)	—	—	継電器	クラス3	C
		母線地絡過電圧継電器	—	—	継電器	クラス3	C
	所内母線受電用6.9kVしや断器(保護継電装置の種類)	所内変圧器1A比率差動継電器	H11-P675-1-87HT-1A	—	継電器	クラス3	C
		所内変圧器1B比率差動継電器	H11-P675-1-87HT-1B	—	継電器	クラス3	C
		所内変圧器1A過電流継電器	H11-P675-1-51HT-1A	—	継電器	クラス3	C
		所内変圧器1B過電流継電器	H11-P675-1-51HT-1B	—	継電器	クラス3	C
		所内母線過電流継電器	M/C 1A-1-1B-51	—	継電器	クラス3	C
		所内母線過電流継電器	M/C 1A-2-1B-51	—	継電器	クラス3	C
		所内母線過電流継電器	M/C 1B-1-1B-51	—	継電器	クラス3	C
		所内母線過電流継電器	M/C 1B-2-1B-51	—	継電器	クラス3	C

柏崎刈羽原子力発電所1号機 点検・評価対象機器一覧

設備区分(1)	設備区分(2)	機器名称	機器番号	種類	機器種別	安全重要度	耐震重要度	
電気設備	起動母線受電用 6.9kVしゃ断器 (保護繼電装置の種類)	低起動変圧器ISA比率差動繼電器	H11-P675-2-87LST-1A	—	繼電器	クラス3	C	
		低起動変圧器ISA過電流繼電器	H11-P675-2-51LST-1A	—	繼電器	クラス3	C	
		低起動変圧器1SB比率差動繼電器	H11-P675-2-87LST-1B	—	繼電器	クラス3	C	
		低起動変圧器1SB過電流繼電器	H11-P675-2-51LST-1B	—	繼電器	クラス3	C	
		起動母線過電流繼電器	M/C1SA-1-1B-51	—	繼電器	クラス3	C	
		起動母線過電流繼電器	M/C1SA-2-1B-51	—	繼電器	クラス3	C	
		起動母線過電流繼電器	M/C1SB-1-1B-51	—	繼電器	クラス3	C	
		起動母線過電流繼電器	M/C1SB-2-1B-51	—	繼電器	クラス3	C	
		所内母線一起動 母線連絡用6.9kV しゃ断器(保護繼電装置の種類)	連絡母線過電流繼電器	M/C 1A-1-3B-51	—	繼電器	クラス3	C
		連絡母線過電流繼電器	M/C 1A-2-3B-51	—	繼電器	クラス3	C	
		連絡母線過電流繼電器	M/C 1B-1-3B-51	—	繼電器	クラス3	C	
		連絡母線過電流繼電器	M/C 1B-2-3B-51	—	繼電器	クラス3	C	
		連絡母線過電流繼電器	M/C 1C-1B-51	—	繼電器	クラス3	As	
		連絡母線過電流繼電器	M/C 1C-2B-51	—	繼電器	クラス3	As	
		連絡母線過電流繼電器	M/C 1D-1B-51	—	繼電器	クラス3	As	
		連絡母線過電流繼電器	M/C 1D-2B-51	—	繼電器	クラス3	As	
		連絡母線過電流繼電器	M/C 1H-1B-51	—	繼電器	クラス3	As	

柏崎刈羽原子力発電所1号機 点検・評価対象機器一覧

設備区分(1)	設備区分(2)	機器名称	機器番号	種類	機器種別	安全重要度	耐震重要度
電気設備	所内母線一起動母線連絡用6.9kVしゃ断器(保護継電装置の種類)	連絡母線過電流継電器	M/C 1H-2B-51	—	継電器	クラス3	A
		連絡母線過電流継電器	M/C1SA-1-3A-51	—	継電器	クラス3	C
		連絡母線過電流継電器	M/C1SA-1-6A-51	—	継電器	クラス3	C
		連絡母線過電流継電器	M/C1SA-2-3B-51	—	継電器	クラス3	C
		連絡母線過電流継電器	M/C1SA-2-7B-51	—	継電器	クラス3	C
		連絡母線過電流継電器	M/C1SB-2-3B-51	—	継電器	クラス3	C
		連絡母線過電流継電器	M/C1SB-2-7B-51	—	継電器	クラス3	C
	負荷用6.9kVしゃ断器(保護継電装置の種類)	過電流継電器	M/C 1A-1-2B-50-51	—	継電器	クラス3	C
		過電流継電器	M/C 1A-1-4A-49-50-51	—	継電器	クラス3	C
		過電流継電器	M/C 1A-1-4B-49-50-51	—	継電器	クラス3	C
		過電流継電器	M/C 1A-1-5A-49-50-51	—	継電器	クラス3	C
		過電流継電器	M/C 1A-1-5B-49-50-51	—	継電器	クラス3	C
		過電流継電器	M/C 1A-1-6A-49-50-51	—	継電器	クラス3	C
		過電流継電器	M/C 1A-1-6B-49-50-51	—	継電器	クラス3	C
		過電流継電器	M/C 1A-2-2B-50-51	—	継電器	クラス3	C
		過電流継電器	M/C 1A-2-4A-49-50-51	—	継電器	クラス3	C
		過電流継電器	M/C 1A-2-4B-49-50-51	—	継電器	クラス3	C
		過電流継電器	M/C 1A-2-5A-49-50-51	—	継電器	クラス3	C
		過電流継電器	M/C 1A-2-5B-49-50-51	—	継電器	クラス3	C
		過電流継電器	M/C 1A-2-6A-49-50-51	—	継電器	クラス3	C
		過電流継電器	M/C 1A-2-6B-49-50-51	—	継電器	クラス3	C
		過電流継電器	M/C 1A-2-7B-49-50-51	—	継電器	クラス3	C
		過電流継電器	M/C 1B-1-2B-50-51	—	継電器	クラス3	C
		過電流継電器	M/C 1B-1-4A-49-50-51	—	継電器	クラス3	C
		過電流継電器	M/C 1B-1-4B-49-50-51	—	継電器	クラス3	C
		過電流継電器	M/C 1B-1-5A-49-50-51	—	継電器	クラス3	C
		過電流継電器	M/C 1B-1-5B-49-50-51	—	継電器	クラス3	C

柏崎刈羽原子力発電所1号機 点検・評価対象機器一覧

設備区分(1)	設備区分(2)	機器名称	機器番号	種類	機器種別	安全重要度	耐震 重要度
電気設備 負荷用6.9kVしゃ 断器(保護継電 装置の種類)	過電流継電器	M/C 1B-1- 6B-49-50- 51	—	継電器	クラス3	C	
	過電流継電器	M/C 1B-2- 2B-50-51	—	継電器	クラス3	C	
	過電流継電器	M/C 1B-2- 4A-49-50- 51	—	継電器	クラス3	C	
	過電流継電器	M/C 1B-2- 4B-49-50- 51	—	継電器	クラス3	C	
	過電流継電器	M/C 1B-2- 5A-49-50- 51	—	継電器	クラス3	C	
	過電流継電器	M/C 1B-2- 5B-49-50- 51	—	継電器	クラス3	C	
	過電流継電器	M/C 1B-2- 6A-49-50- 51	—	継電器	クラス3	C	
	過電流継電器	M/C 1B-2- 6B-49-50- 51	—	継電器	クラス3	C	
	過電流継電器	M/C 1C- 3A-49-50- 51	—	継電器	クラス1	As	
	過電流継電器	M/C 1C- 4A-49-50- 51	—	継電器	クラス1	As	
	過電流継電器	M/C 1C- 4B-49-50- 51	—	継電器	クラス1	As	
	過電流継電器	M/C 1C- 5A-49-50- 51	—	継電器	クラス1	As	
	過電流継電器	M/C 1C- 5B-49-50- 51	—	継電器	クラス1	As	
	過電流継電器	M/C 1C- 6A-49-50- 51	—	継電器	クラス1	As	
	過電流継電器	M/C 1C- 6B-50-51	—	継電器	クラス1	As	
	過電流継電器	M/C 1C- 7A-49-50- 51	—	継電器	クラス1	As	
	過電流継電器	M/C 1C- 7B-50-51	—	継電器	クラス1	As	
	過電流継電器	M/C 1D- 4A-49-50- 51	—	継電器	クラス1	As	
	過電流継電器	M/C 1D- 4B-49-50- 51	—	継電器	クラス1	As	
	過電流継電器	M/C 1D- 5A-49-50- 51	—	継電器	クラス1	As	
	過電流継電器	M/C 1D- 5B-49-50- 51	—	継電器	クラス1	As	
	過電流継電器	M/C 1D- 6A-49-50- 51	—	継電器	クラス1	As	
	過電流継電器	M/C 1D- 6B-50-51	—	継電器	クラス1	As	
	過電流継電器	M/C 1D- 7A-49-50- 51	—	継電器	クラス1	As	
	過電流継電器	M/C 1D- 7B-50-51	—	継電器	クラス1	As	

柏崎刈羽原子力発電所1号機 点検・評価対象機器一覧

設備区分(1)	設備区分(2)	機器名称	機器番号	種類	機器種別	安全重要度	耐震重要度
電気設備 負荷用6.9kVしゃ 断器(保護継電 装置の種類)	過電流継電器	M/C 1H- 3A-49-50- 51	—	継電器	クラス1	As	
	過電流継電器	M/C 1H- 4A-50-51	—	継電器	クラス1	As	
	過電流継電器	M/C 1H- 4B-49-50- 51	—	継電器	クラス1	As	
	過電流継電器	M/C1SA-1- 3B-50-51	—	継電器	クラス3	C	
	過電流継電器	M/C1SA-1- 4A-49-50- 51	—	継電器	クラス3	C	
	過電流継電器	M/C1SA-1- 4B-50-51	—	継電器	クラス3	C	
	過電流継電器	M/C1SA-1- 5A-50-51	—	継電器	クラス3	C	
	過電流継電器	M/C1SA-1- 5B-50-51	—	継電器	クラス3	C	
	過電流継電器	M/C1SA-2- 4A-50-51	—	継電器	クラス3	C	
	過電流継電器	M/C1SA-2- 4B-50-51	—	継電器	クラス3	C	
	過電流継電器	M/C1SA-2- 5A-50-51	—	継電器	クラス3	C	
	過電流継電器	M/C1SA-2- 5B-50-51	—	継電器	クラス3	C	
	過電流継電器	M/C1SA-2- 7A-50-51	—	継電器	クラス3	C	
	過電流継電器	M/C1SB-1- 3A-50-51	—	継電器	クラス3	C	
	過電流継電器	M/C1SB-1- 3B-50-51	—	継電器	クラス3	C	
	過電流継電器	M/C1SB-1- 4B-50-51	—	継電器	クラス3	C	
	過電流継電器	M/C1SB-1- 5A-50-51	—	継電器	クラス3	C	
	過電流継電器	M/C1SB-1- 5B-50-51	—	継電器	クラス3	C	
	過電流継電器	M/C1SB-1- 7A-49-50- 51	—	継電器	クラス3	C	
	過電流継電器	M/C1SB-1- 7B-50-51	—	継電器	クラス3	C	
	過電流継電器	M/C1SB-2- 3A-50-51	—	継電器	クラス3	C	
	過電流継電器	M/C1SB-2- 4A-50-51	—	継電器	クラス3	C	
	過電流継電器	M/C1SB-2- 4B-50-51	—	継電器	クラス3	C	
	過電流継電器	M/C1SB-2- 5A-50-51	—	継電器	クラス3	C	
	過電流継電器	M/C1SB-2- 5B-50-51	—	継電器	クラス3	C	

柏崎刈羽原子力発電所1号機 点検・評価対象機器一覧

設備区分(1)	設備区分(2)	機器名称	機器番号	種類	機器種別	安全重要度	耐震重要度
電気設備	発電機並列用 500kVしゃ断器	#1BANKしゃ断器	O21	—	遮断器	クラス3	C
	発電機並列用 500kVしゃ断器 (保護継電装置 の種類)	ガス圧力低継電器(警報)	—	—	計器	クラス3	C
		500kV1号母線保護盤1	—	—	制御盤 電源盤	クラス3	C
		500kV 1号母線保護盤2	—	—	制御盤 電源盤	クラス3	C
		500kV 1号母線保護継電器1 (母線保護比率差動継電器)	—	—	継電器	クラス3	C
		500kV 1号母線保護継電器2 (母線保護比率差動継電器)	—	—	継電器	クラス3	C
		発電機比率差動継電器A1	H11-P675- 1-87GA1	—	継電器	クラス3	C
		発電機比率差動継電器A2	H11-P675- 1-87GA2	—	継電器	クラス3	C
		発電機・主変圧器比率差動継電器	H11-P675- 1-87GMT	—	継電器	クラス3	C
		発電機後備保護継電器(距離継電器(過電流保護))	H11-P675- 1-44G	—	継電器	クラス3	C
		発電機逆電力継電器	H11-P675- 1-67G	—	継電器	クラス3	C
		発電機地絡継電器1	H11-P675- 1-64G1	—	継電器	クラス3	C
		発電機地絡継電器2	H11-P675- 1-64G2	—	継電器	クラス3	C
		発電機界磁喪失継電器	H11-P675- 1-40G	—	継電器	クラス3	C
		発電機・変圧器過励磁 継電器	H11-P675- 1-59/95G	—	継電器	クラス3	C
		発電機逆相過電流継電器1	H11-P737- 46G1	—	継電器	クラス3	C
		発電機逆相過電流継電器2	H11-P737- 46G2	—	継電器	クラス3	C

柏崎刈羽原子力発電所1号機 点検・評価対象機器一覧

設備区分(1)	設備区分(2)	機器名称	機器番号	種類	機器種別	安全重要度	耐震重要度
電気設備	発電機並列用 500kVしや断器 (保護継電装置 の種類)	1号発電機脱調分離盤	—	—	制御盤 電源盤	クラス3	C
		発電機脱調分離継電器	—	—	継電器	クラス3	C
		主変圧器比率差動継電器	H11-P675-1-87MT	—	継電器	クラス3	C
		主変圧器中性点過電流継電器	151GN	—	継電器	クラス3	C
		所内変圧器1A比率差動継電器	H11-P675-1-87HT-1A	—	継電器	クラス3	C
		所内変圧器1B比率差動継電器	H11-P675-1-87HT-1B	—	継電器	クラス3	C
		所内変圧器1A過電流継電器	H11-P675-1-51HT-1A	—	継電器	クラス3	C
		所内変圧器1B過電流継電器	H11-P675-1-51HT-1B	—	継電器	クラス3	C
		励磁電源変圧器比率差動継電器	H21-P225-87ET	—	継電器	クラス3	C
		励磁電源変圧器過電流継電器	H21-P225-51E	—	継電器	クラス3	C
ディーゼル発電 機用6.9kVしや断 器	D/G1A 比率差動継電器	R43-87DGA	—	継電器	クラス1	As	
	D/G1A 逆電力継電器	R43-67DGA	—	継電器	クラス1	As	
	D/G1A 過電流継電器	R43-51DGA	—	継電器	クラス1	As	
	D/G1B 比率差動継電器	R43-87DGB	—	継電器	クラス1	As	
	D/G1B 逆電力継電器	R43-67DGB	—	継電器	クラス1	As	
	D/G1B 過電流継電器	R43-51DGB	—	継電器	クラス1	As	
	HPCSD/G比率差動継電器	R44-87DGH	—	継電器	クラス1	As	
	HPCSD/G逆電力継電器	R44-67DGH	—	継電器	クラス1	As	
	HPCSD/G過電流継電器	R44-51DGH	—	継電器	クラス1	As	

柏崎刈羽原子力発電所1号機 点検・評価対象機器一覧

設備区分(1)	設備区分(2)	機器名称	機器番号	種類	機器種別	安全重要度	耐震重要度
非常用予備発電装置 非常用ディーゼル発電設備	非常用ディーゼル発電機1A制御盤 非常用ディーゼル発電機1B制御盤 励磁装置 励磁装置 中性点接地装置 中性点接地装置 D/G1A 比率差動継電器 D/G1A 逆電力継電器 D/G1A 過電流継電器 D/G1A 地絡検出継電器 D/G1A 界磁地絡検出継電器 D/G1A 過電圧継電器 D/G1B 比率差動継電器 D/G1B 逆電力継電器 D/G1B 過電流継電器 D/G1B 地絡検出継電器 D/G1B 界磁地絡検出継電器 D/G1B 過電圧継電器	非常用ディーゼル発電機1A制御盤	H21-P601A	—	制御盤 電源盤	クラス1	As
		非常用ディーゼル発電機1B制御盤	H21-P601B	—	制御盤 電源盤	クラス1	As
		励磁装置	H21-P603 H21-P604	A	調整器	クラス1	As
		励磁装置	H21-P603 H21-P604	B	調整器	クラス1	As
		中性点接地装置	H21-P608	A	制御盤 電源盤	クラス1	As
		中性点接地装置	H21-P608	B	制御盤 電源盤	クラス1	As
		D/G1A 比率差動継電器	R43-87DGA	—	継電器	クラス1	As
		D/G1A 逆電力継電器	R43-67DGA	—	継電器	クラス1	As
		D/G1A 過電流継電器	R43-51DGA	—	継電器	クラス1	As
		D/G1A 地絡検出継電器	R43-64DGA	—	継電器	クラス1	As
		D/G1A 界磁地絡検出継電器	R43-64DGFA	—	継電器	クラス1	As
		D/G1A 過電圧継電器	R43-59DGA	—	継電器	クラス1	As
		D/G1B 比率差動継電器	R43-87DGB	—	継電器	クラス1	As
		D/G1B 逆電力継電器	R43-67DGB	—	継電器	クラス1	As
		D/G1B 過電流継電器	R43-51DGB	—	継電器	クラス1	As
		D/G1B 地絡検出継電器	R43-64DGB	—	継電器	クラス1	As
		D/G1B 界磁地絡検出継電器	R43-64DGFB	—	継電器	クラス1	As
		D/G1B 過電圧継電器	R43-59DGB	—	継電器	クラス1	As

柏崎刈羽原子力発電所1号機 点検・評価対象機器一覧

設備区分(1)	設備区分(2)	機器名称	機器番号	種類	機器種別	安全重要度	耐震重要度
非常用予備発電装置	高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機制御盤 設備	高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機制御盤	H21-P611	—	制御盤 電源盤	クラス1	As
		励磁装置	H21-P613 H21-P614	—	調整器	クラス1	As
		中性点接地装置	H21-P618	—	制御盤 電源盤	クラス1	As
		HPCSD/G比率差動継電器	R44-87DGH	—	継電器	クラス1	As
		HPCSD/G逆電力継電器	R44-67DGH	—	継電器	クラス1	As
		HPCSD/G過電流継電器	R44-51DGH	—	継電器	クラス1	As
		HPCSD/G地絡検出継電器	R44-64DGH	—	継電器	クラス1	As
		HPCSD/G界磁地絡検出継電器	R44-64DGFH	—	継電器	クラス1	As
		HPCSD/G過電圧継電器	R44-59DGH	—	継電器	クラス1	As
原子炉格納施設	可燃性ガス濃度制御系	可燃性ガス濃度制御系再結合装置プロワ	T49-C001	A	電動機	クラス1	A
				B	電動機	クラス1	A
		可燃性ガス濃度制御系再結合装置加熱器	T49-B002	A	電気ヒータ	クラス1	A
				B	電気ヒータ	クラス1	A
	原子炉格納容器貫通部	信号(核計装)	X-100	A	原子炉格納容器及び付属機器	クラス1	As
				B	原子炉格納容器及び付属機器	クラス1	As
				C	原子炉格納容器及び付属機器	クラス1	As
				D	原子炉格納容器及び付属機器	クラス1	As
		特別高圧動力	X-101	A	原子炉格納容器及び付属機器	クラス1	As
				B	原子炉格納容器及び付属機器	クラス1	As
				C	原子炉格納容器及び付属機器	クラス1	As
				D	原子炉格納容器及び付属機器	クラス1	As

柏崎刈羽原子力発電所1号機 点検・評価対象機器一覧

設備区分(1)	設備区分(2)	機器名称	機器番号	種類	機器種別	安全重要度	耐震重要度
原子炉格納施設	原子炉格納容器貫通部	制御・計装	X-102	A	原子炉格納容器及び付属機器	クラス1	As
				B	原子炉格納容器及び付属機器	クラス1	As
				C	原子炉格納容器及び付属機器	クラス1	As
				D	原子炉格納容器及び付属機器	クラス1	As
				E	原子炉格納容器及び付属機器	クラス1	As
	計装	X-103	A	原子炉格納容器及び付属機器	クラス1	As	
				B	原子炉格納容器及び付属機器	クラス1	As
		X-104	A	原子炉格納容器及び付属機器	クラス1	As	
				B	原子炉格納容器及び付属機器	クラス1	As
			C	原子炉格納容器及び付属機器	クラス1	As	
				D	原子炉格納容器及び付属機器	クラス1	As
	低圧動力	X-105	A	原子炉格納容器及び付属機器	クラス1	As	
				B	原子炉格納容器及び付属機器	クラス1	As
			C	原子炉格納容器及び付属機器	クラス1	As	
				D	原子炉格納容器及び付属機器	クラス1	As
	制御・計装	X-230	A	原子炉格納容器及び付属機器	クラス1	As	
				B	原子炉格納容器及び付属機器	クラス1	As
その他の発電装置	蓄電池及び充電器	直流250V充電器常用	R42-P007	—	制御盤電源盤	クラス3	C
		直流250V充電器予備	R42-P012	—	制御盤電源盤	クラス3	C
		直流125V充電器 1A	R42-P001A	—	制御盤電源盤	クラス1	As
		直流125V充電器 1B	R42-P001B	—	制御盤電源盤	クラス1	As
		直流125V充電器 予備	R42-P010	—	制御盤電源盤	クラス1	As
		直流125VHPCS充電器常用	R42-P003	—	制御盤電源盤	クラス1	As
		直流125VHPCS充電器予備	R42-P011	—	制御盤電源盤	クラス1	As
		直流250V蓄電池	R42	—	蓄電池	クラス3	C
		直流125V蓄電池 1A	R42	—	蓄電池	クラス1	As
		直流125V蓄電池 1B	R42	—	蓄電池	クラス1	As
		直流125VHPCS蓄電池	R42	—	蓄電池	クラス1	As
	バイタル交流電源設備	プラントバイタルCVCF 1A	R46	—	制御盤電源盤	クラス1	As
		プラントバイタルCVCF 1B	R46	—	制御盤電源盤	クラス1	As

柏崎刈羽原子力発電所1号機 点検・評価対象機器一覧

設備区分(1)	設備区分(2)	機器名称	機器番号	種類	機器種別	安全重要度	耐震重要度
原子炉冷却系統設備	主蒸気系	タービンバイパス弁	N37-F001	(1)	弁	クラス2	B
				(2)	弁	クラス2	B
				(3)	弁	クラス2	B
				(4)	弁	クラス2	B
				(5)	弁	クラス2	B
	主配管	主配管1	—	—	配管	クラス1	As
		主配管2	—	—	配管	クラス2	A
		主配管3	—	—	配管	クラス2	B
		主配管4	—	—	配管	クラス3	B
	復水系、給水系	第1給水加熱器	N21-B001	A	給水加熱器	クラス3	B
				B	給水加熱器	クラス3	B
				C	給水加熱器	クラス3	B
		第2給水加熱器	N21-B002	A	給水加熱器	クラス3	B
				B	給水加熱器	クラス3	B
				C	給水加熱器	クラス3	B
		第3給水加熱器	N21-B003	A	給水加熱器	クラス3	B
				B	給水加熱器	クラス3	B
				C	給水加熱器	クラス3	B
		第4給水加熱器	N21-B004	A	給水加熱器	クラス3	B
				B	給水加熱器	クラス3	B
				C	給水加熱器	クラス3	B
		第5給水加熱器	N21-B005	A	給水加熱器	クラス3	B
				B	給水加熱器	クラス3	B
				C	給水加熱器	クラス3	B
		第6給水加熱器	N21-B006	A	給水加熱器	クラス3	B
				B	給水加熱器	クラス3	B
				C	給水加熱器	クラス3	B
	タービン駆動原子炉給水ポンプ	N21-C008	A	横形ポンプ	クラス3	B	
			B	横形ポンプ	クラス3	B	
	原子炉給水ポンプ駆動用タービン	N38-C001	A	ポンプ駆動用タービン	クラス3	B	
			B	ポンプ駆動用タービン	クラス3	B	
	電動機駆動原子炉給水ポンプ	N21-C009	A	横形ポンプ	クラス3	B	
			B	横形ポンプ	クラス3	B	
	高圧復水ポンプ	N21-C002	A	横形ポンプ	クラス3	B	
			B	横形ポンプ	クラス3	B	
			C	横形ポンプ	クラス3	B	
	給水系主配管1	—	—	配管	クラス1	As	
	給水系主配管3	—	—	配管	クラス3	B	
	給水系主配管2	—	—	配管	クラス2	B	
	復水系主配管	—	—	配管	クラス3	B	

柏崎刈羽原子力発電所1号機 点検・評価対象機器一覧

設備区分(1)	設備区分(2)	機器名称	機器番号	種類	機器種別	安全重要度	耐震重要度
原子炉冷却系統設備	復水浄化系	復水脱塩装置復水脱塩塔	N27-D001	A	ろ過脱塩器	クラス3	B
				B	ろ過脱塩器	クラス3	B
				C	ろ過脱塩器	クラス3	B
				D	ろ過脱塩器	クラス3	B
				E	ろ過脱塩器	クラス3	B
				F	ろ過脱塩器	クラス3	B
				G	ろ過脱塩器	クラス3	B
				H	ろ過脱塩器	クラス3	B
				I	ろ過脱塩器	クラス3	B
				J	ろ過脱塩器	クラス3	B
復水脱塩装置再循環ポンプ		復水脱塩装置樹脂ストレーナ	N27-C001	A	横形ポンプ	クラス3	B
				B	横形ポンプ	クラス3	B
復水脱塩装置陽イオン樹脂再生塔		復水脱塩装置樹脂ストレーナ	N27-D002	A	タンク	クラス3	B
				B	タンク	クラス3	B
				C	タンク	クラス3	B
				D	タンク	クラス3	B
				E	タンク	クラス3	B
				F	タンク	クラス3	B
				G	タンク	クラス3	B
				H	タンク	クラス3	B
				I	タンク	クラス3	B
				J	タンク	クラス3	B
復水脱塩装置陽イオン樹脂再生塔		N27-D005	—	タンク	ノンクラス	B	
復水脱塩装置陰イオン樹脂再生塔		N27-D004	—	タンク	ノンクラス	B	
復水脱塩装置ドレンストレーナ		復水脱塩装置分離混合塔	N27-D006	A	タンク	クラス3	B
				B	タンク	クラス3	B
復水脱塩装置分離混合塔		N27-D003	—	タンク	ノンクラス	B	
主配管		—	—	配管	クラス3	B	
復水ろ過装置復水ろ過器		復水ろ過装置復水ろ過器	N26-D001	A	ろ過脱塩器	クラス3	B
				B	ろ過脱塩器	クラス3	B
				C	ろ過脱塩器	クラス3	B
				D	ろ過脱塩器	クラス3	B
				E	ろ過脱塩器	クラス3	B
				F	ろ過脱塩器	クラス3	B
				G	ろ過脱塩器	クラス3	B
				H	ろ過脱塩器	クラス3	B
				I	ろ過脱塩器	クラス3	B
				J	ろ過脱塩器	クラス3	B
				K	ろ過脱塩器	クラス3	B

柏崎刈羽原子力発電所1号機 点検・評価対象機器一覧

設備区分(1)	設備区分(2)	機器名称	機器番号	種類	機器種別	安全重要度	耐震重要度
原子炉冷却系統設備	復水浄化系	復水ろ過装置ストレーナ	N26-D002	A	タンク	クラス3	B
				B	タンク	クラス3	B
				C	タンク	クラス3	B
				D	タンク	クラス3	B
				E	タンク	クラス3	B
				F	タンク	クラス3	B
				G	タンク	クラス3	B
				H	タンク	クラス3	B
				I	タンク	クラス3	B
				J	タンク	クラス3	B
				K	タンク	クラス3	B
		主配管	—	—	配管	クラス3	B
	抽気系	主配管	—	—	配管	クラス3	B
	ターピングランド 蒸気系	主配管	—	—	配管	クラス3	B
	補助蒸気系	主配管	—	—	配管	クラス3	B
	給水加熱器ドレン、ペント系	給水加熱器ドレンポンプ	N22-C001	A	立形ポンプ	クラス3	B
				B	立形ポンプ	クラス3	B
				C	立形ポンプ	クラス3	B
		主配管	—	—	配管	クラス3	B
計測制御系統設備	計装用圧縮空氣系	計装用圧縮空氣系空気圧縮機	P52-C001	A	空気圧縮機	クラス3	B
				B	空気圧縮機	クラス3	B
		計装用圧縮空氣系空気貯槽	P52-A002	—	タンク	クラス3	C
		計装用圧縮空氣系除湿装置除湿塔	P52-D002	A	除湿塔	クラス3	C
				B	除湿塔	クラス3	C
				C	除湿塔	クラス3	C
				D	除湿塔	クラス3	C
		主配管1	—	—	配管	クラス3	C
		主配管2	—	—	配管	ノンクラス	C
放射線管理設備	換気系	T/B送風機	U41-C201	A	ファン	クラス3	C
				B	ファン	クラス3	C
				C	ファン	クラス3	C
		T/B排風機	U41-C202	A	ファン	クラス3	C
				B	ファン	クラス3	C
				C	ファン	クラス3	C

柏崎刈羽原子力発電所1号機 点検・評価対象機器一覧

設備区分(1)	設備区分(2)	機器名称	機器番号	種類	機器種別	安全重要度	耐震重要度
廃棄設備	液体廃棄物処理系	タービン建屋低電導度廃液サンプ	K11-A003	A	タンク	クラス3	B
				B	タンク	クラス3	B
		タービン建屋高電導度廃液サンプ	K11-A103	A	タンク	クラス3	B
				B	タンク	クラス3	B
		タービン建屋化学廃液サンプ	K11-A104	—	タンク	クラス3	B
		タービン建屋除染廃液サンプ	K11-A301	—	タンク	クラス3	B
		タービン建屋低電導度廃液サンプポンプ	K11-C003	A	立形ポンプ	クラス3	B
				B	立形ポンプ	クラス3	B
				C	立形ポンプ	クラス3	B
				D	立形ポンプ	クラス3	B
		タービン建屋高電導度廃液サンプポンプ	K11-C103	A	立形ポンプ	クラス3	B
				B	立形ポンプ	クラス3	B
				C	立形ポンプ	クラス3	B
				D	立形ポンプ	クラス3	B
		タービン建屋化学廃液サンプポン	K11-C104	A	立形ポンプ	クラス3	B
		ブ		B	立形ポンプ	クラス3	B
		タービン建屋除染廃液サンプポン	K11-C301	A	立形ポンプ	クラス3	B
		ブ		B	立形ポンプ	クラス3	B
気体廃棄物処理系	気体廃棄物処理系排ガス予熱器	N62-B001	A	熱交換器	クラス2	B	
			B	熱交換器	クラス2	B	
	気体廃棄物処理系排ガス再結合器	N62-D001	A	タンク	クラス2	B	
			B	タンク	クラス2	B	
	気体廃棄物処理系排ガス復水器	N62-B002	A	熱交換器	クラス2	B	
			B	熱交換器	クラス2	B	
	気体廃棄物処理系除湿冷却器	N62-B003	A	熱交換器	クラス2	B	
			B	熱交換器	クラス2	B	
	気体廃棄物処理系脱湿塔	N62-B004	A	熱交換器	クラス2	B	
			B	熱交換器	クラス2	B	
			C	熱交換器	クラス2	B	
気体廃棄物処理系前置フィルタ	N62-D004	A	タンク	クラス2	B		
		B	タンク	クラス2	B		

柏崎刈羽原子力発電所1号機 点検・評価対象機器一覧

設備区分(1)	設備区分(2)	機器名称	機器番号	種類	機器種別	安全重要度	耐震重要度
廃棄設備	気体廃棄物処理系	気体廃棄物処理系活性炭式希ガスホールドアップ塔	N62-D005	A	タンク	クラス2	B
				B	タンク	クラス2	B
				C	タンク	クラス2	B
				D	タンク	クラス2	B
				E	タンク	クラス2	B
				F	タンク	クラス2	B
				G	タンク	クラス2	B
	気体廃棄物処理系排ガスフィルタ		N62-D006	A	タンク	クラス2	B
				B	タンク	クラス2	B
蒸気タービン	蒸気タービン	気体廃棄物処理系排ガス真空ポンプ	N62-C001	A	横形ポンプ	クラス2	B
				B	横形ポンプ	クラス2	B
		気体廃棄物処理系排ガス循環水タンク	N62-A001	A	タンク	クラス2	B
				B	タンク	クラス2	B
		主配管	—	—	配管	クラス2	B
		高圧タービン	N31-C001	—	主タービン	クラス3	B
		低圧タービン	N31-C002	A	主タービン	クラス3	B
				B	主タービン	クラス3	B
				C	主タービン	クラス3	B
		リード管	—	—	配管	クラス3	B
		クロスアラウンド管	—	—	配管	クラス3	B
		抽気管	—	—	配管	クラス3	B
復水器等	復水器等	湿分分離器	N35-D001	A	湿分分離器	クラス3	B
				B	湿分分離器	クラス3	B
		調速装置及び非常調速装置の種類	—	—	主タービン	クラス3	B
				—	主タービン	クラス3	B
		冷却水ポンプ(循環水ポンプ)	N71-C001	A	立形ポンプ	クラス3	C
				B	立形ポンプ	クラス3	C
				C	立形ポンプ	クラス3	C
		復水器真空ポンプ	N21-C006	—	横形ポンプ	ノンクラス	B
		起動停止用蒸気式空気抽出器	N21-D019	—	空気抽出器	クラス3	B
				—	空気抽出器	クラス3	B
		低圧復水ポンプ	N21-C001	A	立形ポンプ	クラス3	B
				B	立形ポンプ	クラス3	B
				C	立形ポンプ	クラス3	B

柏崎刈羽原子力発電所1号機 点検・評価対象機器一覧

設備区分(1)	設備区分(2)	機器名称	機器番号	種類	機器種別	安全重要度	耐震重要度
蒸気タービン	蒸気タービンに附属する管	タービングランド蒸気系	—	—	配管	クラス3	B
		抽気系	—	—	配管	クラス3	B
		補助蒸気系	—	—	配管	クラス3	B
		復水系	—	—	配管	クラス3	B
		復水系復水器空気抽出系	—	—	配管	クラス3	B
		給水加熱器ドレン系	—	—	配管	クラス3	B
	蒸気タービンに附属する熱交換器	グランド蒸気復水器	N33-B002	—	熱交換器	クラス3	B
		グランド蒸気蒸化器	N33-B001	—	熱交換器	クラス3	B
		蒸気式空気抽出器	N21-D017	A	空気抽出器	クラス3	B
				B	空気抽出器	クラス3	B
			N21-D018	A	空気抽出器	クラス3	B
				B	空気抽出器	クラス3	B
	安全弁及び逃し弁	蒸化器加熱蒸気逃し弁	N36-F012	A	弁	クラス3	B
				B	弁	クラス3	B
				C	弁	クラス3	B
		グランド蒸気逃し弁	N33-F008	A	弁	クラス3	B
				B	弁	クラス3	B
		クロスアラウンド管逃し弁	N36-F001	A	弁	クラス3	B
				B	弁	クラス3	B
				C	弁	クラス3	B
				D	弁	クラス3	B
				E	弁	クラス3	B
				F	弁	クラス3	B
	減圧装置	蒸化器加熱蒸気減圧弁A	N81-F011	—	弁	クラス3	B
		蒸化器加熱蒸気減圧弁B	N81-F012	—	弁	クラス3	B
		グランド蒸気減圧弁	N33-F002	A	弁	クラス3	B
				B	弁	クラス3	B
補助ボイラ	補助ボイラーに附属する設備の安全弁及び逃し弁	所内蒸気系タービン建屋入口安全弁	P61-F343	—	弁	クラス3	C

柏崎刈羽原子力発電所1号機 点検・評価対象機器一覧

設備区分(1)	設備区分(2)	機器名称	機器番号	種類	機器種別	安全重要度	耐震重要度
廃棄設備 液体廃棄物処理系 放射性ドレン移送系	廃棄物処理設備 液体廃棄物処理系 放射性ドレン移送系	原子炉複合建屋付属棟低電導度 廃液サンプ	K11-A002	A	タンク	クラス3	B
		原子炉複合建屋付属棟高電導度 廃液サンプ		B	タンク	クラス3	B
	原子炉複合建屋付属棟除染廃液 サンプ	K11-A302	—	タンク	クラス3	B	
	原子炉複合建屋付属棟低電導度 廃液サンプポンプ	K11-C002	A	立形ポンプ	クラス3	B	
			B	立形ポンプ	クラス3	B	
			C	立形ポンプ	クラス3	B	
			D	立形ポンプ	クラス3	B	
	原子炉複合建屋付属棟高電導度 廃液サンプポンプ	K11-C102	A	立形ポンプ	クラス3	B	
			B	立形ポンプ	クラス3	B	
			C	立形ポンプ	クラス3	B	
			D	立形ポンプ	クラス3	B	
	原子炉複合建屋付属棟除染廃液 サンプポンプ	K11-C302	A	立形ポンプ	クラス3	B	
			B	立形ポンプ	クラス3	B	
	主配管1	—	—	配管	クラス1	As	
	主配管2	—	—	配管	クラス3	B	
	主配管3	—	—	配管	ノンクラス	B	
	サービス建屋化学廃液サンプ	K11-A105	—	タンク	クラス3	B	
	サービス建屋シャワードレンサン プ	K11-A351	—	タンク	ノンクラス	B	
	補助建屋洗濯廃液サンプ	K11-A251	—	タンク	ノンクラス	B	
	機械工作室除染廃液サンプ	K11-A303	—	タンク	クラス3	B	
サービス建屋 化学廃液サンプボ ンプ	K11-C105	A	立形ポンプ	クラス3	B		
		B	立形ポンプ	クラス3	B		
サービス建屋シャワードレンサン プポンプ	K11-C351	A	立形ポンプ	ノンクラス	B		
		B	立形ポンプ	ノンクラス	B		
補助建屋洗濯廃液サンプポンプ	K11-C251	A	立形ポンプ	ノンクラス	B		
		B	立形ポンプ	ノンクラス	B		
機械工作室除染廃液サンプボン プ	K11-C303	—	立形ポンプ	クラス3	B		

柏崎刈羽原子力発電所1号機 点検・評価対象機器一覧

設備区分(1)	設備区分(2)	機器名称	機器番号	種類	機器種別	安全重要度	耐震重要度
廃棄設備	廃棄物処理設備 液体廃棄物処理系 放射性ドレン移送系	焼却炉建屋高電導度廃液サンプ	KK11-A2001	—	タンク	クラス3	B
		焼却炉建屋高電導度廃液サンプ ポンプ	KK11-C2001	A	立形ポンプ	クラス3	B
				B	立形ポンプ	クラス3	B
	廃棄物処理設備 液体廃棄物処理系 低電導度廃液系	低電導度廃液系収集槽	K12-A001	A	プールライニング	クラス3	B
		B		プールライニング	クラス3	B	
		C		プールライニング	クラス3	B	
	低電導度廃液系分離水タンク	K12-A002	A	タンク	クラス3	B	
			B	タンク	クラス3	B	
	低電導度廃液系サンプル槽	K12-A003	A	プールライニング	クラス3	B	
			B	プールライニング	クラス3	B	
	低電導度廃液系収集ポンプ	K12-C001	A	横形ポンプ	クラス3	B	
			B	横形ポンプ	クラス3	B	
	低電導度廃液系分離水ポンプ	K12-C002	A	横形ポンプ	クラス3	B	
			B	横形ポンプ	クラス3	B	
	低電導度廃液系サンプルポンプ	K12-C003	A	横形ポンプ	クラス3	B	
			B	横形ポンプ	クラス3	B	
	低電導度廃液系クラッド除去装置	K12-D003	A	立形ポンプ	クラス3	B	
			B	立形ポンプ	クラス3	B	
	低電導度廃液系脱塩塔	K12-D006	A	ろ過脱塩器	クラス3	B	
			B	ろ過脱塩器	クラス3	B	
	低電導度廃液系ろ過器	K12-D011	A	ろ過脱塩器	クラス3	B	
			B	ろ過脱塩器	クラス3	B	
	低電導度廃液系ろ過器逆洗水受タンク	K12-A004	—	タンク	クラス3	B	
	主配管	—	—	配管	クラス3	B	

柏崎刈羽原子力発電所1号機 点検・評価対象機器一覧

設備区分(1)	設備区分(2)	機器名称	機器番号	種類	機器種別	安全重要度	耐震重要度
廃棄設備	廃棄物処理設備 液体廃棄物処理系 高電導度廃液系	高電導度廃液系収集タンク	K13-A001	A	タンク	クラス3	B
				B	タンク	クラス3	B
				C	タンク	クラス3	B
				D	タンク	クラス3	B
	高電導度廃液系収集ポンプ	K13-C001	A	横形ポンプ	クラス3	B	B
				B	横形ポンプ	クラス3	B
				C	横形ポンプ	クラス3	B
				D	横形ポンプ	クラス3	B
	高電導度廃液系濃縮装置蒸発缶	K13-D009	A	タンク	クラス3	B	B
				B	タンク	クラス3	B
	高電導度廃液系濃縮装置加熱器	K13-D008	A	熱交換器	クラス3	B	B
				B	熱交換器	クラス3	B
	高電導度廃液系濃縮装置復水器	K13-B001	A	熱交換器	クラス3	B	B
				B	熱交換器	クラス3	B
	高電導度廃液系濃縮装置デミスター	K13-D010	A	フィルタ	クラス3	B	B
				B	フィルタ	クラス3	B
	高電導度廃液系濃縮装置冷却器	K13-B002	A	熱交換器	クラス3	B	B
				B	熱交換器	クラス3	B
	高電導度廃液系濃縮装置循環ポンプ	K13-C302	A	横形ポンプ	クラス3	B	B
				B	横形ポンプ	クラス3	B
	高電導度廃液系蒸留水タンク	K13-A002	A	タンク	クラス3	B	B
				B	タンク	クラス3	B
	高電導度廃液系蒸留水ポンプ	K13-C002	A	横形ポンプ	クラス3	B	B
				B	横形ポンプ	クラス3	B
	高電導度廃液系脱塩塔	K13-D004	A	ろ過脱塩器	クラス3	B	B
				B	ろ過脱塩器	クラス3	B
	高電導度廃液系サンブル槽	K13-A003	A	プールライニング	クラス3	B	B
				B	プールライニング	クラス3	B
	高電導度廃液系サンブルポンプ	K13-C003	A	横形ポンプ	クラス3	B	B
				B	横形ポンプ	クラス3	B
	高電導度廃液系貯留槽	K13-A004	A	プールライニング	クラス3	B	B
				B	プールライニング	クラス3	B
	高電導度廃液系貯留水ポンプ	K13-C004	A	横形ポンプ	クラス3	B	B
				B	横形ポンプ	クラス3	B
	主配管	—	—	配管	クラス3	B	B

柏崎刈羽原子力発電所1号機 点検・評価対象機器一覧

設備区分(1)	設備区分(2)	機器名称	機器番号	種類	機器種別	安全重要度	耐震重要度
廃棄設備	廃棄物処理設備 固体廃棄物処理系 廃スラッジ系	クラッド受タンク	K21-A004	A	タンク	クラス3	B
				B	タンク	クラス3	B
	クラッド移送ポンプ		K21-C004	A	横形ポンプ	クラス3	B
				B	横形ポンプ	クラス3	B
	原子炉冷却材浄化系粉末樹脂沈降分離槽		K21-A101	A	プールライニング	クラス3	B
				B	プールライニング	クラス3	B
	原子炉冷却材浄化系粉末樹脂沈降分離槽デカントポンプ		K21-C101	A	横形ポンプ	クラス3	B
				B	横形ポンプ	クラス3	B
	復水浄化系逆洗水受タンク	K21-A003	—	タンク	クラス3	B	
	復水浄化系逆洗水移送ポンプ		K21-C003	A	横形ポンプ	クラス3	B
				B	横形ポンプ	クラス3	B
	復水浄化系粉末樹脂沈降分離槽		K21-A201	A	プールライニング	クラス3	B
				B	プールライニング	クラス3	B
				C	プールライニング	クラス3	B
				D	プールライニング	クラス3	B
	復水浄化系粉末樹脂沈降分離槽 デカントポンプ		K21-C201	A	横形ポンプ	クラス3	B
				B	横形ポンプ	クラス3	B
	使用済樹脂槽		K21-A301	A	プールライニング	クラス3	B
				B	プールライニング	クラス3	B
	使用済樹脂槽デカントポンプ		K21-C301	A	横形ポンプ	クラス3	B
				B	横形ポンプ	クラス3	B
	焼却炉建屋スラッジタンク	K21-A2001	—	タンク	クラス3	B	
	焼却炉建屋デカントポンプ	K21-C2002	—	横形ポンプ	クラス3	B	
	主配管	—	—	配管	クラス3	B	

柏崎刈羽原子力発電所1号機 点検・評価対象機器一覧

設備区分(1)	設備区分(2)	機器名称	機器番号	種類	機器種別	安全重要度	耐震重要度
廃棄設備	廃棄物処理設備 固体廃棄物処理系 廃スラッジ系	原子炉冷却材浄化系粉末樹脂沈降分離槽スラッジポンプ	K21-C102	—	横形ポンプ	クラス3	B
		復水浄化系粉末樹脂沈降分離槽スラッジポンプ	K21-C202	—	横形ポンプ	クラス3	B
		使用済樹脂槽スラッジポンプ	K21-C302	—	横形ポンプ	クラス3	B
		焼却炉建屋スラッジポンプ	K21-C2001	—	横形ポンプ	クラス3	B
		スラッジ脱水機	K21-D2001	—	立形ポンプ	クラス3	B
		スラッジ供給機	K21-D2002	—	横形ポンプ	クラス3	B
	廃棄物処理設備 固体廃棄物処理系 濃縮廃液系	濃縮廃液タンク	K22-A001	A	タンク	クラス3	B
				B	タンク	クラス3	B
				C	タンク	クラス3	B
		濃縮廃液ポンプ	K22-C001	A	横形ポンプ	クラス3	B
				B	横形ポンプ	クラス3	B
				C	横形ポンプ	クラス3	B
	廃棄物処理設備 液体廃棄物処理系 洗濯廃液系	主配管	—	—	配管	クラス3	B
		洗濯廃液系収集ポンプ	K14-C001	A	横形ポンプ	ノンクラス	B
				B	横形ポンプ	ノンクラス	B
		洗濯廃液系収集タンク	K14-A001	A	タンク	ノンクラス	B
				B	タンク	ノンクラス	B
		洗濯廃液系ろ過器	K14-D112	A	ろ過脱塩器	ノンクラス	B
				B	ろ過脱塩器	ノンクラス	B
		洗濯廃液系移送タンク	K14-A102	—	タンク	ノンクラス	B
		洗濯廃液系受タンク	K14-A101	—	タンク	ノンクラス	B
		洗濯廃液系受ポンプ	K14-C101	A	横形ポンプ	ノンクラス	B
				B	横形ポンプ	ノンクラス	B
	廃棄物処理設備 液体廃棄物処理系 シャワードレン系	洗濯廃液系移送ポンプ	K14-C102	A	横形ポンプ	ノンクラス	B
				B	横形ポンプ	ノンクラス	B
		主配管	—	—	配管	ノンクラス	B
		シャワードレン系収集タンク	K16-A001	A	タンク	ノンクラス	B
				B	タンク	ノンクラス	B
		シャワードレン系収集ポンプ	K16-C001	A	横形ポンプ	ノンクラス	B
				B	横形ポンプ	ノンクラス	B
		シャワードレン系ろ過器	K16-D003	A	ろ過脱塩器	ノンクラス	B
				B	ろ過脱塩器	ノンクラス	B
		主配管	—	—	配管	ノンクラス	B

柏崎刈羽原子力発電所1号機 点検・評価対象機器一覧

設備区分(1)	設備区分(2)	機器名称	機器番号	種類	機器種別	安全重要度	耐震重要度
廃棄設備	廃棄物処理設備 固体廃棄物処理設備 固化系	固化系乾燥機給液ポンプ	K23-C001	A	固化装置	クラス3	B
				B	固化装置	クラス3	B
		固化系ヘッドタンク	K23-A003	—	固化装置	クラス3	B
		固化系乾燥機	K23-D001	—	固化装置	クラス3	B
		固化系復水器	K23-B101	—	固化装置	クラス3	B
		固化系粉体移送機	K23-D002	—	固化装置	クラス3	B
		固化系粉体ホッパ	K23-D003	—	固化装置	クラス3	B
		固化系粉体排出機	K23-D004	—	固化装置	クラス3	B
		固化系粉体供給機	K23-D007	—	固化装置	クラス3	B
		固化系混合槽	K23-A002	—	固化装置	クラス3	B
		固化系ターンテーブル	K23-D206	—	固化装置	クラス3	B
		固化系洗浄ドレン受タンク	K23-A106	—	固化装置	クラス3	B
		固化系洗浄ドレン移送ポンプ	K23-C106	—	固化装置	クラス3	B
廃棄物処理設備 固体廃棄物処理系 焼却系	空気予熱器	K26-D011	—	焼却装置	クラス3	B	
		K26-D012	—	焼却装置	クラス3	B	
	1次セラミックフィルタ	K26-D013	A	フィルタ	クラス3	B	
			B	フィルタ	クラス3	B	
	2次セラミックフィルタ	K26-D014	A	フィルタ	クラス3	B	
			B	フィルタ	クラス3	B	
	排ガスプロワ	K26-C002	—	ファン	クラス3	B	
	排ガス補助プロワ	K26-C003	—	ファン	クラス3	B	
	排気筒	—	—	焼却装置	クラス3	B	
	主配管	—	—	配管	ノンクラス	B	
廃棄物処理設備 液体廃棄物処理系 圧力抑制室ブル排水系							

柏崎刈羽原子力発電所1号機 点検・評価対象機器一覧

設備区分(1)	設備区分(2)	機器名称	機器番号	種類	機器種別	安全重要度	耐震重要度
放射線管理設備	換気系 原子炉複合建屋 廃棄物処理区域 換気系 送風機及び排風機	RW/A送風機	U41-C301	A	ファン	ノンクラス	C
				B	ファン	ノンクラス	C
				C	ファン	ノンクラス	C
	換気系原子炉複合建屋廃棄物処理区域換気系工アフィルタ	RW/A排風機	U41-C302	A	ファン	ノンクラス	C
				B	ファン	ノンクラス	C
				C	ファン	ノンクラス	C
	換気系原子炉複合建屋廃棄物処理区域換気系工アフィルタ	高性能粒子フィルタ	U41-D373	A	フィルタ	ノンクラス	C
				B	フィルタ	ノンクラス	C
				C	フィルタ	ノンクラス	C
	換気系 サービス建屋換気系 送風機及び排風機	S/B送風機	U41-C401	A	ファン	ノンクラス	C
				B	ファン	ノンクラス	C
		S/B排風機	U41-C402	A	ファン	ノンクラス	C
				B	ファン	ノンクラス	C
		S/Bホットラボ送風機	U41-C403	A	ファン	ノンクラス	C
				B	ファン	ノンクラス	C
		S/Bホットラボ排風機	U41-C404	A	ファン	ノンクラス	C
				B	ファン	ノンクラス	C
	換気系 サービス 建屋換気系エア フィルタ	高性能粒子フィルタ	U41-D474	A	フィルタ	ノンクラス	C
				B	フィルタ	ノンクラス	C
	換気系モニタ建 屋換気系送風機	M/B送風機	U41-C901	A	ファン	ノンクラス	C
				B	ファン	ノンクラス	C
	換気系 補助建屋換気系 送風機及び排風機	Ax/B送風機	U41-C001	A	ファン	ノンクラス	C
				B	ファン	ノンクラス	C
		Ax/B排風機	U41-C002	A	ファン	ノンクラス	C
				B	ファン	ノンクラス	C
	換気系 補助建屋換気系 エアフィルタ	高性能粒子フィルタ	U41-D003	A	フィルタ	ノンクラス	C
				B	フィルタ	ノンクラス	C
				C	フィルタ	ノンクラス	C
				D	フィルタ	ノンクラス	C
				E	フィルタ	ノンクラス	C
	換気設備 焼却炉建屋換気 空調系	I/B送風機	U41-C001	A	ファン	ノンクラス	C
				B	ファン	ノンクラス	C
		I/B排風機	U41-C002	A	ファン	ノンクラス	C
				B	ファン	ノンクラス	C
補助ボイラ	補助ボイラ(1A)	胴	P62-B101	1A	ボイラ	クラス3	C
		管寄せ、連絡管及びボイラー管	P62-B101	1A	ボイラ	クラス3	C
	補助ボイラ(2A)	胴	P62-B102A	2A	ボイラ	クラス3	C
		管寄せ、連絡管及びボイラー管	P62-B102A	2A	ボイラ	クラス3	C
	補助ボイラ(2B)	胴	P62-B102B	2B	ボイラ	クラス3	C
		管寄せ、連絡管及びボイラー管	P62-B102B	2B	ボイラ	クラス3	C
	安全弁	補助ボイラ(1A)汽水胴用安全弁	P62-F101	1A	弁	クラス3	C
			P62-F102	1A	弁	クラス3	C
		補助ボイラ(2A)汽水胴用安全弁	P62-F201A	2A	弁	クラス3	C
			P62-F202A	2A	弁	クラス3	C
		補助ボイラ(2B)汽水胴用安全弁	P62-F201B	2B	弁	クラス3	C
			P62-F202B	2B	弁	クラス3	C
	補助ボイラに附 属する給水設備 給水ポンプ	給水ポンプ	P62-C101	A	横形ポンプ	クラス3	C
				B	横形ポンプ	クラス3	C
				C	横形ポンプ	クラス3	C
	補助ボイラに附 属する給水設備 貯水設備	給水タンク	P62-A001	A	タンク	クラス3	C
				B	タンク	クラス3	C

柏崎刈羽原子力発電所1号機 点検・評価対象機器一覧

設備区分(1)	設備区分(2)	機器名称	機器番号	種類	機器種別	安全重要度	耐震重要度
補助ボイラ	補助ボイラに附属するボイラ 水処理設備	清缶剤注入装置補助ボイラ(1A)用	P62-C110	1A	往復動式ポンプ	クラス3	C
		清缶剤注入装置補助ボイラ(2A)用	P62-C111A	2A	往復動式ポンプ	クラス3	C
		清缶剤注入装置補助ボイラ(2B)用	P62-C111B	2B	往復動式ポンプ	クラス3	C
		脱酸素剤注入装置補助ボイラ(1A)用	P62-C113	1A	往復動式ポンプ	クラス3	C
		脱酸素剤注入装置補助ボイラ(2A)用	P62-C114A	2A	往復動式ポンプ	クラス3	C
		脱酸素剤注入装置補助ボイラ(2B)用	P62-C114B	2B	往復動式ポンプ	クラス3	C
	補助ボイラに附属する通風設備 押込通風機	補助ボイラ(1A)用押込通風機	P62-C104	1A	ファン	クラス3	C
		補助ボイラ(2A)用押込通風機	P62-C105A	2A	ファン	クラス3	C
		補助ボイラ(2B)用押込通風機	P62-C105B	2B	ファン	クラス3	C
	補助ボイラに附属する通風設備 煙突	煙突	—	—	ボイラ	クラス3	C
燃料燃焼設備	補助ボイラに附属する管 蒸気だめ	主蒸気管	—	—	配管	クラス3	C
		所内蒸気系配管1	—	—	配管	クラス3	C
		所内蒸気系配管2	—	—	配管	ノンクラス	C
		給水管	—	—	配管	クラス3	C
		蒸気だめ	P62-D101	A	ボイラ	クラス3	C
			P62-D001	B	ボイラ	クラス3	C
	油燃焼用機器 輸送装置及び バーナー	重油ポンプ	P62-C102	A	横形ポンプ	クラス3	C
				B	横形ポンプ	クラス3	C
				C	横形ポンプ	クラス3	C
		補助ボイラ(1A)用重油バーナー	P62-D102	1A	ボイラ	クラス3	C
		補助ボイラ(2A)用重油バーナー	P62-D103A	2A	ボイラ	クラス3	C
		補助ボイラ(2B)用重油バーナー	P62-D103B	2B	ボイラ	クラス3	C
燃料運搬設備	燃料運搬設備	重油移送ポンプ	P62-C001	A	横形ポンプ	クラス3	C
				B	横形ポンプ	クラス3	C
	燃料貯蔵設備	重油貯蔵タンク	—	No.1	タンク	クラス3	C
		重油サービスタンク	P62-A002A	A	タンク	クラス3	C
				B	タンク	クラス3	C
蒸気タービン	蒸気タービンに付属する給水処理設備	純水処理装置	Y41	No.1	横形ポンプ ろ過脱塩器 弁・配管	ノンクラス	C
				No.2	横形ポンプ ろ過脱塩器 弁・配管	ノンクラス	C
		純水タンク	Y41-A006A	No.1	タンク	ノンクラス	C
		純水移送ポンプ	P11-C001	A	横形ポンプ	ノンクラス	C
				B	横形ポンプ	ノンクラス	C

柏崎刈羽原子力発電所1号機 点検・評価対象機器一覧

設備区分(1)	設備区分(2)	機器名称	機器番号	種類	機器種別	安全重要度	耐震重要度	
廃棄設備	廃棄物処理設備 液体廃棄物処理系 放射性ドレン移送系	サービス建屋化学廃液サンプ液位	K11-LS125	—	計器	ノンクラス	C	
			K11-LS124	—	計器	ノンクラス	C	
		サービス建屋シャワードレンサンプ液位	K11-LS352	—	計器	ノンクラス	C	
			K11-LS351	—	計器	ノンクラス	C	
		補助建屋洗濯廃液サンプ液位	K11-LS251-2	—	計器	ノンクラス	C	
			K11-LS251-1	—	計器	ノンクラス	C	
		機械工作室除染廃液サンプ液位	K11-LS-326-2	—	計器	ノンクラス	C	
		焼却炉建屋高電導度廃液サンプ液位	K11-LS2001	—	計器	ノンクラス	C	
			K11-LS2002	—	計器	ノンクラス	C	
		廃棄物処理設備 液体廃棄物処理系 低電導度廃液系	低電導度廃液系ろ過器逆洗水受タンク液位	K12-LS355-1	—	計器	ノンクラス	C
				K12-LS355-2	—	計器	ノンクラス	C
			LCW系ろ過装置制御盤	H14-P634	—	制御盤	ノンクラス	C
廃棄物処理設備 液体廃棄物処理系 洗濯廃液系	洗濯廃液系収集タンク液位	K14-LS-001A-2	A	計器	ノンクラス	C		
			B	計器	ノンクラス	C		
		洗濯廃液系移送タンク液位	K14-LS-605-2	—	計器	ノンクラス	C	
	洗濯廃液系受タンク液位	K14-LS-601-2	—	計器	ノンクラス	C		
		シャワードレン系収集タンク液位	K16-LS001	A	計器	ノンクラス	C	
廃棄物処理設備 固体廃棄物処理系 固化系				B	計器	ノンクラス	C	
HSD,SD,OD,CONW系計装盤	H14-P612	—	制御盤	ノンクラス	C			
	固化系洗浄ドレン受タンク液位	K23-LS023	—	計器	ノンクラス	C		
	固化系乾燥機給液タンク液位	K23-LS001-2	—	計器	ノンクラス	C		
		K23-LS001-1	—	計器	ノンクラス	C		
廃棄物処理設備 固体廃棄物処理系 廃スラッジ系	給液・乾燥工程変換器盤	H21-P149	—	制御盤	ノンクラス	C		
	焼却炉建屋スラッジタンク液位	K21-LS2002	—	計器	ノンクラス	C		
	スラッジタンクレベル計変換器収納箱	H25-P107	—	制御盤	ノンクラス	C		

柏崎刈羽原子力発電所1号機 点検・評価対象機器一覧

設備区分(1)	設備区分(2)	機器名称	機器番号	種類	機器種別	安全重要度	耐震重要度
廃棄設備	漏えい検出装置及び警報装置液体状の放射性廃棄物の漏えいの検出装置及び警報装置	サービス建屋化学廃液サンプ液位	K11-LS126	—	計器	ノンクラス	C
		サービス建屋シャワードレンサンプ液位	K11-LS353	—	計器	ノンクラス	C
		補助建屋洗濯廃液サンプ液位	K11-LS252	—	計器	ノンクラス	C
		機械工作室除染廃液サンプ液位	K11-LS327	—	計器	ノンクラス	C
		補助建屋洗濯廃液系受タンク室液位	K14-LS331	—	計器	ノンクラス	C
		補助建屋洗濯廃液系移送タンク室液位	K14-LS332	—	計器	ノンクラス	C
		液位関係計器収納盤	H21-P132	—	制御盤	ノンクラス	C
		焼却炉建屋高電導度廃液サンプ液位	K11-LS2003	—	計器	ノンクラス	C
		サンプピット漏洩検知盤	H25-P007	—	制御盤	ノンクラス	C
		サービス建屋化学廃液サンプポンプ電動機	K11-C105	A B	電動機	ノンクラス	C
廃棄物処理設備 液体廃棄物処理系 放射性ドレン移送系	サービス建屋シャワードレンサンプポンプ電動機	K11-C351	A B	電動機	ノンクラス	C	
		補助建屋洗濯廃液サンプポンプ電動機	K11-C251	A B	電動機	ノンクラス	C
	機械工作室除染廃液サンプポンプ電動機	K11-C303	—	電動機	ノンクラス	C	
	原子炉複合建屋付属棟低電導度廃液サンプポンプ電動機	K11-C002	A B C D	電動機	ノンクラス	C	
		K11-C102	A B C D	電動機	ノンクラス	C	
		K11-C302	A B	電動機	ノンクラス	C	
		K11-C2001	A B	電動機	ノンクラス	C	

柏崎刈羽原子力発電所1号機 点検・評価対象機器一覧

設備区分(1)	設備区分(2)	機器名称	機器番号	種類	機器種別	安全重要度	耐震 重要度
廃棄設備 液体廃棄物処理系 低電導度廃液系	廃棄物処理設備 液体廃棄物処理系 低電導度廃液系	低電導度廃液系収集ポンプ電動機	K12-C001	A	電動機	ノンクラス	C
				B	電動機	ノンクラス	C
	低電導度廃液系クラッド除去装置 電動機		K12-D003	A	電動機	ノンクラス	C
				B	電動機	ノンクラス	C
	低電導度廃液系分離水ポンプ電動機		K12-C002	A	電動機	ノンクラス	C
				B	電動機	ノンクラス	C
	低電導度廃液系サンブルポンプ 電動機		K12-C003	A	電動機	ノンクラス	C
				B	電動機	ノンクラス	C
	高電導度廃液系収集ポンプ電動機		K13-C001	A	電動機	ノンクラス	C
				B	電動機	ノンクラス	C
				C	電動機	ノンクラス	C
				D	電動機	ノンクラス	C
廃棄物処理設備 液体廃棄物処理系 高電導度廃液系	高電導度廃液系濃縮装置循環ポンプ電動機		K13-C302	A	電動機	ノンクラス	C
				B	電動機	ノンクラス	C
	高電導度廃液系蒸留水ポンプ電動機		K13-C002	A	電動機	ノンクラス	C
				B	電動機	ノンクラス	C
	高電導度廃液系サンブルポンプ 電動機		K13-C003	A	電動機	ノンクラス	C
				B	電動機	ノンクラス	C
	高電導度廃液系貯留水ポンプ電動機		K13-C004	A	電動機	ノンクラス	C
				B	電動機	ノンクラス	C
	洗濯廃液系収集ポンプ電動機		K14-C001	A	電動機	ノンクラス	C
				B	電動機	ノンクラス	C
			K14-C101	A	電動機	ノンクラス	C
				B	電動機	ノンクラス	C
廃棄物処理設備 液体廃棄物処理系 洗濯廃液系	洗濯廃液系移送ポンプ電動機		K14-C102	A	電動機	ノンクラス	C
				B	電動機	ノンクラス	C

柏崎刈羽原子力発電所1号機 点検・評価対象機器一覧

設備区分(1)	設備区分(2)	機器名称	機器番号	種類 A	機器種別 電動機	安全重要度 ノンクラス	耐震 重要度 C
廃棄設備	廃棄物処理設備 液体廃棄物処理 系シャワートレン系	シャワードレン系収集ポンプ電動機	K16-C001	A	電動機	ノンクラス	C
				B	電動機	ノンクラス	C
	廃棄物処理設備 固体廃棄物処理 系 廃スラッジ系	クラッド移送ポンプ電動機	K21-C004	A	電動機	ノンクラス	C
				B	電動機	ノンクラス	C
	原子炉冷却材浄化系粉末樹脂沈降分離槽 デカントポンプ電動機		K21-C101	A	電動機	ノンクラス	C
				B	電動機	ノンクラス	C
	使用済樹脂槽 デカントポンプ電動機		K21-C301	A	電動機	ノンクラス	C
				B	電動機	ノンクラス	C
	復水浄化系逆洗水移送ポンプ電動機		K21-C003	A	電動機	ノンクラス	C
				B	電動機	ノンクラス	C
	復水浄化系粉末樹脂沈降分離槽 デカントポンプ電動機		K21-C201	A	電動機	ノンクラス	C
				B	電動機	ノンクラス	C
	焼却炉建屋デカントポンプ電動機	K21-C2002	—	電動機	ノンクラス	C	
	原子炉冷却材浄化系粉末樹脂沈降分離槽 スラッジポンプ電動機	K21-C102	—	電動機	ノンクラス	C	
	使用済樹脂槽 スラッジポンプ電動機	K21-C302	—	電動機	ノンクラス	C	
	復水浄化系粉末樹脂沈降分離槽 スラッジポンプ電動機	K21-C202	—	電動機	ノンクラス	C	
	焼却炉建屋スラッジポンプ電動機	K21-C2001	—	電動機	ノンクラス	C	
	スラッジ脱水機	K21-D2001	—	電動機	ノンクラス	C	
	スラッジ供給機	K21-D2002	A	電動機	ノンクラス	C	
			B	電動機	ノンクラス	C	

柏崎刈羽原子力発電所1号機 点検・評価対象機器一覧

設備区分(1)	設備区分(2)	機器名称	機器番号	種類	機器種別	安全重要度	耐震重要度
廃棄設備	廃棄物処理設備 固体廃棄物処理系 濃縮廃液系	濃縮廃液ポンプ電動機	K22-C001	A	電動機	ノンクラス	C
				B	電動機	ノンクラス	C
				C	電動機	ノンクラス	C
	固化系乾燥機給液ポンプ電動機 固体廃棄物処理系 固化系	固化系乾燥機給液ポンプ電動機	K23-C001	A	固化装置	ノンクラス	C
				B	固化装置	ノンクラス	C
		固化系乾燥機電動機	K23-D001	—	固化装置	ノンクラス	C
		固化系紛体移送機電動機	K23-D002	—	固化装置	ノンクラス	C
		固化系紛体排出機電動機	K23-D004	—	固化装置	ノンクラス	C
		固化系紛体供給機電動機	K23-D007	—	固化装置	ノンクラス	C
		固化系ターンテーブル電動機	K23-D206	—	固化装置	ノンクラス	C
		固化系洗浄ドレン移送ポンプ電動機	K23-C106	—	固化装置	ノンクラス	C
補助ボイラ	補助ボイラに付属する給水設備	給水ポンプ電動機	P62-C101	A	電動機	クラス3	C
				B	電動機	クラス3	C
				C	電動機	クラス3	C
燃料燃焼設備	燃料運搬設備 燃料輸送管(外径150mm以上)	油受入口より重油貯蔵タンクまでの重油配管	—	—	配管	クラス3	C

添付資料-2

「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」(省令62号)の要求についての整理表

「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」(省令62号)の要求についての整理表

「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」(省令62号)の要求についての整理表

「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」(省令62号)の要求についての整理表

省令項番号		技術基準条文	技術基準解釈	解説	要求概要	分類	系統機能要求の確認方法	備考
条	項 号							
原 3		第5条 特別の理由により経済産業大臣の認可を受けた場合は、この省令の規定にかかわらず原子炉および蒸気タービンならびにこれらとの附属設備を施設することができる。 2 前項の認可を受ける者は、その理由および施設方法を記載した申請書に関係図面を添付して申請しなければならない。	第3条(特殊な設計による施設) 1 本条の規定によらない場合又は本解釈に照らして同等性の判断が困難となる場合は、第2項の規定により申請する。 2 第2項の規定により申請する場合の申請書の様式及び添付図面は、次のとおりである。	第3条(特殊な設計による施設) 1 年度第1号第1月施行規格技術基準改正は、規制当局が定める要求事項は性能規格で、その仕様として安全規格を適用することとしているが、解釈のどのような事例に対するため、本文を規定している。 解釈に該当する事例としては以下の例がある。 ・本省令規定に該当しない場合 別記1-1(ナトリウム冷却型原子力発電設備)の技術基準への適用に当たつては、本技術基準を要求されるもの、ナトリウム冷却型原子炉の運転停止装置の構造等の問題によるもの等ではない事項 ・本解釈に照らして同等の判断が難しい事項 規制の「真性」事業者の利便性を最も重視するからも、学協会規格を本解釈において本技術基準を満たす仕様を規定しているが、どのような学協会規格で全く異なる規格が適用され、同様性の判断が困難な事項 なお、今回の技術基準改正と一緒に、改修に関する要求事項は本技術基準に基づく複数種類の設計による施設の認可の可否の事象となる。その場合、技術評議会は受け本技術基準を満たすものとして明確化されているが本機械学会規格規格、平成12年までの改修に関する技術基準に基づき特殊設備認可を受けた要求事項との同様性を更新の見知りも踏まえ判断することとなり、その同等性の判断が困難な場合には本条項が適用されることとなる。	特殊な設計による施設	その他	-	特殊な設計による施設ができること及びその申請についての記載のため、分類をその他とした。
原 4		(防護措置の設置等) 第1条 原子炉の運転により一次冷却水又は二次冷却水部等により駆動される蒸気タービン及びその附属設備が運転される自然災害又は、地すべり、断層、なだれ、洪水、高潮、基礎地盤の変動その他の災害等に、原子炉、雷雲、雪崩、風、吹く、により原子炉の安全性を損なうおそれがある場合は、防護措置基礎地盤の改良その他の適切な措置を講じなければならない。 2 周辺監視区域に隣接する地域の事業所、鉄道、道路等がある場合においては、火災又は火災発生事象、危険物を指揮した車両等の車両により運転される車両等の運転による危険性を考慮して、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。 3 航空機の墜落により原子炉の安全性を損なうおそれがある場合は、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。	第4条(防護措置の設置等) 1 第1条の規定による防護措置を講じなければならないとは、供用中にによる運転等の実用上の運転による自然災害は、台風、雷雲を含む。 2 第1項に規定する自然災害は、地すべり、断層、なだれ、洪水、高潮、基礎地盤の変動その他の災害等に、原子炉の停止、運転による原子炉の安全性を損なうおそれがある場合は、防護措置基礎地盤の改良その他の適切な措置を講じなければならない。 3 周辺監視区域に隣接する地域の事業所、鉄道、道路等がある場合においては、火災又は火災発生事象、危険物を指揮した車両等の車両により運転される車両等の運転による危険性を考慮して、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。 4 第3項の航空機墜落等については、平成14年7月30日付け「実用発電用機械学会規格規格改修案(周辺監視区域について)」(平成14-07-29 延院第4号)に基づいて認可すること。この場合において、該認可申請時の範囲に変更がないことにより確認すること。 【完全計画審査指針の要求事項の技術基準への反映】 3 第3項は、航空機の運転により原子炉の安全性を損なうおそれがあるかどうかを判断するために、設置許可並びに航路新規に設置されない等を確認し、状況次第で変わることを定めたものである。通常法規では、設置許可の審査基準として「航空機墜落下障壁に関する評議会」(平成14年3月14日付「実用発電用機械学会規格規格改修案(周辺監視区域について)」(平成14-03-14 延院第4号))に基づいて認可すること。この場合において、該認可申請時の範囲に変更がないことにより確認すること。 【周辺監視区域に対する設計指針】 +指針2 周辺監視区域に対する設計上の考慮 +指針3 外部人に対する設計上の考慮	自然災害に対する防護措置 ・周辺監視区域に隣接する事業所、鉄道、道路等がある場合に、火災又は火災発生事象、危険物を指揮した車両等による事故等に対する防護措置 ・航空機墜落に対する防護措置	その他	-	設計段階において確認された事項であって、供用期間中に確認する必要がない事項	
原 4 2 1 -		第4条の2 原子炉施設又は蒸気タービン若しくはその附属設備には、火災により原子炉の安全性が損なわぬこと、次の各号に掲げる措置を適切に組み合わせた措置を講じなければならない。 一 火災の発生を防止するため、次の措置を講じること。 イ 発火性又は引火性の施設を防ぐこと。 ロ 原子炉の運転による火災発生を防止するための遮避設備等を設置すること。 ハ 蒸留その他の自然現象による火災発生を防止するための遮避設備等を設置すること。 二 水素の供給設備等にあっては、水素の燃焼が起きた場合においても原子炉の運転を損なわぬよう措置すること。 三 火災による損傷を防ぐため、運転中の水素の急速な燃焼によって、原子炉の安全性を損なうおそれがある場合には、水素の蓄積を防止する措置を講じること。	第4条の2(火災による損傷の防止) 1 第4条の2に規定する原子炉の安全性が損なわることのないよう、各号に掲げる対策を組み合わせた措置を講じなければならないこと。 2 火災の発生を防止するため、次の措置を講じること。 イ 発火性又は引火性の施設を防ぐこと。 ロ 原子炉の運転による火災発生を防止するための遮避設備等を設置すること。 ハ 蒸留その他の自然現象による火災発生を防止するための遮避設備等を設置すること。 2 第1項第1号(ホ)を除くから第3号及び第5号に規定する措置とは、 「日本電気協会(原子炉発電所の大災防護指針)(JEAG4607-1998)の適用に当たって(別記2)」によること。 3 第1項第1号(ホ)を除くから第3号及び第5号に規定する措置とは、 「日本電気協会(原子炉発電所の大災防護指針)(JEAG4607-1998)の適用に当たって(別記2)」によること。 4 第1項第1号(ホ)を除くから第3号及び第5号に規定する措置とは、 「日本電気協会(原子炉発電所の大災防護指針)(JEAG4607-1998)の適用に当たって(別記2)」によること。 5 第1項第1号(ホ)の規定について、以下によること。 ・放射能分解により発生し、蓄積した水素の急速な燃焼によって、原子炉の安全性に影響を及ぼすおそれがある場合とは、水の放射線分裂によつて原子炉で発生する水素が滞留、蓄積される可能性のある装置等の損傷により、原子炉の運転を損なうおそれがあることをいう。 ・火災による損傷を防ぐため、運転中の水素の急速な燃焼によって、原子炉の運転を損なうおそれがある場合とは、水素燃焼等による損傷を防ぐため、原子炉の運転を止め、遮断部を開鎖できる配管(計装系配管等)にあっては、原子炉の運転を止め、遮断部を開鎖する等の措置を講じること。 ・水素の蓄積を防ぐする措置とは、社団法人火力原子炉電気技術協会「BWR管に沿る混合ガス(水素、氮素)蓄積防止に関するガイドライン(平成10年10月)」の本文のみならず、具体的な評価手順等を規定した解説によること。 ・社団法人火力原子炉電気技術協会「BWR配管における混合ガス(水素、酸素)蓄積防止に関するガイドライン(平成17年10月)」に関する技術評議書(平成17年12月)」	第4条の2(火災による損傷の防止) 1 第4条の2に規定する原子炉の安全性が損なわることのないよう、各号に掲げる対策を組み合わせた措置を講じなければならないこと。 2 火災の発生を防止するため、第1項に規定するケーブルは火災の影響により原子炉の安全性が損なわることが想定されるケーブルが対象となる。 3 解説2は、火災の影響に対する表面での要求を規定したものであるが、火災の影響に当たつては、可燃物の持ち込み制限、火災発生時の手綱の整備等による取り扱いを規定するものである。 4 第1項第1号(ホ)を除くから第3号及び第5号に規定する措置とは、 「日本電気協会(原子炉発電所の大災防護指針)(JEAG4607-1998)の適用に当たって(別記2)」によること。 5 第1項第1号(ホ)の規定について、以下によること。 ・放射能分解により発生し、蓄積した水素の急速な燃焼によって、原子炉の運転を損なうおそれがある場合とは、水の放射線分裂によつて原子炉で発生する水素が滞留、蓄積される可能性のある装置等の損傷により、原子炉の運転を損なうおそれがあることをいう。 ・火災による損傷を防ぐため、運転中の水素の急速な燃焼によって、原子炉の運転を損なうおそれがある場合とは、水素燃焼等による損傷を防ぐため、原子炉の運転を止め、遮断部を開鎖できる配管(計装系配管等)にあっては、原子炉の運転を止め、遮断部を開鎖する等の措置を講じること。 ・水素の蓄積を防ぐする措置とは、社団法人火力原子炉電気技術協会「BWR管に沿る混合ガス(水素、氮素)蓄積防止に関するガイドライン(平成10年10月)」の本文のみならず、具体的な評価手順等を規定した解説によること。 ・社団法人火力原子炉電気技術協会「BWR配管における混合ガス(水素、酸素)蓄積防止に関するガイドライン(平成17年10月)」に関する技術評議書(平成17年12月)」	火災による損傷の防止(火災発生防止)	その他	-	他法令に基づき、点検(確認)される事項
原 4 2 1 二		第4条の2 原子炉施設又は蒸気タービン若しくはその附属設備には、火災により原子炉の安全性が損なわぬこと、次の各号に掲げる措置を適切に組み合わせた措置を講じなければならない。 二 火災の挙動及び火災のため、次の措置を講じること。 イ 火災の発生による後出設備及び消火設備を施設すること。 ロ 以定する核子設備及び消火設備は、火災時に発生すると想定される自然現象により、その機能が損なわることがないこと。						
原 4 2 1 三		第4条の2 原子炉施設又は蒸気タービン若しくはその附属設備には、火災により原子炉の安全性が損なわぬこと、次の各号に掲げる措置を適切に組み合わせた措置を講じなければならない。 三 火災の経験を経験するため、防火壁の位置その他の措置を講じること。						
原 4 2 2		2 前項第2号に規定する後出設備及び消火設備は、故障、損壊、誤作動等により安全設備の機能を損なわないものでなければならぬ。						

「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」(省令62号)の要求についての整理表

省令項番号	規制事項	技術基準条文	技術基準解釈	解説	要求概要	分類	系統機能要求の確認方法	備考
規則の項号								
原 5 1	第5条 伝子炉施設並びに一次冷却材又は二次冷却材により駆動される蒸気タービン及びその附属設備は、これらに作用する地震による損壊により公衆に放射線障害を及ぼさないように施設しなければならない。	第5条(耐震性) 1 耐震性の評価については、施設の重要度に応じて適用される地盤力に対する耐震性地盤の公衆に於ける放射線の影響を与えないとの観点から、 ① 地震による事故発生の防止 ② 原子炉の安全停止 ③ 火炉燃焼熱の除去 ④ 事故時に必要な設備の健全性の保持 等に必要な設備の機能維持又は隔離強度の確保を解析等により確認すること。 2 原子力安全委員会「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」(平成18年9月19日原子力安全委員会決議)「以下「耐震設計審査指針」といふ。)に適合すること。具体的な評価方法について、「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」(平成18年9月19日原子力安全委員会決議)に記載した「発電用原子炉設備に関する技術基準を定めたもの」(第1章「原則」第1節「各部の要領」内規)。(平成20年4月23日付「平成20年4月23日付原能第1号」に付随する改訂)を適用して設置変更が認可された発電用原子炉設備について、「旧耐震設計審査指針」に適合すること。具体的な評価手法については、「日本電気機器電気学会」「耐震設計審査指針」(JEAG 4601-1984)及び「原子力発電用耐震設計技術指針(改訂版)」(JEAG 4601-1991)に記載すること。 また、新耐震設計審査指針又は旧耐震設計審査指針のいずれも適用せず設備又は設備変更が許可された発電用原子炉設備について、「原子炉施設の耐震性評価指針」(平成18年9月19日原能第1号)に記載した「耐震性評価指針」(昭和53年9月制定、昭和56年1月一部改訂、平成13年3月一部改訂)「以下「旧耐震設計審査指針」といふ。)を適用して設置変更が認可された発電用原子炉設備について、「旧耐震設計審査指針」に適合すること。	第5条(耐震性) 1 第5条は、安全設計審査指針の「掛り2:自然現象に対する設計上の考慮」(第1項)及び発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針に対応する。 2 評価2は、平成20年4月23日付「発電用原子炉設備に関する技術基準を定めたもの」の解釈についての一部改正について(平成20-04-21原能第2号)で改正されたままで、別記1-4についても同時に改正された。 3 評価3は、平成20年2月27日付「発電用原子炉設備に関する技術基準を定めたもの」(第1章「原則」第1節「各部の要領」内規)についての改正について(平成20-02-27原能第1号)で追加された。 【関連安全設計審査指針】 ・指針2 自然現象に対する設計上の考慮 ・発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針	耐震性(地盤力による損壊により公衆に放射線障害を及ぼさないよう施設)	構造健全性(系統機能)	原子炉建屋天井クレーン機能検査	構造健全性の確認であるが、系統機能試験として実施	
原 5 2	2 前項の地震力は、原子炉施設並びに一次冷却材により駆動される蒸気タービン及びその附属設備の構造並にこれらが損壊した場合における災害の程度に応じて、基礎地盤の状況、その地方における過去の地盤記録に基づく震度の程度、地震活動の状況等を基礎として求めなければならない。	第6条(流体振動等による損傷の防止) 1 「流体振動により損傷を受けないよう施設しなければならない」とは、流れの乱れ、渦、気泡うち起因する高サイクル疲労による損傷の発生防止を規定するものであり、以下の措置を講じること。 ・蒸気発生器等熱交換器の管の曲げ等については、日本機械学会「設計・建設規格」(JSME S 011)に規定する手法を適用すること。 ・管の曲げ等に対する措置については、日本機械学会「管の曲げ等に対する耐震性評価指針」(JEAG 4601-1991)において耐震設計審査指針の考え方によらしく耐震安全性が確実化していると判断されていること。 3 非常用炉心冷却設備又は格納容器熱除去設備に係る過装設置の耐震性については、「非常用炉心冷却設備又は格納容器熱除去設備に係る過装設置の性能評価等について(内規)」(平成20-02-12原院第9号)によること。	第6条(流体振動等による損傷の防止) 1 流体の再生熱交換器連絡配管及び出口配管の損傷事例を踏まえ、従来の流体振動に起因する高サイクル疲労による流れの混合等に対しても損傷を受けないように施設することを規定している。 これは、具体的には、以下の事故(ラリード)の事例を反映したものである。 ・蒸気発生器等熱交換器の管の曲げ等に対する耐震性評価指針(案)第2章「耐震性評価指針(案)」(昭和53年1月)において、日本機械学会「管の曲げ等に対する耐震性評価指針」(JEAG 4601-1991)に記載された内容によると、日本機械学会「管の曲げ等に対する耐震性評価指針」(JSME S 011)に規定する手法を適用すること。 なお、耐震機能を有しないものについては第8条の2第2項によること。 （日本機械学会「発電用原子炉設備規格 設計・建設規格 (JSME S N01)」(2005 年改訂版)並びに流体振動及び高サイクル熱疲労に関する評価指針の技術評議書） 2 「温度差のある流れの混合等による温度変動に伴う損傷を受けないよう施設しなければならない」とは、日本機械学会「設計の高い高サイクル熱疲労に関する評価指針」(JSME S 017)に規定する手法を適用し、損傷の発生防止を措置すること。 なお、併せて、その後に進行する運転管理等の手元への対応を考慮して施設することができる。 （日本機械学会「発電用原子炉設備規格 設計・建設規格 (JSME S N01)」(2005 年改訂版)並びに流体振動及び高サイクル熱疲労に関する評価指針の技術評議書） 3 配管内圧縮機構造物の流体振動及び周囲の高サイクル熱疲労については、水流の乱れが原因となる場合として、原子炉本体材の静止水素、高熱除去系(原子炉上昇管含む)(BWR)及び化学水系制御系、余熱除去系(PWR)を含めて措置を講じること。	第6条(流体振動等による損傷の防止) 1 通常の再生熱交換器連絡配管及び出口配管の損傷事例を踏まえ、従来の流体振動に起因する高サイクル疲労による流れの混合等に対しても損傷を受けないように施設することを規定している。 これは、具体的には、以下の事故(ラリード)の事例を反映したものである。 ・蒸気発生器等熱交換器の管の曲げ等に対する耐震性評価指針(案)第2章「耐震性評価指針(案)」(昭和53年1月)において、日本機械学会「管の曲げ等に対する耐震性評価指針」(JEAG 4601-1991)に記載された内容によると、日本機械学会「管の曲げ等に対する耐震性評価指針」(JSME S 011)に規定する手法を適用すること。 （主）流体振動による損傷事例（もんじゆ） （副）流体振動による損傷事例（もんじゆ） ・流体振動による損傷事例（もんじゆ） （主）再生熱交換器の管の曲げ等に対する耐震性評価指針(案)第2章「耐震性評価指針(案)」(昭和53年1月)において、日本機械学会「管の曲げ等に対する耐震性評価指針」(JEAG 4601-1991)に記載された内容によると、日本機械学会「管の曲げ等に対する耐震性評価指針」(JSME S 012)に規定する手法を適用すること。 3 管内支持構造物については、先行でラリードで実績がない流体配管となるので、炉心流量も変更となるよう流体配管を採用する場合に、既存の炉心流量を維持するための炉心流量調整装置を設置するものである。 4 改正昭和56年1月改訂版においてボンバルブを追加規定した理由は、次のとおりである。 「従来は流体振動による損傷の防止という観点から実質的に問題となる流体中の機器及び構造物である燃料棒、容器(原子炉容器、蒸気発生器等)内の部構造物の規制を主たる対象としていたが、昭和55年の改正によりボンバルブも機器や構造物の規制対象となる可能性があること、それに接続される炉心流量が変更される場合に炉心流量を維持するものである。」 【関連安全設計審査指針】 ・指針11 炉心設計 ・指針12 燃料設計 ・指針19 原子炉心冷却材バウンダリの健全性	流体振動等による損傷の防止	構造健全性	-	設備点検、定期事業者検査にて確認
原 6 1	第6条 燃料体及び反応材並びにこれらを支持する構造物、熱遮へい材並びに一次冷却系に係る施設に属する容器、管、ポンプ及びヒート、一次冷却材若しくは二次冷却材の管路、沸騰等により生ずる液体振動等は温度差のある液体の混合等により生ずる温度変動に受けないように施設しなければならない。	第6条(液体振動等による損傷の防止) 1 「液体振動により損傷を受けないよう施設しなければならない」とは、流れの乱れ、渦、気泡うち起因する高サイクル疲労による損傷の発生防止を規定するものであり、以下の措置を講じること。 ・蒸気発生器等熱交換器の管の曲げ等については、日本機械学会「設計・建設規格」(JSME S 011)に規定する手法を適用すること。 2 「温度差のある流れの混合等による温度変動に伴う損傷を受けないよう施設しなければならない」とは、日本機械学会「設計の高い高サイクル熱疲労に関する評価指針」(JSME S 017)に規定する手法を適用し、損傷の発生防止を措置すること。 なお、併せて、その後に進行する運転管理等の手元への対応を考慮して施設することができる。 （日本機械学会「発電用原子炉設備規格 設計・建設規格 (JSME S N01)」(2005 年改訂版)並びに流体振動及び高サイクル熱疲労に関する評価指針の技術評議書） 2 「温度差のある流れの混合等による温度変動に伴う損傷を受けないよう施設しなければならない」とは、日本機械学会「設計の高い高サイクル熱疲労に関する評価指針」(JSME S 017)に規定する手法を適用すること。 3 配管内圧縮機構造物の流体振動及び周囲の高サイクル熱疲労については、水流の乱れが原因となる場合として、原子炉本体材の静止水素、高熱除去系(原子炉上昇管含む)(BWR)及び化学水系制御系、余熱除去系(PWR)を含めて措置を講じること。	第6条(液体振動等による損傷の防止) 1 通常の再生熱交換器連絡配管及び出口配管の損傷事例を踏まえ、従来の流体振動に起因する高サイクル疲労による流れの混合等に対しても損傷を受けないように施設することを規定している。 これは、具体的には、以下の事故(ラリード)の事例を反映したものである。 ・蒸気発生器等熱交換器の管の曲げ等に対する耐震性評価指針(案)第2章「耐震性評価指針(案)」(昭和53年1月)において、日本機械学会「管の曲げ等に対する耐震性評価指針」(JEAG 4601-1991)に記載された内容によると、日本機械学会「管の曲げ等に対する耐震性評価指針」(JSME S 012)に規定する手法を適用すること。 3 管内支持構造物については、先行でラリードで実績がない流体配管となるので、炉心流量も変更となるよう流体配管を採用する場合に、既存の炉心流量を維持するための炉心流量調整装置を設置するものである。 4 改正昭和56年1月改訂版においてボンバルブを追加規定した理由は、次のとおりである。 「従来は流体振動による損傷の防止という観点から実質的に問題となる流体中の機器及び構造物である燃料棒、容器(原子炉容器、蒸気発生器等)内の部構造物の規制を主たる対象としていたが、昭和55年の改正によりボンバルブも機器や構造物の規制対象となる可能性があること、それに接続される炉心流量が変更される場合に炉心流量を維持するものである。」 【関連安全設計審査指針】 ・指針11 炉心設計 ・指針12 燃料設計 ・指針19 原子炉心冷却材バウンダリの健全性	液体振動等による損傷の防止	構造健全性	-	設備点検、定期事業者検査にて確認	
原 7 1	第7条 原子力発電所には、人がみだりに管理区域内に立ち入らないよう壁、さく、へい等を設け、监督管理区域である旨を表示しなければならない。	第7条(さく等の施設) 1 第1条に規定する「みだり」とは、不注意とは知らずに容易に立ち入ることである。 2 第2項に規定する「当該区域」には立ち入りある者がそれがないことが明確な場合とは、河川、沼、湖、海岸等に当該区域の境界が設定されているような場合であって、当該区域に人が立ち入りあるおそれがないことが明確な場合としない。	【関連安全設計審査指針】 指針58 放射線業務従事者の放射線管理	さく等の施設(人がみだりに立ち入らないよう壁、さく、へい等を設け管理区域である旨を表示)	その他	-	日常的な点検で機能が確認される事項	
原 7 2	2 原子力発電所には、東京区域(原子炉施設の安全のために特に管理を必要とする場所であつて、監理区域以外のもの)のいき、以下同じ)、へい等を設けるか、または保全区域である旨を表示しなければならない。	さく等の施設(東京区域と管理区域以外の場所との境界には他の場所に立てることを制限するためさく、へい等を設けるか、又は保全区域である旨を表示)	その他	-	日常的な点検で機能が確認される事項			
原 7 3	3 原子力発電所には、安全上立ち入りの者がみだりに周辺監視区域内に立ち入れることを制限するためさく、へい等を設けるか、また周辺監視区域である旨を表示しなければならない。ただし、当該区域に人が立ち入るおそれがないことが明確な場合は、この限りでない。	さく等の施設(業務上立ち入りの者がみだりに周辺監視区域内に立ち入れることを制限するためさく、へい等を設けるか、又は周辺監視区域である旨を表示)	その他	-	日常的な点検で機能が確認される事項			
原 7 2	第7条の2 原子力発電所には、安全設備が設置されている施設に人が不法に侵入することを防止するため、適切な侵入防止措置を講じなければならぬ。	1 第7条の2に規定する「適切な侵入防止措置」とは、さく等の障壁による区画、出入口の常時管理設備の施設をいう。	第7条の2(不法侵入の防止) 1 開令省令として、防護区域を設定、見守りによる防護区域出入りの常時監視を行うこと、場合に除く等の目的のため必要な措置を採り、施設が講じることで、「発電用原子炉原子炉の設置、運転等に関する規則」(昭和51年1月28日28日通産省令第77号)第15条の3に規定されている。	不法侵入の防止	その他	-	日常的な点検で機能が確認される事項	

「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」(省令62号)の要求についての整理表

「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」(省令62号)の要求についての整理表

「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」(省令62号)の要求についての整理表

省令条項番号		技術基準条文	技術基準解説	解説	要求概要	分類	系統機能要求の確認方法	備考
条	項	号						
原 9	八	ハ クラス1機器及びクラス1支持構造物の構造及び強度は、次によること。 「イ クラス1機器にあつては、最高使用温度、最高使用圧力及び機械的荷重が負荷されている状態(以下「設計上定める条件」といふ。)において、全体的な変形を弾性域に抑えること。 ロ クラス1支持構造物にあつては、運転状態I 及び運転状態IIにおいて、全体的な変形を弾性域に抑えること。 ハ クラス1容器(オメガシール等を除く)、クラス1管、クラス1弁及びクラス1支持構造物にあつては、運転状態IVにおいて、延性破断に至る塑性変形が生じないこと。 ニ クラス1容器(オメガシール等を除く)、クラス1管及びクラス1支持構造物にあつては、運転状態IVにおいて、延性破断に至る塑性変形が生じないこと。 ト クラス1容器(オメガシール等を除く)、クラス1管及びクラス1支持構造物にあつては、運転状態I 及び運転状態IIにおいて、疲労破壊が生じないこと。 チ クラス1容器(オメガシール等を除く)、クラス1管及びクラス1支持構造物にあつては、運転状態IV及び運転状態IIIにおいて、疲労破壊が生じないこと。 ク ハ、ヘ、ト又はト支持構造物にあつては、運転状態I、運転状態II、運転状態III及び運転状態IVにおいて、疲労破壊が生じないこと。 ル、ロ、ハ、ヘ、ト又はト支持構造物にあつては、運転状態I及び運転状態IIにおいて、疲労破壊が生じないこと。 ラ、ス1容器の構造を生かせるおそれのあるものにあつては、クラス1容器の規定に準ずること。	6 第8号イ及びロ、第9号イ、第10号イ並びに第12号イの「全体的な変形を弾性域に抑えること。」とは、構造上の全体的な変形を弾性域に抑えるために、構造部に加え、構造不連続部にあっても塑性変形を許容しないこと。 7 第8号イ、ロ、ハ及びニの適用に当たっては、解説により以下を確認すること。 (1)イ及びロの「全体的な変形を弾性域に抑える」とは、一般部に加え、構造不連続部にあっても塑性変形を許容しないこと。 (2)ハの「全体的な塑性変形がない」とは、構造上の不連続部における塑性変形を許容しないこと。 (3)ニの「塑性変形による塑性変形を許容しない」とは、構造体の剛性低下に至るよう塑性変形を許容しないこと。 12 解説6、解説7及び解説9は具体的には「日本機械学会『設計・建設規格』の適用に当たって(別記-4)の対応表による。」 13 第8号イの「オメガシール等を除く」とは、機械部に接する部品を複数で接合する場合、機械部を保護する目的でいるもので、解説9、11に示すように両端が剛性が大きい部品により拘束され、急激な圧力、機械的荷重を直接に受けないように設計されたものという。 14 解説10に該当する具体例としては以下のものがある。 ・蒸気発生器伝熱管(PWR)の内管と外管との接合部 ・加圧容器の内筒と外筒の接合部(BWR) ・加圧容器の内筒と外筒の接合部(PWR) 15 解説11、平成20年10月3日付け「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令の解説についての一一部改正について(平成20-10-16原院第3号)」で改正された。また、別記4についても同時に改正された。	材料及び構造(クラス1機器・支持構造物の構造・強度)	構造健全性	-	設備点検、定期事業者検査にて確認	
原 9	九	九 クラス2機器及びクラス2支持構造物の構造及び強度は、次によること。 「イ クラス2機器にあつては、設計上定める条件において、全般的な変形を弾性域に抑えること。 ロ クラス2支持構造物にあつては、運転状態I、運転状態II、運転状態III及び運転状態IVにおいて、全般的な変形を弾性域に抑えること。 ハ クラス2容器(オメガシール等を除く)、クラス2管、クラス2弁及びクラス2支持構造物にあつては、運転状態I及び運転状態IIにおいて、進行性変形が生じないこと。 チ クラス2容器(オメガシール等を除く)、クラス2管及びクラス2支持構造物にあつては、運転状態I及び運転状態IIにおいて、疲労破壊が生じないこと。 ク ハ、ヘ、ト又はト支持構造物にあつては、運転状態I及び運転状態IIにおいて、疲労破壊が生じないこと。 ル、ロ、ハ、ヘ、ト又はト支持構造物にあつては、運転状態I及び運転状態IIにおいて、疲労破壊が生じないこと。 ラ、ス2容器の構造を生かせるおそれのあるものにあつては、クラス2容器の規定に準ずること。	11 第1号から5号、7号から12号及び14号の規定に適合する材料及び構造は、「設計・建設規格2005(2007)」の規定に、「日本機械学会『設計・建設規格』の適用に当たって(別記4)の要件を付したものによること。 (設計・建設規格2007改訂版評価書) 12 第13号の「運転状態I、運転状態II及び運転状態IIIにおいて、構造部に接する部品のうち、原子炉格納容器部のコンクリートが塑性変形を抑制する」とは、原子炉格納容器部のコンクリートが塑性変形を抑制することであり、「運転状態IVにおいてコンクリート原子炉格納容器部が大きな塑性変形に至る圧縮破壊が生じないこと。」とは、若干の塑性変形は許容するが、圧縮破壊が生じない変形(ひずみ)までに制限することであり、圧縮応力による塑性変形が過大な状態または圧縮変形を生じている状態は許容しないこと。 13 第14号の「荷重状態I、荷重状態II及び荷重状態IIIにおいてせん断強度が生じず」とは、原子炉格納容器部のコンクリート部が、塑性変形が過大な状態またはせん断破壊を生じている状態にに対して十分な余裕を保持することであり、「荷重状態IVにおいてコンクリート原子炉格納容器部が大きな塑性変形に至るせん断破壊が生じないこと。」とは、若干の塑性変形は許容するが、せん断応力による塑性変形が過大な状態またはせん断破壊を生じている状態は許容しないこと。	材料及び構造(クラス2機器・支持構造物の構造・強度)	構造健全性	-	設備点検、定期事業者検査にて確認	
原 9	十	十 クラス3機器の構造及び強度は、次によること。 イ 設計上定める条件において、全般的な変形を弾性域に抑えること。 ロ クラス3機器の操作手にあつては、設計上定める条件で応力が繰り返し加わる場合において、疲労破壊が生じないこと。 ハ 設計上定める条件において、屋屈が生じないこと。	14 第15号の「荷重状態I、荷重状態II及び荷重状態IIIにおいてせん断強度が生じず」とは、原子炉格納容器部のコンクリート部が、塑性変形が過大な状態またはせん断破壊を生じている状態にに対して十分な余裕を保持することであり、「荷重状態IVにおいてコンクリート原子炉格納容器部が大きな塑性変形に至るせん断破壊が生じないこと。」とは、若干の塑性変形は許容するが、せん断応力による塑性変形が過大な状態またはせん断破壊を生じている状態は許容しないこと。	材料及び構造(クラス3機器の構造・強度)	構造健全性	-	設備点検、定期事業者検査にて確認	
原 9	十一	十一 クラス4管の構造及び強度は、設計上定める条件において、延性破断に至る塑性変形を生じないこと。	15 第16号の「荷重状態I及び荷重状態IIにおいてせん断強度が生じず」とは、原子炉格納容器部のコンクリート部が、塑性変形が過大な状態またはせん断破壊を生じている状態にに対して十分な余裕を保持することであり、「荷重状態III及び荷重状態IVにおいてコンクリート原子炉格納容器部が大きな塑性変形に至るせん断破壊が生じないこと。」とは、若干の塑性変形は許容するが、せん断応力による塑性変形が過大な状態またはせん断破壊を生じている状態は許容しないこと。	材料及び構造(クラス4管の構造・強度)	構造健全性	-	設備点検、定期事業者検査にて確認	
原 9	十二	十二 原子炉格納容器(コンクリート製原子炉格納容器を除く)、及び原子炉格納容器支持構造物の構造及び強度は、次によること。 「イ 原子炉格納容器支持構造物にあつては、第8号ロ、ハ及びチのクラス1支持構造物の規定を準用する。 ロ 原子炉格納容器のうち、最も高い応力が生じる部分及び特殊な形状の部分並びに原子炉格納容器支持構造物にあつては、運転状態I 及び運転状態IIにおいて、進行性変形による破壊が生じないこと。 ハ 原子炉格納容器のうち、最も高い応力が生じる部分及び特殊な形状の部分並びに原子炉格納容器支持構造物にあつては、運転状態I 及び運転状態IIにおいて、疲労破壊が生じないこと。 チ 原子炉格納容器にあつては、設計上定める条件並びに運転状態III及び運転状態IVにおいて、屋屈が生じないこと。 子 原子炉格納容器支持構造物にあつては、運転状態I、運転状態II、運転状態III及び運転状態IVにおいて、屋屈が生じないこと。	16 第17号の「荷重状態I及び荷重状態IIにおいてせん断強度が生じず」とは、原子炉格納容器部のコンクリート部が、塑性変形が過大な状態またはせん断破壊を生じている状態にに対して十分な余裕を保持することであり、「荷重状態III及び荷重状態IVにおいてコンクリート原子炉格納容器部が大きな塑性変形に至るせん断破壊が生じないこと。」とは、若干の塑性変形は許容するが、せん断応力による塑性変形が過大な状態またはせん断破壊を生じている状態は許容しないこと。	材料及び構造(POCV(コンクリート除く)・支持構造物の構造・強度)	構造健全性(系統機能)	原子炉格納容器漏えい実験検査	構造健全性的確認であるが、系統機能試験として実施	

「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」(省令62号)の要求についての整理表

「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」(省令62号)の要求についての整理表

「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」(省令62号)の要求についての整理表

省令条項番号			技術基準条文	技術基準解説	解説	要求概要	分類	系統機能要求の確認方法	備考
条	の	項							
原 10	3	一	③ 原子炉施設に属する容器であつて、内部に液体炭酸ガス等安全弁等の作動を不能にするおそれがある物質を含むものには、次の各号により破壊板を設ける場合にあつては、当該容器の入口側又は出口側に上記の各号に規定する圧力と安全弁等と適切に組み合わせることにより、当該容器の過圧防止に必要な容量以上となるよう、適当な箇所に1個以上設けること。			安全弁等 破壊板を設ける場合の液体炭酸ガス等安全弁等の作動を不能にするおそれがある物質を含むものの容量及び個数	その他	—	設計段階において確認された事項であつて、供用期間中に確認する必要がない事項
原 10	3	二	ニ 容器と破壊板との連絡管の断面積は、破壊板の断面積以上であること。			安全弁等 破壊板を設ける場合の液体炭酸ガス等安全弁等の作動を不能にするおそれがある物質を含むものの連絡管の断面積	その他	—	設計段階において確認された事項であつて、供用期間中に確認する必要がない事項
原 10	4		④ 第1項又は前項の場合において、安全弁等又は破壊板の入口側又は出口側に止め弁を設ける場合は、原子炉を起動させると及び運転中に、止め弁が全開していることを確認できる装置を設けなければならない。			安全弁等 安全弁等又は破壊板の入口側又は出口側に止め弁を設ける場合の全開確認装置	その他	—	設計段階において確認された事項であつて、供用期間中に確認する必要がない事項
原 10	5	一 二 三	⑤ 原子炉施設に属する容器又は管であつて、内部が大気圧未満となることにより前面に設けた上部の圧力を超える圧力を有するおそれのあるものには、次の各号により過圧防止に必要な容量以上となるよう真空破壊弁を設けなければならない。 ア 真空破壊弁の種類及びクラスの管に取り付けられる真空破壊弁の材料にあつては、第1条第1号の規定に準拠すること。 イ 原子炉格納容器、クラス2機器及びクラス2管に取り付けられる真空破壊弁の材料にあつては、第3条第2号の規定に準拠すること。 二 原子炉格納容器にあつては、真空破壊弁を適当な箇所に2個以上設けること。 三 管に接する容器以外の容器又は管にあつては、真空破壊弁を適当な箇所に1個以上設けること。			安全弁等 真空破壊弁の材料、個数	機器機能	—	設備点検、定期事業者検査にて確認
原 10	6		⑥ 原子炉施設は、安全弁、逃げ弁、破壊板又は真空破壊弁から放出される流体が放射性物質を含む場合は、これを安全に処理することができるように施設しなければならない。			安全弁等 放出される流体放射性物質の安全処理	その他	—	日常的な点検で機能が確認される事項
原 11	1	一	第1条 クラス1機器、クラス2機器、クラス3機器及び原子炉施設等は、次の各号による圧力と耐圧試験を行つたとき、それに耐えかつ、美しい漏えいがないものでなければならぬ。ただし、圧力により試験を行ふ場合にあつては、当該圧力を耐えることが確認された場合にあつては、最高使用圧力の、0.9倍)までに減じて美しい漏えいがないことを確認することができる。 一 内部を有する機器に係る耐圧試験の圧力は、機器の最高使用圧力を超え、かつ、機器に生じる合目的な負担が隔壁部の範囲内となる圧力をとする。ただし、クラス1機器、クラス2機器及びクラス3管にあつては原子炉圧力容器の耐圧度と同一で耐圧試験を行つたとき、美しい漏えいがないことは、日本規格協会「原子炉格納容器の漏えい試験規程」(JEAC4203-2008)2.4に定めるA種試験以下での要件を満たしたものにすること。 A種試験の結果の判定に當たっては、全体漏えい率に、個々の隔壁弁に対して適切に单一故障を想定し、健全に機能することが期待される隔壁弁からの漏えい率(以降「隔壁弁漏えい率」という)。を考慮し、判定基準をもとに評価することとする。ただし、隔壁弁漏えい率は、隔壁弁に見ゆる漏えいの増加量を考慮して余裕係数約1.2とする。	第11条(耐圧試験等) 1 第1項の耐圧における耐圧試験は、「設計・建設規格2005(2007)」の第11項に適合すること。 2 設計・建設規格2007技術評価書 3 第2項の漏えい試験は、日本機械学会「発電用原子力設備規格維持規格(2008年版)」(JISME S NAI-2008)によること。 4 第3項の耐圧試験は、「耐圧試験規程(平成21年2月)」(JISME S NAI-2008)によること。 5 第4項の漏えい試験は、「漏えい試験規程(平成21年2月)」(JISME S NAI-2008)によること。 6 第5項の耐圧試験は、「耐圧試験規程(平成21年2月)」(JISME S NAI-2008)によること。 7 第6項の漏えい試験は、「漏えい試験規程(平成21年2月)」(JISME S NAI-2008)によること。 8 第7項の耐圧試験は、「耐圧試験規程(平成21年2月)」(JISME S NAI-2008)によること。 9 第8項の漏えい試験は、「漏えい試験規程(平成21年2月)」(JISME S NAI-2008)によること。 10 第9項の耐圧試験は、「耐圧試験規程(平成21年2月)」(JISME S NAI-2008)によること。 11 第10項の漏えい試験は、「漏えい試験規程(平成21年2月)」(JISME S NAI-2008)によること。 12 第11項の耐圧試験は、「耐圧試験規程(平成21年2月)」(JISME S NAI-2008)によること。 13 第12項の漏えい試験は、「漏えい試験規程(平成21年2月)」(JISME S NAI-2008)によること。 14 第13項の耐圧試験は、「耐圧試験規程(平成21年2月)」(JISME S NAI-2008)によること。 15 第14項の漏えい試験は、「漏えい試験規程(平成21年2月)」(JISME S NAI-2008)によること。 16 第15項の耐圧試験は、「耐圧試験規程(平成21年2月)」(JISME S NAI-2008)によること。 17 第16項の漏えい試験は、「漏えい試験規程(平成21年2月)」(JISME S NAI-2008)によること。 18 第17項の耐圧試験は、「耐圧試験規程(平成21年2月)」(JISME S NAI-2008)によること。 19 第18項の漏えい試験は、「漏えい試験規程(平成21年2月)」(JISME S NAI-2008)によること。 20 第19項の耐圧試験は、「耐圧試験規程(平成21年2月)」(JISME S NAI-2008)によること。 21 第20項の漏えい試験は、「漏えい試験規程(平成21年2月)」(JISME S NAI-2008)によること。 22 第21項の耐圧試験は、「耐圧試験規程(平成21年2月)」(JISME S NAI-2008)によること。 23 第22項の漏えい試験は、「漏えい試験規程(平成21年2月)」(JISME S NAI-2008)によること。 24 第23項の耐圧試験は、「耐圧試験規程(平成21年2月)」(JISME S NAI-2008)によること。 25 第24項の漏えい試験は、「漏えい試験規程(平成21年2月)」(JISME S NAI-2008)によること。 26 第25項の耐圧試験は、「耐圧試験規程(平成21年2月)」(JISME S NAI-2008)によること。 27 第26項の漏えい試験は、「漏えい試験規程(平成21年2月)」(JISME S NAI-2008)によること。 28 第27項の耐圧試験は、「耐圧試験規程(平成21年2月)」(JISME S NAI-2008)によること。 29 第28項の漏えい試験は、「漏えい試験規程(平成21年2月)」(JISME S NAI-2008)によること。 30 第29項の耐圧試験は、「耐圧試験規程(平成21年2月)」(JISME S NAI-2008)によること。 31 第30項の漏えい試験は、「漏えい試験規程(平成21年2月)」(JISME S NAI-2008)によること。 32 第31項の耐圧試験は、「耐圧試験規程(平成21年2月)」(JISME S NAI-2008)によること。 33 第32項の漏えい試験は、「漏えい試験規程(平成21年2月)」(JISME S NAI-2008)によること。 34 第33項の耐圧試験は、「耐圧試験規程(平成21年2月)」(JISME S NAI-2008)によること。 35 第34項の漏えい試験は、「漏えい試験規程(平成21年2月)」(JISME S NAI-2008)によること。 36 第35項の耐圧試験は、「耐圧試験規程(平成21年2月)」(JISME S NAI-2008)によること。 37 第36項の漏えい試験は、「漏えい試験規程(平成21年2月)」(JISME S NAI-2008)によること。 38 第37項の耐圧試験は、「耐圧試験規程(平成21年2月)」(JISME S NAI-2008)によること。 39 第38項の漏えい試験は、「漏えい試験規程(平成21年2月)」(JISME S NAI-2008)によること。 40 第39項の耐圧試験は、「耐圧試験規程(平成21年2月)」(JISME S NAI-2008)によること。 41 第40項の漏えい試験は、「漏えい試験規程(平成21年2月)」(JISME S NAI-2008)によること。 42 第41項の耐圧試験は、「耐圧試験規程(平成21年2月)」(JISME S NAI-2008)によること。 43 第42項の漏えい試験は、「漏えい試験規程(平成21年2月)」(JISME S NAI-2008)によること。 44 第43項の耐圧試験は、「耐圧試験規程(平成21年2月)」(JISME S NAI-2008)によること。 45 第44項の漏えい試験は、「漏えい試験規程(平成21年2月)」(JISME S NAI-2008)によること。 46 第45項の耐圧試験は、「耐圧試験規程(平成21年2月)」(JISME S NAI-2008)によること。 47 第46項の漏えい試験は、「漏えい試験規程(平成21年2月)」(JISME S NAI-2008)によること。 48 第47項の耐圧試験は、「耐圧試験規程(平成21年2月)」(JISME S NAI-2008)によること。 49 第48項の漏えい試験は、「漏えい試験規程(平成21年2月)」(JISME S NAI-2008)によること。 50 第49項の耐圧試験は、「耐圧試験規程(平成21年2月)」(JISME S NAI-2008)によること。 51 第50項の漏えい試験は、「漏えい試験規程(平成21年2月)」(JISME S NAI-2008)によること。 52 第51項の耐圧試験は、「耐圧試験規程(平成21年2月)」(JISME S NAI-2008)によること。 53 第52項の漏えい試験は、「漏えい試験規程(平成21年2月)」(JISME S NAI-2008)によること。 54 第53項の耐圧試験は、「耐圧試験規程(平成21年2月)」(JISME S NAI-2008)によること。 55 第54項の漏えい試験は、「漏えい試験規程(平成21年2月)」(JISME S NAI-2008)によること。 56 第55項の耐圧試験は、「耐圧試験規程(平成21年2月)」(JISME S NAI-2008)によること。 57 第56項の漏えい試験は、「漏えい試験規程(平成21年2月)」(JISME S NAI-2008)によること。 58 第57項の耐圧試験は、「耐圧試験規程(平成21年2月)」(JISME S NAI-2008)によること。 59 第58項の漏えい試験は、「漏えい試験規程(平成21年2月)」(JISME S NAI-2008)によること。 60 第59項の耐圧試験は、「耐圧試験規程(平成21年2月)」(JISME S NAI-2008)によること。 61 第60項の漏えい試験は、「漏えい試験規程(平成21年2月)」(JISME S NAI-2008)によること。 62 第61項の耐圧試験は、「耐圧試験規程(平成21年2月)」(JISME S NAI-2008)によること。 63 第62項の漏えい試験は、「漏えい試験規程(平成21年2月)」(JISME S NAI-2008)によること。 64 第63項の耐圧試験は、「耐圧試験規程(平成21年2月)」(JISME S NAI-2008)によること。 65 第64項の漏えい試験は、「漏えい試験規程(平成21年2月)」(JISME S NAI-2008)によること。 66 第65項の耐圧試験は、「耐圧試験規程(平成21年2月)」(JISME S NAI-2008)によること。 67 第66項の漏えい試験は、「漏えい試験規程(平成21年2月)」(JISME S NAI-2008)によること。 68 第67項の耐圧試験は、「耐圧試験規程(平成21年2月)」(JISME S NAI-2008)によること。 69 第68項の漏えい試験は、「漏えい試験規程(平成21年2月)」(JISME S NAI-2008)によること。 70 第69項の耐圧試験は、「耐圧試験規程(平成21年2月)」(JISME S NAI-2008)によること。 71 第70項の漏えい試験は、「漏えい試験規程(平成21年2月)」(JISME S NAI-2008)によること。 72 第71項の耐圧試験は、「耐圧試験規程(平成21年2月)」(JISME S NAI-2008)によること。 73 第72項の漏えい試験は、「漏えい試験規程(平成21年2月)」(JISME S NAI-2008)によること。 74 第73項の耐圧試験は、「耐圧試験規程(平成21年2月)」(JISME S NAI-2008)によること。 75 第74項の漏えい試験は、「漏えい試験規程(平成21年2月)」(JISME S NAI-2008)によること。 76 第75項の耐圧試験は、「耐圧試験規程(平成21年2月)」(JISME S NAI-2008)によること。 77 第76項の漏えい試験は、「漏えい試験規程(平成21年2月)」(JISME S NAI-2008)によること。 78 第77項の耐圧試験は、「耐圧試験規程(平成21年2月)」(JISME S NAI-2008)によること。 79 第78項の漏えい試験は、「漏えい試験規程(平成21年2月)」(JISME S NAI-2008)によること。 80 第79項の耐圧試験は、「耐圧試験規程(平成21年2月)」(JISME S NAI-2008)によること。 81 第80項の漏えい試験は、「漏えい試験規程(平成21年2月)」(JISME S NAI-2008)によること。 82 第81項の耐圧試験は、「耐圧試験規程(平成21年2月)」(JISME S NAI-2008)によること。 83 第82項の漏えい試験は、「漏えい試験規程(平成21年2月)」(JISME S NAI-2008)によること。 84 第83項の耐圧試験は、「耐圧試験規程(平成21年2月)」(JISME S NAI-2008)によること。 85 第84項の漏えい試験は、「漏えい試験規程(平成21年2月)」(JISME S NAI-2008)によること。 86 第85項の耐圧試験は、「耐圧試験規程(平成21年2月)」(JISME S NAI-2008)によること。 87 第86項の漏えい試験は、「漏えい試験規程(平成21年2月)」(JISME S NAI-2008)によること。 88 第87項の耐圧試験は、「耐圧試験規程(平成21年2月)」(JISME S NAI-2008)によること。 89 第88項の漏えい試験は、「漏えい試験規程(平成21年2月)」(JISME S NAI-2008)によること。 90 第89項の耐圧試験は、「耐圧試験規程(平成21年2月)」(JISME S NAI-2008)によること。 91 第90項の漏えい試験は、「漏えい試験規程(平成21年2月)」(JISME S NAI-2008)によること。 92 第91項の耐圧試験は、「耐圧試験規程(平成21年2月)」(JISME S NAI-2008)によること。 93 第92項の漏えい試験は、「漏えい試験規程(平成21年2月)」(JISME S NAI-2008)によること。 94 第93項の耐圧試験は、「耐圧試験規程(平成21年2月)」(JISME S NAI-2008)によること。 95 第94項の漏えい試験は、「漏えい試験規程(平成21年2月)」(JISME S NAI-2008)によること。 96 第95項の耐圧試験は、「耐圧試験規程(平成21年2月)」(JISME S NAI-2008)によること。 97 第96項の漏えい試験は、「漏えい試験規程(平成21年2月)」(JISME S NAI-2008)によること。 98 第97項の耐圧試験は、「耐圧試験規程(平成21年2月)」(JISME S NAI-2008)によること。 99 第98項の漏えい試験は、「漏えい試験規程(平成21年2月)」(JISME S NAI-2008)によること。 100 第99項の耐圧試験は、「耐圧試験規程(平成21年2月)」(JISME S NAI-2008)によること。 101 第100項の漏えい試験は、「漏えい試験規程(平成21年2月)」(JISME S NAI-2008)によること。 102 第101項の耐圧試験は、「耐圧試験規程(平成21年2月)」(JISME S NAI-2008)によること。 103 第102項の漏えい試験は、「漏えい試験規程(平成21年2月)」(JISME S NAI-2008)によること。 104 第103項の耐圧試験は、「耐圧試験規程(平成21年2月)」(JISME S NAI-2008)によること。 105 第104項の漏えい試験は、「漏えい試験規程(平成21年2月)」(JISME S NAI-2008)によること。 106 第105項の耐圧試験は、「耐圧試験規程(平成21年2月)」(JISME S NAI-2008)によること。 107 第106項の漏えい試験は、「漏えい試験規程(平成21年2月)」(JISME S NAI-2008)によること。 108 第107項の耐圧試験は、「耐圧試験規程(平成21年2月)」(JISME S NAI-2008)によること。 109 第108項の漏えい試験は、「漏えい試験規程(平成21年2月)」(JISME S NAI-2008)によること。 110 第109項の耐圧試験は、「耐圧試験規程(平成21年2月)」(JISME S NAI-2008)によること。 111 第110項の漏えい試験は、「漏えい試験規程(平成21年2月)」(JISME S NAI-2008)によること。 112 第111項の耐圧試験は、「耐圧試験規程(平成21年2月)」(JISME S NAI-2008)によること。 113 第112項の漏えい試験は、「漏えい試験規程(平成21年2月)」(JISME S NAI-2008)によること。 114 第113項の耐圧試験は、「耐圧試験規程(平成21年2月)」(JISME S NAI-2008)によること。 115 第114項の漏えい試験は、「漏えい試験規程(平成21年2月)」(JISME S NAI-2008)によること。 116 第115項の耐圧試験は、「耐圧試験規程(平成21年2月)」(JISME S NAI-2008)によること。 117 第116項の漏えい試験は、「漏えい試験規程(平成21年2月)」(JISME S NAI-2008)によること。 118 第117項の耐圧試験は、「耐圧試験規程(平成21年2月)」(JISME S NAI-2008)によること。 119 第118項の漏えい試験は、「漏えい試験規程(平成21年2月)」(JISME S NAI-2008)によること。 120 第119項の耐圧試験は、「耐圧試験規程(平成21年2月)」(JISME S NAI-2008)によること。 121 第120項の漏えい試験は、「漏えい試験規程(平成21年2月)」(JISME S NAI-2008)によること。 122 第121項の耐圧試験は、「耐圧試験規程(平成21年2月)」(JISME S NAI-2008)によること。 123 第122項の漏えい試験は、「漏えい試験規程(平成21年2月)」(JISME S NAI-2008)によること。 124 第123項の耐圧試験は、「耐圧試験規程(平成21年2月)」(JISME S NAI-2008)によること。 125 第124項の漏えい試験は、「漏えい試験規程(平成21年2月)」(JISME S NAI-2008)によること。 126 第125項の耐圧試験は、「耐圧試験規程(平成21年2月)」(JISME S NAI-2008)によること。 127 第126項の漏えい試験は、「漏えい試験規程(平成21年2月)」(JISME S NAI-2008)によること。 128 第127項の耐圧試験は、「耐圧試験規程(平成21年2月)」(JISME S NAI-2008)によること。 129 第128項の漏えい試験は、「漏えい試験規程(平成21年2月)」(JISME S NAI-2008)によること。 130 第129項の耐圧試験は、「耐圧試験規程(平成21年2月)」(JISME S NAI-2008)によること。 131 第130項の漏えい試験は、「漏えい試験規程(平成21年2月)」(JISME S NAI-2008)によること。 132 第131項の耐圧試験は、「耐圧試験規程(平成21年2月)」(JISME S NAI-2008)によること。 133 第132項の漏えい試験は、「漏えい試験規程(平成21年2月)」(JISME S NAI-2008)によること。 134 第133項の耐圧試験は、「耐圧試験規程(平成21年2月)」(JISME S NAI-2008)によること。 135 第134項の漏えい試験は、「漏えい試験規程(平成21年2月)」(JISME S NAI-2008)によること。 136 第135項の耐圧試験は、「耐圧試験規程(平成21年2月)」(JISME S NAI-2008)によること。 137 第136項の漏えい試験は、「漏えい試験規程(平成21年2月)」(JISME S NAI-2008)によること。 138 第137項の耐圧試験は、「耐圧試験規程(平成21年2月)」(JISME S NAI-2008)によること。 139 第138項の漏えい試験は、「漏えい試験規程(平成21年2月)」(JISME S NAI-2008)によること。 140 第139項の耐圧試験は、「耐圧試験規程(平成21年2月)」(JISME S NAI-2008)によること。 141 第140項の漏えい試験は、「漏えい試験規程(平成21年2月)」(JISME S NAI-2008)によること。 142 第141項の耐圧試験は、「耐圧試験規程(平成21年2月)」(JISME S NAI-2008)によること。 143 第142項の漏えい試験は、「漏えい試験規程(平成21年2月)」(JISME S NAI-2008)によること。 144 第143項の耐圧試験は、「耐圧試験規程(平成21年2月)」(JISME S NAI-2008)によること。 145 第144項の漏えい試験は、「漏えい試験規程(平成21年2月)」(JISME S NAI-2008)によること。 146 第145項の耐圧試験は、「耐圧試験規程(平成21年2月)」(JISME S NAI-2008)によること。 147 第146項の漏えい試験は、「漏えい試験規程(平成21年2月)」(JISME S NAI-2008)によること。 148 第147項の耐圧試験は、「耐圧試験規程(平成21年2月)」(JISME S NAI-2008)によること。 149 第148項の漏えい試験は、「漏えい試験規程(平成21年2月)」(JISME S NAI-2008)によること。 150 第149項の耐圧試験は、「耐圧試験規程(平成21年2月)」(JISME S NAI-2008)によること。 151 第150項の漏えい試験は、「漏えい試験規程(平成21年2月)」(JISME S NAI-2008)によること。 152 第151項の耐圧試験は、「耐圧試験規程(平成21年2月)」(JISME S NAI-2008)によること。 153 第152項の漏えい試験は、「漏えい試験規程(平成21年2月)」(JISME S NAI-2008)によること。 154 第153項の耐圧試験は、「耐圧試験規程(平成21年2月)」(JISME S NAI-2008)によること。 155 第154項の漏えい試験は、「漏えい試験規程(平成21年2月)」(JISME S NAI-2008)によること。 156 第155項の耐圧試験は、「耐圧試験規程(平成21年2月)」(JISME S NAI-2008)によること。 157 第156項の漏えい試験は、「漏えい試験規程(平成21年2月)」(JISME S NAI-2008)によること。 158 第157項の耐圧試験は、「耐圧試験規程(平成21年2月)」(JISME S NAI-2008)によること。 159 第158項の漏えい試験は、「漏えい試験規程(平成21年2月)」(JISME S NAI-2008)によること。 160 第159項の耐圧試験は、「耐圧試験規程(平成21年2月)」(JISME S NAI-2008)によること。 161 第160項の漏えい試験は、「漏えい試験規程(平成21年2月)」(JISME S NAI-2008)によること。 162 第161項の耐圧試験は、「耐圧試験規程(平成21年2月)」(JISME S NAI-2008)によること。 163 第162項の漏えい試験は、「漏えい試験規程(平成21年2月)」(JISME S NAI-2008)によること。 164 第163項の耐圧試験は、「耐圧試験規程(平成21年2月)」(JISME S NAI-2008)によること。 165 第164項の漏えい試験は、「漏えい試験規程(平成21年2月)」(JISME S NAI-2008)によること。 166 第165項の耐圧試験は、「耐圧試験規程(平成21年2月)」(JISME S NAI-2008)によること。 167 第166項の漏えい試験は、「漏えい試験規程(平成21年2月)」(JISME S NAI-2008)によること。 168 第167項の耐圧試験は、「耐圧試験規程(平成21年2月)」(JISME S NAI-2008)によること。 169 第168項の漏えい試験は、「漏えい試験規程(平成21年2月)」(JISME S NAI-2008)によること。 170 第169項の耐圧試験は、「耐圧試験規程(平成21年2月)」(JISME S NAI-2008)によること。 171 第170項の漏えい試験は、「漏えい試験規程(平成21年2月)」(JISME S NAI-2008)によること。 172 第171項の耐圧試験は、「耐圧試験規程(平成21年2月)」(JISME S NAI-2008)によること。 173 第172項の漏えい試験は、「漏えい試験規程(平成21年2月)」(JISME S NAI-2008)によること。 174 第173項の耐圧試験は、「耐圧試験規程(平成21年2月)」(JISME S					

「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」(省令62号)の要求についての整理表

省令条項番号		技術基準条文	技術基準解説	解説	要求概要	分類	系統機能要求の確認方法	備考		
条	項	号								
原	12		<p>第12条 原子炉施設に属する容器であつて、1メガエレクトロンボルト以上の中性子の照射を受けその材料が著しく劣化するおそれのあるものの部材等の当該部材が想定される場合に、その部材等が起きたときの引張り試験片の機械的強度を確認できるよう次の各点に定める監視試験片を備えなければならない。</p> <p>一 監視試験片を採用する材料は、中性子の照射領域にある容器の材料と同等の製造履歴を有するものであること。</p> <p>二 監視試験片は、容器の使用開始時に取り出して試験を実施することにより、容器の機械的強度及び破壊しん性の変化を確認できる構造とする。</p> <p>三 監視試験片は、中性子の照射領域にある容器の材料が受けた中性子スペクトル、中性子照射量及び温度履歴の条件と同等の条件になるように配置すること。</p>	<p>第12条(監視試験片)</p> <p>第12条において「原子炉施設に属する容器であつて、1メガエレクトロンボルト以上の中性子の照射を受けその材料が著しく劣化するおそれのあるものの部材等の当該部材が想定される場合に、その部材等が起きたときの引張り試験片の機械的強度を確認できるよう次の各点に定める監視試験片を備えなければならない。</p> <p>1. 第12条に定める監視試験片の監視目的は、それを用いた試験結果を受けたときの監査条件を満足するまで、貯水圧力容器が強制破裂を引き起こさないことをることである。この監視条件の監視については、「発電用原子炉施設の設計・運転等に関する規則(昭和53年12月28日通商産業省令第77号)」に基づいて定められる保安規定に規定される。</p> <p>2. 脆性破裂を防止するための措置としては、本条のほか、第9条の材料に関する要求において適切な強度じん性を有することを、また、第9条の2において試験等の実験をする場合の脆性破裂に対する健全性を確保するための措置を講ずることとする。</p> <p>3. 第9条において、「材料の機械的強度及び破壊しん性の変化を確認できる構造」とは、運転終了までの材料特性の変化が把握できる構造を意味している。</p> <p>4. 「発電用原子炉設備に関する建造等の技術基準(昭和55年10月30日公表)」適用に伴う監視試験片にいっては同告示第105条の規定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「発電用原子炉設備に関する建造等の技術基準(昭和54年9月3日公表)」(以下「別記1」といふ)は同告示第75条の規定 ・「発電用原子炉施設の監視試験片の細目を定める告示(昭和40年4月15日公布)」 <p>3. 第9条に定める監視試験片は、容器の使用開始時に取出して試験を実施するには、「日本電気協会「原子炉構造材の監視試験方法」(JEAC 4201-2007)の適用に当たつて(別記1)に、監視試験片の取扱い及び保管等に必要な手順は監視試験片の実験を実施することをいふ。</p> <p>〔日本電気協会会員規格「原子炉構造材の監視試験方法」(JEAC 4201-2007)及び「原子炉発電用機器に対する破壊耐性の確認試験方法」(JEAC 4206-2007)に関する技術評価書〕(昭和21年8月)</p>	<p>第12条(監視試験片)</p> <p>第12条に定める監視試験片の監視目的は、それを用いた試験結果を受けたときの監査条件を満足するまで、貯水圧力容器が強制破裂を引き起こさないことをることである。この監視条件の監視については、「発電用原子炉施設の設計・運転等に関する規則(昭和53年12月28日通商産業省令第77号)」に基づいて定められる保安規定に規定される。</p> <p>2. 脆性破裂を防止するための措置としては、本条のほか、第9条の材料に関する要求において適切な強度じん性を有することを、また、第9条の2において試験等の実験をする場合の脆性破裂に対する健全性を確保するための措置を講ずることとする。</p> <p>3. 第9条において、「材料の機械的強度及び破壊しん性の変化を確認できる構造」とは、運転終了までの材料特性の変化が把握できる構造を意味している。</p> <p>4. 「発電用原子炉設備に関する建造等の技術基準(昭和55年10月30日公表)」適用に伴う監視試験片にいっては同告示第105条の規定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「発電用原子炉設備に関する建造等の技術基準(昭和54年9月3日公表)」(以下「別記1」といふ)は同告示第75条の規定 ・「発電用原子炉施設の監視試験片の細目を定める告示(昭和40年4月15日公布)」 <p>3. 第9条に定める監視試験片は、容器の使用開始時に取出して試験を実施するには、「日本電気協会「原子炉構造材の監視試験方法」(JEAC 4201-2007)の適用に当たつて(別記1)に、監視試験片の取扱い及び保管等に必要な手順は監視試験片の実験を実施することをいふ。</p> <p>〔日本電気協会会員規格「原子炉構造材の監視試験方法」(JEAC 4201-2007)及び「原子炉発電用機器に対する破壊耐性の確認試験方法」(JEAC 4206-2007)に関する技術評価書〕(昭和21年8月)</p>	<p>監視試験片 監視試験片の材料、個数、配置</p>	その他	-	設計段階において確認された事項であって、供用期間中に確認する必要がない事項	
原	13	1	<p>第13条 構造体、減速材及び反射材並びにこれらを支持する構造物の材料は、通常運転時における圧力、温度及び反射材によって起る最もひびい条件において、必要な物理的及び化学的性質を保持するものでなければならない。</p>	<p>第13条(炉心等)</p> <p>【関連安全設計検査指針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指針11 炉心設計 ・指針12 燃料設計 	<p>炉心等 燃料体、減速材及びおよび反射材並びにこれらを支持する構造物の材料</p>	その他	-	設計段階において確認された事項であって、供用期間中に確認する必要がない事項		
原	13	2	<p>2. 燃料体、減速材及び反射材並びにこれらを支持する構造物は、最高使用圧力、自重、附加荷重等に耐えるものでなければならない。</p>		<p>炉心等 燃料体、減速材及びおよび反射材並びにこれらを支持する構造物の強度</p>	構造健全性	-	設備点検、定期事業者検査にて確認		
原	14	1	<p>第14条 放射線により材料が著しく劣化するおそれがある原子炉圧力容器には、これを防止するための熱遮へい材を施設しなければならない。</p>	<p>第14条(熱遮へい材)</p> <p>1. 第1項に「最もひびい条件」とは、原子炉運転状態に対応した圧力、温度及び反射材によって起る最もひびい条件である。</p> <p>2. 第2項に「熱遮へい材の形状」は、原子炉圧力容器の内部構造物に適度の変形を及ぼすこのないように熱遮へい材の材料、構造、取付方法等を考慮すること。</p>	<p>熱遮へい材 放射線により材料が著しく劣化するおそれがある原子炉圧力容器の熱遮へい材</p>	その他	-	設計段階において確認された事項であって、供用期間中に確認する必要がない事項		
原	14	2	<p>2. 前項の熱遮へい材は、熱应力による変形により原子炉の運転に支障を及ぼすおそれがないように施設しなければならない。</p>	<p>第14条(熱遮へい材)</p> <p>1. 第14条に「最もひびい条件」とは、原子炉運転状態に対応した圧力、温度及び反射材によって起る最もひびい条件である。</p> <p>2. 第2項に「熱遮へい材の形状」は、原子炉圧力容器の内部構造物に適度の変形を及ぼすこのないように熱遮へい材の材料、構造、取付方法等を考慮すること。</p>	<p>熱遮へい材 熱应力による変形により原子炉の運転に支障を及ぼすおそれがないこと</p>	構造健全性	-	対象設備無し		
原	15		<p>第15条 一次冷却材は、通常運転時における圧力、温度及び反射材によつて起る最もひびい条件において、必要な物理的及び化学的性質を保持するものでなければならない。</p>	<p>第15条(一次冷却材)</p> <p>1. 第15条に「必要な物理的性質」は、核電力貯水熱水器の熱交換率に分かれ、核の性質としては核反応断面積が核反応堆持のために適切であること、熱水の性質としては冷却能力が蓄熱であること。また、「必要な物理的性質」については放射線照射率、pH安定性、耐熱性、核性質をいい、化学的性質については耐食性、化学的安定性等である。</p> <p>2. 第2項に「冷却材の供給」は、冷却材により水蒸気の過分な生成物質の蓄積による燃料被覆の内圧上昇、熱应力等の荷重を含むものとする。</p>	<p>第15条(一次冷却材)</p> <p>1. 第15条に「必要な物理的性質」は、核電力貯水熱水器の熱交換率に分かれ、核の性質としては核反応断面積が核反応堆持のために適切であること、熱水の性質としては冷却能力が蓄熱であること。また、「必要な物理的性質」については放射線照射率、pH調整度である水酸化リチウム及び混入した不純物によるものがあり、また化学的性質を測定する手法としてpHや電導率の測定がある。</p> <p>2. 第2項に「冷却材の供給」は、冷却材により水蒸気の過分な生成物質の蓄積による燃料被覆の内圧上昇、熱应力等の荷重を含むものとする。</p>	一次冷却材 物理的及び化学的性質の保持	その他	-	運転管理、放射線管理等の保守管理以外の保安活動により確認される事項	
原	16	-	<p>第16条 原子力発電所には、次の各号に掲げる設備を施設しなければならない。</p> <p>一 原子炉圧力容器内において発生した熱を除去するために、熱を輸送することができる数量の一次冷却材を循環させる設備</p>	<p>第16条(循環設備等)</p> <p>1. 第16条各号の設備として、少なくとも次の各号の設備又は同等の機能を有する設備を保有すること。</p> <table border="1"> <tr> <td>BWR</td> <td>PWR</td> </tr> </table>	BWR	PWR	<p>循環設備等 原子炉圧力容器内発生熱の輸送するための一次冷却材の循環</p>	系統機能	総合負荷性能検査	蒸気発生以降の点検・評価後に実施
BWR	PWR									
原	16	二	<p>二 負荷の変動等による原子炉圧力容器内の圧力の変動を自動的に調整する設備</p>	<p>第1号に該当するもの</p> <p>原子炉再循環系</p> <p>一次冷却系</p>	<p>循環設備等 負荷の変動等による原子炉圧力容器内の圧力の変動の自動的調整</p>	系統機能	ターピンバイパス弁機能検査			
原	16	三	<p>三 通常運転時又は一次冷却材の小規模漏えい時等に生じた第一次冷却材の減少分を自動的に補給する設備</p>	<p>第2号に該当するもの</p> <p>原子炉圧力制御系</p> <p>加圧容器圧力制御系</p> <p>第3号に該当するもの</p> <p>原子炉給水制御系</p> <p>原子炉給水制御系 小規模漏えい時冷却系 制御補助給水装置 制御補助給水装置 制御補助給水装置</p> <p>第4号に該当するもの</p> <p>原子炉冷却却材常化系</p> <p>化学生体積制御系</p> <p>第5号に該当するもの</p> <p>原子炉隔離時冷却系(*) 残留熱除去系(*) 余剰熱除去系(*) 隔離時海水系(*)</p> <p>第6号に該当するもの</p> <p>原子炉補機冷却却系</p> <p>原子炉補機冷却却海水系</p> <p>原子炉補機冷却却海水系</p>	<p>循環設備等 負荷の変動等による原子炉圧力容器内の圧力の変動の自動的調整</p> <p>循環設備等 負荷の変動等による原子炉隔離時冷却系の機能</p> <p>循環設備等 通常運転時又は一次冷却材の小規模漏えい時等に生じた第一次冷却材の減少分の自動的補給</p>	系統機能	<p>総合負荷性能検査</p> <p>給水ポンプ機能検査</p> <p>原子炉隔離時冷却系機能検査</p> <p>計装用圧縮空気系機能検査</p> <p>総合負荷性能検査</p>	<p>蒸気発生以降の点検・評価後に実施</p> <p>蒸気発生以降の点検・評価後に実施</p> <p>蒸気発生以降の点検・評価後に実施</p>		
原	16	四	<p>四 一次冷却材中の不純物及び放射性物質の濃度を原子力発電所の運転に支障を及ぼさない値以下に保つ設備</p>	<p>(*)短時間の全交流動力電源喪失時に原子炉圧力容器内において発生した残留熱を去すことができる設備。ただし、補助給水系にあってはターピン駆動のものに限る。</p> <p>(**)原子炉停止時に原子炉圧力容器内において発生した残留熱を除去することができる。</p> <p>3. 第6号の設備には第16条第5号の設備により除去された残留熱を最終的な熱の逃がし場へ輸送することが要求されているが、短時間の全交流動力電源喪失における熱の逃がし場への輸送する設備</p>	<p>循環設備等 通常運転時又は一次冷却材中の不純物及び放射性物質の濃度を原子力発電所の運転に支障を及ぼさない値以下への保持</p>	系統機能	総合負荷性能検査	蒸気発生以降の点検・評価後に実施		
原	16	五	<p>五 原子炉停止時(短時間の全交流動力電源喪失時を含む。)に原子炉圧力容器内において発生した残留熱を除去することができる設備</p>	<p>(*)短時間の全交流動力電源喪失時に原子炉圧力容器内において発生した残留熱を除去する設備。ただし、補助給水系にあってはターピン駆動のものに限る。</p> <p>(**)原子炉停止時に原子炉圧力容器内において発生した残留熱を除去することができる。</p> <p>3. 第6号の設備には第16条第5号の設備により除去された残留熱を最終的な熱の逃がし場へ輸送することが要求されているが、短時間の全交流動力電源喪失における熱の逃がし場への輸送する設備</p>	<p>循環設備等 原子炉隔離時冷却系機能検査</p> <p>直流水電源系機能検査</p> <p>自動減圧系機能検査</p> <p>原子炉格納容器漏えい率検査</p>	系統機能		<p>蒸気発生以降の点検・評価後に実施</p> <p>蒸気発生以降の点検・評価後に実施</p> <p>蒸気発生以降の点検・評価後に実施</p>		
原	16	六	<p>六 前号の設備により除去された熱を最終的な熱の逃がし場へ輸送することができる設備</p>	<p>(*)原子炉停止時に原子炉圧力容器内において発生した残留熱を除去することができる。</p>	<p>循環設備等 前号の除去された熱の最終的な熱の逃がし場への輸送</p>	機器機能	-	設備点検、定期事業者検査にて確認		

「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」(省令62号)の要求についての整理表

「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」(省令62号)の要求についての整理表

省令項番号			技術基準条文	技術基準解釈	解説	要求概要	分類	系統機能要求の確認方法	備考	
条	項	号								
原 18			第18条 放射性物質を含む一次冷却材(第16条第4号の装置から排出される放射性物質を含む流体を含む。)を通常運転時において一次冷却系管内に導する場合は、これを安全に処理する装置を設置しなければならない。	第18条に規定する「安全に処理する装置」とは、放射性物質を含む一次冷却材を通常運転時において一次冷却系外に排出する場合に、これを最終的に放射性廃棄物処理設備へ適切に導く施設であること。	第18条(一次冷却材の排出) 1 第18条で「一次冷却材を放射性廃棄物処理設備へ安全に移送するための装置」とは、第16条第4号の装置、床ドレン(沸騰水型原子炉発電設備に限る)及び後部フレン(弁のグランドリークを含む。)の移動式やサンプ等がある。	第18条(一次冷却材の排出) 1 第18条で「一次冷却材を放射性廃棄物処理設備へ安全に移送するための装置」とは、第16条第4号の装置、床ドレン(沸騰水型原子炉発電設備に限る)及び後部フレン(弁のグランドリークを含む。)の移動式やサンプ等がある。	液体廃棄物の排出	系統機能	液体廃棄物処理系機能検査	
原 19			第19条 放射性物質を含む一次冷却材を内包する容器若しくは管又は放射性廃棄物を処理する設備(排気筒並びに第18条及び第1条に規定する装置を除く。)に係る第1項の「放射性物質を含まない流体を導く場合」、並止供給装置がない場合は、放射性物質を含む流体が放射性物質を含まない場合は、放射性物質を含む流体を導く場合に適用するそれがない場合は、この限りない。	第19条(逆止め弁) 1 第19条に規定する「逆流するおそれがない場合」とは、直接接続されない場合、又は十分な圧力を有する場合をいう。	なし	逆止め弁 放射性物質を含む一次冷却材を内包する容器若しくは管又は放射性廃棄物を処理する設備へ放射性物質を含まない流体を導く場合への逆止め弁の施設	機器機能	—	設備点検、定期事業者検査にて確認	
原 20	1	一	第20条 原子炉本電子には、次の各号に掲げる事項を計測する装置を設置しなければならない。この場合には、直接接続すること困難な場合は、当該事項に間接的に計測する装置をもつて替えることができる。 一 炉心における中性子束密度	第20条(計測装置) 1 第20条における計測する手段としてはサンプリングによる測定、演算(計算用)が含まれる。 2 第10条の計測の場合、間接的に計測する装置をもつて替えることができる。 3 炉心における中性子束密度	第20条(計測装置) 1 第20条における計測する手段としてはサンプリングによる測定、演算(計算用)が含まれる。 2 第10条の計測の場合、間接的に計測する装置をもつて替えることができる。 3 炉心における中性子束密度	計測装置 炉心における中性子束密度	機器機能	総合負荷性能検査	蒸気発生以降の点検・評価後に実施	
原 20	1	二	二 炉周囲			計測装置 炉周囲の計測装置	機器機能	—	設備点検、定期事業者検査にて確認	
原 20	1	三	三 制御棒の位置及び液体制御材を使用する場合にあっては、その濃度			計測装置 制御棒の位置及び液体制御材を使用する場合にあっては、その濃度	機器機能(系統機能)	制御棒駆動機械機能検査	機器機能確認であるが、系統機能試験として実施	
原 20	1	四	四 一次冷却材に関する次の事項 イ 放射性物質及び不純物の濃度 ロ 原子炉炉心容器の入口及び出口における圧力、温度及び流量	A. その場所における外部放射線に係る線量が別に告示する実効線量を超えるおそれがあるもの。 B. 空気中の放射性物質(空気又は水のうち自然に含まれているものを除く。)の濃度が別に告示する濃度を超えるおそれがあるもの。 C. 放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度が別に告示する密度を超えるおそれがあるもの。	5 第10条に規定する「計測結果を表示し、かつ、記録することができる」とは、事業者の監視と与えられる放射性廃棄物の発電設備の運転管理の区域をいき、3要素のうち、Bとの組み合わせは、Aと組み合わせは、Aとの組み合わせは、Bとの組み合わせはB若しくはCのみで規定される管理区域のことという。この場合において、管理区域の要素は以下による。 5 第10条に規定する「計測装置の具体例は、次のとおりである。 1 第10条に規定する「放射性物質及び不純物の濃度」を計測する装置には、固定式の炉心炉外計測装置がある。 2 第10条に規定する「放射性物質濃度」を計測する装置には、固定式の炉心炉外計測装置がある。 3 第10条に規定する「放射性物質濃度」を計測する装置には、炉心炉外計測装置がある。 4 第10条に規定する「放射性物質濃度」を計測する装置には、炉心炉外計測装置がある。 5 第10条に規定する「放射性物質濃度」を計測する装置には、炉心炉外計測装置がある。 6 第10条に規定する「放射性物質濃度」を計測する装置には、炉心炉外計測装置がある。 7 第10条に規定する「放射性物質濃度」を計測する装置には、炉心炉外計測装置がある。 8 第10条に規定する「放射性物質濃度」を計測する装置には、炉心炉外計測装置がある。 9 第10条に規定する「放射性物質濃度」を計測する装置には、炉心炉外計測装置がある。 10 第10条に規定する「放射性物質濃度」を計測する装置には、炉心炉外計測装置がある。 11 第10条に規定する「放射性物質濃度」を計測する装置には、炉心炉外計測装置がある。 12 第10条に規定する「放射性物質濃度」を計測する装置には、炉心炉外計測装置がある。 13 第10条に規定する「放射性物質濃度」を計測する装置には、炉心炉外計測装置がある。 14 第10条に規定する「放射性物質濃度」を計測する装置には、炉心炉外計測装置がある。	5 第10条に規定する「計測結果を表示し、かつ、記録することができる」とは、事業者の監視と与えられる放射性廃棄物の発電設備の運転管理の区域をいき、3要素のうち、Bとの組み合わせは、Aと組み合わせは、Aとの組み合わせは、Bとの組み合わせはB若しくはCのみで規定される管理区域のことという。この場合において、管理区域の要素は以下による。 5 第10条に規定する「計測装置の具体例は、次のとおりである。 1 第10条に規定する「放射性物質及び不純物の濃度」を計測する装置には、固定式の炉心炉外計測装置がある。 2 第10条に規定する「放射性物質濃度」を計測する装置には、固定式の炉心炉外計測装置がある。 3 第10条に規定する「放射性物質濃度」を計測する装置には、炉心炉外計測装置がある。 4 第10条に規定する「放射性物質濃度」を計測する装置には、炉心炉外計測装置がある。 5 第10条に規定する「放射性物質濃度」を計測する装置には、炉心炉外計測装置がある。 6 第10条に規定する「放射性物質濃度」を計測する装置には、炉心炉外計測装置がある。 7 第10条に規定する「放射性物質濃度」を計測する装置には、炉心炉外計測装置がある。 8 第10条に規定する「放射性物質濃度」を計測する装置には、炉心炉外計測装置がある。 9 第10条に規定する「放射性物質濃度」を計測する装置には、炉心炉外計測装置がある。 10 第10条に規定する「放射性物質濃度」を計測する装置には、炉心炉外計測装置がある。 11 第10条に規定する「放射性物質濃度」を計測する装置には、炉心炉外計測装置がある。 12 第10条に規定する「放射性物質濃度」を計測する装置には、炉心炉外計測装置がある。 13 第10条に規定する「放射性物質濃度」を計測する装置には、炉心炉外計測装置がある。 14 第10条に規定する「放射性物質濃度」を計測する装置には、炉心炉外計測装置がある。	計測装置 一次冷却材(放射性物質及び不純物の濃度、原子炉炉心炉外計測装置の入口及び出口における圧力、温度及び流量)	機器機能	総合負荷性能検査	蒸気発生以降の点検・評価後に実施
原 20	1	五	五 原子炉炉心容器(加圧容器がある場合は、加圧器)内及び蒸気発生器内の水位			計測装置 原子炉炉心炉外計測装置(炉心炉外計測装置の表示)	機器機能	総合負荷性能検査	蒸気発生以降の点検・評価後に実施	
原 20	1	六	六 原子炉炉心容器内の圧力、温度、可燃性ガスの濃度、放射性物質の濃度及び線量当量率			計測装置 試料採取系(原子炉炉心炉外計測装置の表示)	機器機能	試料採取系(一次冷却材の放射性物質及び不純物の濃度、炉心炉外計測装置の表示)	蒸気発生以降の点検・評価後に実施	
原 20	1	七	七 主蒸気管中及び空気抽出器排ガス中等の放射性物質の濃度			計測装置 原子炉炉心炉外計測装置(原子炉炉心炉外計測装置の表示)	機器機能	蒸気発生以降の点検・評価後に実施	蒸気発生以降の点検・評価後に実施	
原 20	1	八	八 蒸気発生器の出口における二次冷却材の圧力、温度及び流量並びに二次冷却材中の放射性物質の濃度			計測装置 原子炉炉心炉外計測装置(原子炉炉心炉外計測装置の表示)	機器機能	—	対象設備無し	
原 20	1	九	九 排気筒の出口又はこれに近接する箇所における排気中の放射性物質の濃度			計測装置 プロセスモニタリング装置(主蒸気管炉外計測装置モニタ、空気抽出器排ガス放射能モニタ)	機器機能	総合負荷性能検査	蒸気発生以降の点検・評価後に実施	
原 20	1	十	十 排水口又はこれに近接する箇所における排水中の放射性物質の濃度			計測装置 BWR対象なし	機器機能	—	蒸気発生以降の点検・評価後に実施	
原 20	1	十一	十一 放射性物質により汚染するおそれがある管理区域(管路構造のうち、その内側に放射性廃棄物を含む場合を除く。)の第2項第2号に規定に基づき示す線量を超えるおそれがある箇所を示す括弧を用いて、以下同様に箇所が示す排気路の出口又はこれに近接する箇所における排水中の放射性物質の濃度			計測装置 排水口又はこれに近接する箇所における排水中の放射性物質の濃度	機器機能	総合負荷性能検査	蒸気発生以降の点検・評価後に実施	
原 20	1	十二	十二 管理区域内においてが常時立ち入る場所その他の放射線管理を特に必要とする場所(燃料取扱場所等をい。)の線量当量率			計測装置 放射性物質により汚染するおそれがある管理区域内に開けた排水水路の出口又はこれに近接する箇所における排水中の放射性物質の濃度	機器機能	—	設備点検、定期事業者検査にて確認	
原 20	1	十三	十三 周辺監視区域に隣接する地域における空間線量率及び放射性物質濃度			計測装置 周辺監視区域に隣接する地域における空間線量率及び放射性物質濃度	機器機能	総合負荷性能検査	蒸気発生以降の点検・評価後に実施	
原 20	1	十四	十四 原子力発電所における風向及び風速			計測装置 原子炉発電所における風向及び風速	その他	—	他法令に基づき、点検(確認)される事項	
原 20	2		2.前項第6号に掲げる装置であつて線量当量率を計測する装置にあつては、多量性及び独立性を有しなければならない。			計測装置 前項第6号に掲げる装置であつて線量当量率を計測する装置の多量性及び独立性	その他	—	設計段階において確認された事項であつて、供用期間中に確認する必要がない事項	
原 20	3		3.第1項第1号及び第3号から第14号までに掲げる事項を計測する装置にあつては、計測結果を表示し、かつ、記録することができるものになればならない。			計測装置 前項第1号及び第3号から第14号までに掲げる事項を計測する装置の表示、記録	機器機能(系統機能)	制御棒駆動機械機能検査	機器機能確認であるが、系統機能試験として実施	

「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」(省令62号)の要求についての整理表

省令条項番号			技術基準条文	技術基準解説	解説	要求概要	分類	系統機能要求の確認方法	備考		
条	の	項	号								
原	21	1	第21条 原子力発電所には、その機械器具の機能の喪失、誤操作等により原子炉の運転に著しい支障を及ぼすそれが生じた場合、前条第9号の規定による設計審査の結果、前条第10号の規定による第1項の規定が適用され、それと並んで第2項の規定が適用される場合は流体状の放射性廃棄物が漏出しした場合に流体状の放射性廃棄物を漏出しするおそれがある場合に、これらを確実に検出して自動的に警報する装置を設置しなければならない。	1 第1項に規定する「警報する装置」とは、表示ランプ点灯だけでなく同時に同一階層等を行うこと。 2 同一階層等に設置する装置と、それとの場合に対しては、少なくとも以下のものが施設されていること。	第21条(警報装置等) 【関連安全設計審査指針】 ・指針45 通信連絡設備に関する設計上の考慮			警報装置等 機械器具の機能の喪失、誤操作等により原子炉の運転に著しい支障を及ぼすそれが生じた場合、前条第9号の規定による設計審査の結果、前条第10号の規定が適用され、それと並んで第2項の規定が適用される場合は流体状の放射性廃棄物が漏出しした場合に、これらを確実に検出して自動的に警報する装置の施設	機器機能 (系統機能)	原子炉保護系インターロック機能検査(その1)	機器機能確認であるが、系統機能試験として実施
原	21	2	2. 原子力発電所には、原子炉並びに一次冷却系統及び放射性廃棄物処理設備、又は貯蔵する設備に係る主要な機械器具の動作状態を表示する装置を設置しなければならない。	第20条第9号の放射性廃棄物の漏失若しくは前条第12号及び13号の数量当量率が著しく上昇した場合	エリニア放熱線モニタ放熱能高 周辺監視区域放射能高	機器ドレン、床ドレンの容器又はサンプルの水位	警報装置等 原子炉並びに一次冷却系統及び放射性廃棄物の処理設備、貯蔵する設備に係る主要な機械器具の動作状態を表示する装置の施設	その他	—	設計段階において確認された事項であって、供用期間中に確認する必要がない事項	
原	21	3	3 原子力発電所には、一次冷却系統に係る施設の故障、損壊等の際に当該原子力発電所内の人に対し必要な指示ができるように適切な通信連絡設備を設置しなければならない。	第3項に規定する「流体状の放射性廃棄物」とは、液体状の放射性廃棄物及び液体ヒューズ等の液体が漏入している状態のものとす。 4 第1項に規定する「放射性廃棄物が漏出し漏えいするおそれが生じた場合にこれらを確実に検出する」とは、床の漏えい又はそのおそれ(敷程度の微量漏えいを除く)を早期に検出するよう、ボンプ及びそれと併せてシールリング、タンクからのリーフ等により、通常の運転状態から逸脱が生じた場合、タップは床の水位の異常変化を検出すること。 5 第3項に規定する「表示する」とは、表示するための停止状態、並の開・閉状態等を表示する方法として表示ランプの点灯をいう。 6 第3項に規定する「適切な通信連絡設備を設置しなければならない」とは、原子力発電所における一次冷却却水喪失事故等が発生した場合、人が立ち入り可能な場所のある原子炉建屋、ヨーピン・建屋等の建屋内外各所の人の中に制御室等から操作、作業、退避ができる設備を設置すること。	機器ドレン、床ドレンの容器又はサンプルの水位	警報装置等 一次冷却系統に係る施設の故障、損壊等の際に当該原子力発電所内の人に対し必要な指示ができるように適切な通信連絡設備の施設	その他	—	日常的な点検で機能が確認される事項		
原	22	—	第22条 原子力発電所には、安全保護装置を次の各号により施設しなければならない。 一 連転時の異常な過渡変化が生じる場合又は地震の発生等により原子炉の運転に支障が生じる場合において、原子炉停止系統及び工学的安全施設と併せて機能することにより燃料容積拘束限界を超えないようにできるものであること。	第1号の安全保護装置の機能の確認については、設置許可申請書の添付書類八の設備仕様及び同添付書類十において評価した運転時の異常な過渡変化の評価の条件に非保守的ではないことを確認すること。 2 第3号に規定する「独立性を有すること」とは、チャンネル間の距離、パラメータの設定値を異り、相互通信を分離すること。 3 デジタル安全保護系の運用方法たては、「デジタル安全保護系を適用するに当たっての要求事項(別記7)」によること。	1 第1号の安全保護装置の機能の確認については、設置許可申請書の添付書類八の設備仕様及び同添付書類十において評価した運転時の異常な過渡変化の評価の条件に非保守的ではないことを確認すること。 2 第2号の「安全設計審査指針」指針34(安全保護系の多重性)、指針35(安全保護系の独立性)、指針36(安全保護系の運転時の機能)、指針37(安全保護系の運転時の機能)、指針38(安全保護系の運転時の機能)、指針39(安全保護系と計測制御系との分離)及び指針40(安全保護系の試験可能性)に応じて、安全保護装置に開けられる機能、多重性、独立性、フェルセイゼン、計測制御系との部分的機能と共に当たっての留意事項を明記してある。 (安全設計審査指針の内容等の技術基準への反映)	安全保護装置 運転時の異常な過渡変化が生じる場合等での原子炉停止系統及び工学的安全施設の機能による燃料容積拘束限界の維持	制御駆動系機能検査 原子炉保護系インターロック機能検査(その1) 非常用ディーゼル発電機、高压炉心スプレイディーゼル発電機、高压炉心スプレイ水素炉水素炉炉構造部品機能検査 原子炉隔壁延時冷却系機能検査 自動減圧系機能検査 非常用ガス処理系機能検査 主系気隔離弁機能検査 原子炉格納容器隔離弁機能検査	機器機能 (系統機能)	機器機能確認であるが、系統機能試験として実施 機器機能確認であるが、系統機能試験として実施 機器機能確認であるが、系統機能試験として実施 蒸気発生以降の点検・評価計画書に従い実施 機器機能確認であるが、系統機能試験として実施 蒸気発生以降の点検・評価計画書に従い実施 機器機能確認であるが、系統機能試験として実施 機器機能確認であるが、系統機能試験として実施		
原	22	二	二 系統を構成する機械器具又はチャネルは、單一故障が起きた場合又は使用状態から他の取り外しを行った場合において、安全保護機能を失わないように、多重性を有すること。	三 系統を構成するチャネルは、相互に分離し、それぞのチャネル間ににおいて安全保護機能を失わないように独立性を有すること。	4 駆動源の喪失、系統の遮断その他の不利な状況が生じた場合においても、原子炉施設をより安全な状態に移行するか、又は当該状態を維持することにより、原子炉施設の安全上支障がない状態を維持できること。	5 5 第2号の「使用状態からの单一の取り外しを行った場合において、安全保護機能を失ないことに、多重性を有すること」とは、第6号で要求している原子炉運転時の試験の実施を含むたっての安全保護機能を失ないことに、多重性を有することである。即ち、運転時に、一つ以上の出力(出力2)の場合は、1つ出力(出力1)のシグナルを原子炉停止信号とする状況(ハーストクラム、バーチカルトリップ)に、1つ出力(出力1)のシグナルにより多重性を確保する方法である。 6 試験のデジタル安全保護系に対する規定は、米国NRC標準審査指針(S.R.P.)第7章に規定されるデジタル安全保護系に課せられる要素を参考とする。即ち、運転時の機能は、運転時における運転時(Regulatory Guard R.G.)を設ける。参考要求事項に記載する参考して参考して参考する。	安全保護装置 運転時の異常な過渡変化が生じる場合等での原子炉停止系統及び工学的安全施設の機能による燃料容積拘束限界の維持	原子炉保護系インターロック機能検査 機器機能確認であるが、系統機能試験として実施 蒸気発生以降の点検・評価計画書に従い実施 自動減圧系機能検査 非常用ガス処理系機能検査 主系気隔離弁機能検査 原子炉格納容器隔離弁機能検査	機器機能 (系統機能)	機器機能確認であるが、系統機能試験として実施 機器機能確認であるが、系統機能試験として実施 蒸気発生以降の点検・評価計画書に従い実施 機器機能確認であるが、系統機能試験として実施 機器機能確認であるが、系統機能試験として実施 機器機能確認であるが、系統機能試験として実施	
原	22	三	五 計測制御系の一部を安全保護装置と共用する場合には、その安全保護機能を失わないように、計測制御系から機能的に分離されたものであること。	四 駆動源の喪失、系統の遮断その他の不利な状況が生じた場合においても、原子炉施設をより安全な状態に移行するか、又は当該状態を維持することにより、原子炉施設の安全上支障がない状態を維持できること。	6 試験のデジタル安全保護系に対する規定は、米国NRC標準審査指針(S.R.P.)第7章に規定されるデジタル安全保護系に課せられる要素を参考とする。即ち、運転時の機能は、運転時における運転時(Regulatory Guard R.G.)を設ける。参考要求事項に記載する参考して参考して参考する。	安全保護装置 運転時の異常な過渡変化が生じる場合等での原子炉停止系統及び工学的安全施設の機能による燃料容積拘束限界の維持	原子炉保護系インターロック機能�查	機器機能 (系統機能)	機器機能確認であるが、系統機能試験として実施		
原	22	四	六 原子炉の運転中に、その能力を確認するため必要な試験ができるものであること。	七 安全保護装置は、運転条件に応じて作動設定値を変更できるものであること。	7 安全保護装置に基づいて確認された事項に応じて、運転条件に応じて作動設定値を変更する。	安全保護装置 運転中の必要な試験	その他	設計段階において確認された事項であって、供用期間中に確認する必要がない事項			
原	22	五	七 安全保護装置は、運転条件に応じて作動設定値を変更できるものであること。	八 安全保護装置は、運転条件に応じて作動設定値を変更できるものであること。	8 安全保護装置に基づいて確認された事項に応じて、運転条件に応じて作動設定値を変更する。	安全保護装置 運転条件に応じて作動設定値の変更	その他	設計段階において確認された事項であって、供用期間中に確認する必要がない事項			
原	22	六	九 安全保護装置は、運転条件に応じて作動設定値を変更できるものであること。	十 安全保護装置は、運転条件に応じて作動設定値を変更できるものであること。	9 安全保護装置に基づいて確認された事項に応じて、運転条件に応じて作動設定値を変更する。	安全保護装置 運転条件に応じて作動設定値の変更	その他	設計段階において確認された事項であって、供用期間中に確認する必要がない事項			
原	22	七	十一 安全保護装置は、運転条件に応じて作動設定値を変更できるものであること。	十二 安全保護装置は、運転条件に応じて作動設定値を変更できるものであること。	10 安全保護装置に基づいて確認された事項に応じて、運転条件に応じて作動設定値を変更する。	安全保護装置 運転条件に応じて作動設定値の変更	その他	設計段階において確認された事項であって、供用期間中に確認する必要がない事項			

「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」(省令62号)の要求についての整理表

省令条項番号		技術基準条文	技術基準解説	解説	要求概要	分類	系統機能要求の確認方法	備考	
条	項	号							
原 23	1	第23条 原子力発電所には、反応度制御系統及び原子炉停止系統を施設しなければならない。この場合において、反応度制御系統と原子炉停止系統とを独立させて設置しなくともよい。	1 第3項第1号に規定する「高温状態において原子炉を未臨界に移行し未臨界界を維持すること」とは、キセノン崩壊により反応度が高められるまでの間に、炉心外に引き抜かれ、半径約1メートルより反応度が減少するまでの間に、炉心外に引き抜かれた原子炉停止系統(ほう歯注入系)、他の原子炉停止系統(ほう歯注入系)、原子炉停止装置(ほう歯注入系)の長期的な長期的な維持、他の原子炉停止装置(ほう歯注入系)の作動能を備えた原子炉停止系統以外の系統(非常用炉心冷却装置)の作動能をもつてである。	第23条(反応度制御系統及び原子炉停止系統)	反応度制御系統及び原子炉停止系統	系統機能	総合負荷性能検査	蒸気発生以降の点検・評価後に実施	
原 23	2	2 反応度制御系統は、計画的な出力変化に伴う反応度変化を燃料許容損傷限界を超えることなく制御できる能力を有するものでなければならぬ。	2 第3項第2号に規定する「通常運転時及び運転時の異常な過渡変化における低温状態において、原子炉を未臨界に移行して未臨界界を維持できる」とは、高温臨界未臨界の状態からキセノン崩壊及び一次冷却材温度変化に伴う反応度変化を補償しつつ原子炉を低温状態で未臨界に移行して維持できるること。	3 第3項第3号に規定する「制御棒一本が固定した場合には、制御棒1本が、完全に炉心の外に引き抜かれ、挿入できないこと」とは、なお、ABWRにおいては、同一の水圧制御ユニットに属する制御棒1本又は1本の固定を考慮すること。	3 第3項第4号に規定する「制御棒一本が固定した場合には、制御棒1本が、完全に炉心の外に引き抜かれ、挿入できないこと」とは、なお、ABWRにおいては、同一の水圧制御ユニットに属する制御棒1本又は1本の固定を考慮すること。	4 第4項の規定は、設置許可申請書添付書類第十における「制御棒飛び出し(PWR)」「制御棒脱落(BWR)」の評価で想定した下記の内容を確認することにより確認する。	4 第4項の規定は、設置許可申請書添付書類第十における「制御棒飛び出し(PWR)」「制御棒脱落(BWR)」の評価で想定した下記の内容を確認することにより確認する。	5 原子炉停止系統は、制御棒、液体制御材等による二つ以上の独立した系統を有するものであり、かつ、その能力を有するものでなければならない。通常運転時の高温状態において、二つ以上の独立した系統がそれぞれ原子炉を未臨界に移行し未臨界界を維持できるものであり、かつ、運転時の異常な過渡変化時の高温状態においても原子炉停止系統のうち少なくとも一つは、燃料許容損傷限界を超えることなく原子炉を未臨界に移行して未臨界界を維持できること。この場合において、非常用炉心冷却設備等の作動に伴つて注入される液体制御材による反応度価値を加えることができる。	5 原子炉停止系統は、制御棒、液体制御材等による二つ以上の独立した系統を有するものであり、かつ、その能力を有するものでなければならない。通常運転時の高温状態において、二つ以上の独立した系統がそれぞれ原子炉を未臨界に移行し未臨界界を維持できるものであり、かつ、運転時の異常な過渡変化時の高温状態においても原子炉停止系統のうち少なくとも一つは、燃料許容損傷限界を超えることなく原子炉を未臨界に移行して未臨界界を維持できること。この場合において、非常用炉心冷却設備等の作動に伴つて注入される液体制御材による反応度価値を加えることができる。
原 23	3	—	6 反応度制御系統は、計画的な出力変化に伴う反応度変化を燃料許容損傷限界を超えることなく制御できる能力を有するものでなければならぬ。	6 反応度制御系統は、計画的な出力変化に伴う反応度変化を燃料許容損傷限界を超えることなく制御できる能力を有するものでなければならぬ。	7 第23条は、安全設計計算書指針の要求事項との整合性を考慮して、旧省令の「反応度制御系統及び原子炉停止系統」に変更している。	7 第23条は、安全設計計算書指針の要求事項との整合性を考慮して、旧省令の「反応度制御系統及び原子炉停止系統」に変更している。	8 第22条は、安全設計審査指針第14回反応度制御系統、指針15回(原子炉停止系の独立性と可能性能)、指針17回(原子炉停止系の停止能力)、指針18回(原子炉停止系の事故時の能力)及び指針19回(原子炉停止装置カバーバンダリの健全性)の要求事項に対応し、以下の事項を明確化している。	8 第22条は、安全設計審査指針の要求事項との整合性を考慮して、旧省令の「反応度制御系統及び原子炉停止系統」に変更している。	
原 23	3	一	9 原子炉停止系統は、制御棒、液体制御材等による二つ以上の独立した系統を有するものであり、かつ、その能力を有するものでなければならない。通常運転時の高温状態において、二つ以上の独立した系統がそれぞれ原子炉を未臨界に移行し未臨界界を維持できるものであり、かつ、運転時の異常な過渡変化時の高温状態においても原子炉停止系統のうち少なくとも一つは、燃料許容損傷限界を超えることなく原子炉を未臨界に移行して未臨界界を維持できること。この場合において、非常用炉心冷却設備等の作動に伴つて注入される液体制御材による反応度価値を加えることができる。	9 原子炉停止系統は、制御棒、液体制御材等による二つ以上の独立した系統を有するものであり、かつ、その能力を有するものでなければならない。通常運転時の高温状態において、二つ以上の独立した系統がそれぞれ原子炉を未臨界に移行し未臨界界を維持できるものであり、かつ、運転時の異常な過渡変化時の高温状態においても原子炉停止系統のうち少なくとも一つは、燃料許容損傷限界を超えることなく原子炉を未臨界に移行して未臨界界を維持できること。この場合において、非常用炉心冷却設備等の作動に伴つて注入される液体制御材による反応度価値を加えることができる。	10 反応度制御系統及び原子炉停止系統の施設	反応度制御系統及び原子炉停止系統	総合負荷性能検査	蒸気発生以降の点検・評価後に実施	
原 23	3	二	11 通常運転時及び運転時の異常な過渡変化における低温状態において、少なくとも一つは、原子炉を未臨界に移行し未臨界界を維持できること。	11 通常運転時及び運転時の異常な過渡変化における低温状態において、少なくとも一つは、原子炉を未臨界に移行し未臨界界を維持できること。	12 原子炉停止系統に関する要求事項を高温状態、低温状態、一次冷却材喪失等の状況に応じて区分して明確化	12 原子炉停止系統に関する要求事項を高温状態、低温状態、一次冷却材喪失等の状況に応じて区分して明確化	13 制御棒駆動系の機能を明確化	13 制御棒駆動系の機能を明確化	
原 23	3	三	14 反応度投入事象により原子炉を未臨界に移行する場合の炉心冷却材カバーバンダリの破損しないよう最大反応度価値を制限するための明確化	14 反応度投入事象により原子炉を未臨界に移行する場合の炉心冷却材カバーバンダリの破損しないよう最大反応度価値を制限するための明確化	15 反応度制御系統及び原子炉停止系統の施設	反応度制御系統及び原子炉停止系統	総合負荷性能検査	蒸気発生以降の点検・評価後に実施	
原 23	3	四	16 反応度制御系統及び原子炉停止系統の施設	16 反応度制御系統及び原子炉停止系統の施設	17 反応度制御系統及び原子炉停止系統の施設	反応度制御系統及び原子炉停止系統	総合負荷性能検査	蒸気発生以降の点検・評価後に実施	
原 23	4	—	18 反応度制御系統及び原子炉停止系統の施設	18 反応度制御系統及び原子炉停止系統の施設	19 反応度制御系統及び原子炉停止系統の施設	反応度制御系統及び原子炉停止系統	総合負荷性能検査	蒸気発生以降の点検・評価後に実施	
原 23	5	—	20 反応度制御系統及び原子炉停止系統の施設	20 反応度制御系統及び原子炉停止系統の施設	21 反応度制御系統及び原子炉停止系統の施設	反応度制御系統及び原子炉停止系統	総合負荷性能検査	蒸気発生以降の点検・評価後に実施	
原 23	4	四	22 反応度制御系統及び原子炉停止系統の施設	22 反応度制御系統及び原子炉停止系統の施設	23 反応度制御系統及び原子炉停止系統の施設	反応度制御系統及び原子炉停止系統	総合負荷性能検査	蒸気発生以降の点検・評価後に実施	
原 23	5	—	24 反応度制御系統及び原子炉停止系統の施設	24 反応度制御系統及び原子炉停止系統の施設	25 反応度制御系統及び原子炉停止系統の施設	反応度制御系統及び原子炉停止系統	総合負荷性能検査	蒸気発生以降の点検・評価後に実施	
原 23	3	五	26 反応度制御系統及び原子炉停止系統の施設	26 反応度制御系統及び原子炉停止系統の施設	27 反応度制御系統及び原子炉停止系統の施設	反応度制御系統及び原子炉停止系統	総合負荷性能検査	蒸気発生以降の点検・評価後に実施	
原 23	4	—	28 反応度制御系統及び原子炉停止系統の施設	28 反応度制御系統及び原子炉停止系統の施設	29 反応度制御系統及び原子炉停止系統の施設	反応度制御系統及び原子炉停止系統	機器機能	設備点検、定期事業者検査にて確認	
原 23	5	—	30 反応度制御系統及び原子炉停止系統の施設	30 反応度制御系統及び原子炉停止系統の施設	31 反応度制御系統及び原子炉停止系統の施設	反応度制御系統及び原子炉停止系統	その他	設計段階において確認された事項であつて、供用期間中に確認する必要がない事項	

「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」(省令62号)の要求についての整理表

「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」(省令62号)の要求についての整理表

「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」(省令62号)の要求についての整理表

省令条項番号		技術基準条文	技術基準解説	解説	要求概要	分類	系統機能要求の確認方法	備考
条	項	号						
原 26	一	第26条(燃料取扱設備) 通常運転時において使用する燃料を取り扱う能力を有するものであることを。	第26条(燃料取扱設備) 1 第26条に規定する「燃料を取り扱う設備」には、新燃料、再使用燃料又は廃棄物の運搬等を行うために使用する設備をいう。 2 原子炉に搬入する場合、通常運転時ににおいて使用する燃料を取り扱う能力とは、通常の搬入の際に用いる燃料の搬出の際の搬入の際に搬入する場合における燃料を取り扱う能力である。 3 第2号に規定する「燃料が臨界に達するおそれがない構造であること」とは、臨界計算により燃料が臨界に達しないことを確認した構造である。 4 第3号に規定する「燃料が溶融しないもの」は、設計計算により、燃料が溶融しないことと確認された冷却能力を有すること。 5 第4号に規定する「燃料が破壊するおそれがないこと」とは、以下によること。 ・燃料交換機にあっては、福島機構のワイヤーを二重化することただし、用ひた機器の前記の取扱い又は設計に着手した原子炉設備においては、機構又は機械装置の構造及び動作を考慮し、同等の機械構持が確実される。 ・燃料交換機にあっては、燃料容器中に過荷重になった場合に上昇限止される措置がなされていること。この場合において、取扱い時の荷重監視等による運転管理による対応も含まれる。 ・原子炉建屋天井クレーンにおいては、吊り上げられた使用済燃料搬出用機器に係る荷重監視等による運転管理による措置があること。 ただし、機器に用ひた機器の前記の取扱い又は設計に着手した原子炉設備においては、通常の容器が燃料上に置かないと規定するものであることに、また、フックのワイヤー外止めによる措置等があること。 6 第5号に規定する「容器に付ししないもの」であることは、「実用済用原子炉の設置、運転等に関する規則(通商産業省令第77号昭和53年12月28日第13号)」に規定されている。 7 容器に取扱いが可能であること、かつ、運搬中に予想される温度及び内圧の変化、振動等により、破裂、破損等が生じるおそれがないものであること。 8 第6号に規定する「容器に付ししないもの」であることは、「実用済用原子炉の設置、運転等に関する規則(平成2年11月28日科学技術庁告示第5号)」を踏まえたもので、『燃料を封入する容器として用いてもよい』こと。 9 第7号に規定する「燃料を取扱うための動力源がなくなつた場合に、燃料を保持する機構を設ける等により燃料の漏洩を防止できること。	第26条(燃料取扱設備) 1 第26条の各項の適用に付す。以下の通り。 新燃料、再使用燃料又は廃棄物の運搬等を行うために使用する設備には、第1号から第4号及び第7号が対応する。 2 読解に規定する「燃料が臨界に達するおそれがない構造」には、第5号及び第6号が対応する。 3 第3号に規定する「燃料が溶融しないもの」は、設計計算により、燃料が溶融しないことと確認された冷却能力を有すること。 4 第4号に規定する「燃料が破壊するおそれがないこと」とは、以下によること。 ・燃料交換機にあっては、福島機構のワイヤーを二重化することただし、用ひた機器の前記の取扱い又は設計に着手した原子炉設備においては、機構又は機械装置の構造及び動作を考慮し、同等の機械構持が確実される。 ・燃料交換機にあっては、燃料容器中に過荷重になった場合に上昇限止される措置がなされていること。この場合において、取扱い時の荷重監視等による運転管理による対応も含まれる。 ・原子炉建屋天井クレーンにおいては、吊り上げられた使用済燃料搬出用機器に係る荷重監視等による運転管理による措置があること。 ただし、機器に用ひた機器の前記の取扱い又は設計に着手した原子炉設備においては、通常の容器が燃料上に置かないと規定するものであることに、また、フックのワイヤー外止めによる措置等があること。 5 第6号については、燃料を封入する容器の線量当量率(現文では「絶縁率」)が、経済産業大臣が定める放射能率として工事又は事業所における核燃料物質等の運搬に関する技術的細目等を定める告示(昭和53年通商産業省告示第566号)の第4条による。 6 第7号に規定する「容器に付ししないもの」であることは、「実用済用原子炉の設置、運転等に関する規則(通商産業省令第77号昭和53年12月28日第13号)」に規定されている。 7 第8号に規定する「容器に付ししないもの」であることは、「実用済用原子炉の設置、運転等に関する規則(平成2年11月28日科学技術庁告示第5号)」を踏まえたもので、『燃料を封入する容器として用いてもよい』こと。 8 第9号に規定する「燃料を取扱うための動力源がなくなつた場合に、燃料を保持する機構を設ける等により燃料の漏洩を防止できること。	燃料取扱設備 通常運転時において使用する燃料を取り扱う能力	機器機能 (系統機能)	原子炉建屋天井クレーン機能検査	機器機能確認であるが、系統機能試験として実施
原 26	二	二 燃料が臨界に達するおそれがない構造であること。			燃料取扱設備 燃料が臨界に達するおそれがない構造	その他	—	設計段階において確認された事項であって、供用期間中に確認する必要がない事項
原 26	三	三 開爆熱により燃料が溶融しないものであること。			燃料取扱設備 開爆熱による燃料の溶融防止	その他	—	貯蔵設備、取扱設備共通の設備に対する要求であるが、除熱機能は貯蔵設備への要求として取扱設備としては、その他とする
原 26	四	四 取扱い中に燃料が破壊するおそれがないこと。			燃料取扱設備 取扱い中の燃料の破壊防止	機器機能 (系統機能)	原子炉建屋天井クレーン機能検査	機器機能確認であるが、系統機能試験として実施
原 26	五	五 燃料を封入する容器は取扱いにおける衝撃、熱等に耐え、かつ、容易に破損しないものであること。			燃料取扱設備 燃料を封入する容器の取扱いにおける破損防止	その他	—	設計段階において確認された事項であって、供用期間中に確認する必要がない事項
原 26	六	六 前号の容器は、内部に燃料を入れた場合に、放射線障害を防止するため、その表面の線量当量率及びその表面からメートルの距離における線量当量率がそれぞれ別に告示する線量当量率を超えないように述べてきるものであること。ただし、管理区域内においてのみ使用されるものについては、この限りでない。			燃料取扱設備 前号の容器の内部に燃料を入れた場合における遮へい能力	その他	—	設計段階において確認された事項であって、供用期間中に確認する必要がない事項
原 26	七	七 燃料取扱い中に燃料を取り扱うための動力源がなくなつた場合に、燃料を保持する機構を設ける等により燃料の漏洩を防止できること。			燃料取扱設備 燃料取扱い中に燃料を取り扱うための動力源がなくなつた場合の燃料の落下防止	機器機能 (系統機能)	原子炉建屋天井クレーン機能検査	機器機能確認であるが、系統機能試験として実施
原 27	1	第27条(生体遮へい) 1 第1項第1号に規定する「遮へい能力を有する」とは、通常運転時の作業員の被ばく線量が適切な作業環境と相まって、「実用済用原子炉の設置、運転等に関する規則(通商産業省告示第77号昭和53年12月28日第13号)」に規定する「容器に付ししないもの」である。 2 開口部又は配管等の貫通部があるものにあつては、必要に応じて放射線漏えい防止措置が講じられていること。 3 自重、附加荷重および熱应力に耐えるものであること。	第27条(生体遮へい) 1 第1項第1号に規定する「遮へい能力を有する」とは、通常運転時の作業員の被ばく線量が適切な作業環境と相まって、「実用済用原子炉の設置、運転等に関する規則(通商産業省告示第77号昭和53年12月28日第13号)」に規定する「容器に付ししないもの」である。 2 開口部又は配管等の貫通部があるものにあつては、必要に応じて放射線漏えい防止措置が講じられていること。 3 自重、附加荷重および熱应力に耐えるものであること。	第27条(生体遮へい) 1 第2項に規定する直接ガム線及びスカイシヤインガム線による周辺の空間線量率は、遮へい及び敷地までの距離によって低減されるので、空気線量率を算出する際には、遮へいの位置を考慮して、敷地周辺の2箇所の測定結果の平均を用いて算出する。 2 第2項において、通常運転時の評価に対する安全評価指針との対応を明確化している。 3 第3項に規定する「容器に付ししないもの」であることは、「実用済用原子炉の設置、運転等に関する規則(平成2年11月28日科学技術庁告示第5号)」を踏まえたもので、『燃料を封入する容器として用いてもよい』こと。 4 第4項に規定する「容器に付ししないもの」であることは、「実用済用原子炉の設置、運転等に関する規則(平成2年11月28日科学技術庁告示第5号)」に規定する「容器に付ししないもの」である。 5 第5項に規定する「容器に付ししないもの」であることは、「実用済用原子炉の設置、運転等に関する規則(平成2年11月28日科学技術庁告示第5号)」に規定する「容器に付ししないもの」である。	生体遮へい等 外部放射線による放射線障害を防止するための生体遮へいの施設	その他	—	設計段階において確認された事項であって、供用期間中に確認する必要がない事項
原 27	2	2 原子炉設置並びに一次冷却材により駆動される蒸気タービン及びその附属設備は、通常運転時において当該施設又は設備からの直接ガム線及びスカイシヤインガム線による敷地周辺の空間線量率が0.1μSv/h以下であることを示す。			生体遮へい等 原子炉設置並びに一次冷却材により駆動される蒸気タービン及びその附属設備施設時の敷地周辺の空間線量率の絞り	その他	—	設計段階において確認された事項であって、供用期間中に確認する必要がない事項

「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」(省令62号)の要求についての整理表

省令条項番号		技術基準条文	技術基準解説	解説	要求概要	分類	系統機能要求の確認方法	備考
条	項							
原 28	一	第28条 原子力発電所内の場所であつて、放射性物質により汚染された空気による放射線障害を防止する必要があるものには、次の各号により換気設備を施設しなければならない。 放射線障害を防上するために必要な換気能力を有するものであること。	第28条(換気設備) 1 第2号に規定する「漏えいし難い構造」は、ダクトでちって内包する液体の放射性物質の量が57m ³ 未満(0.3以上のもの(ワスル等))又は、第6号に基づく構造とするとともに第11条の新耐震試験により漏えいし難い構造であることが確認されていること。また、「逆流するおそれがない」とは、フランジ、逆流防止用シール等を設けること。 2 第3号に規定する「ろ過装置」とは、気体状の放射性元素を除去するよう素(チャコール又は同等品)フィルター及び放射性微粒子を除去する微粒子(微粒化能粒子又は同等品)フィルターを用いること。 3 第4号に規定する「空気の漏出を防ぐ構造」とは、漏出するおそれがない構造であることを意味する。漏出するおそれがある場合は、漏出するおそれに対する取扱いが容易な構造であること。 4 第4号に規定する「漏えいした空気を吸い入れ難い」は、排氣扇から十分に離れた位置に設置すること。	第28条(換気設備) 1 第28条は、原子力発電所内の放射性物質により汚染された空気による放射線障害を防止する必要がある場所には、換気設備を設けることを定めたものである。 2 第3号に規定する「漏えいし難い構造」とは、本要求は第8条第1項(原子炉遮蔽設置)第2項に含まれているが、容易な構造を明確化する観点から本条でも要求している。 3 よう素(チャコール又は同等品)フィルターと放射性微粒子を除去する微粒子(微粒化能粒子又は同等品)フィルターとの等品とは、漏れ性能を有するフィルタ(ULTRA LOW PENETRATION FILTRATION)がある。 4 第28条に規定する具体的な設備例は以下がある。	換気設備 放射線障害を防止するために必要な換気能力	中央制御室非常用循環系機能検査		
原 28	二	二 放射性物質により汚染された空気が漏えいし難い構造で、かつ、逆流するおそれがないこと。		BWR PWR 原子炉建屋換気空調系、タービン建屋換気空調系、廃棄物処理装置換気空調系、中央制御室換気空調系、非常用ガス処理系を構成する送風機、排風機、ろ過装置	換気設備 放射性物質により汚染された空気の漏えい、逆流防止構造	中央制御室非常用循環系機能検査	非常用ガス処理系機能検査	
原 28	三	三 排出する空気を浄化する装置を設ける場合にあつては、ろ過装置の放射性物質による汚染の除去またはろ過装置の取替えが容易な構造であること。		BWRの非常用ガス処理系及びPWRのアユラス空気浄化系は、第3条(原子炉遮蔽設置)で系統の施設を要求し、具体的な設備に対する要求を第28条で規定している。 【関連安全設計審査指針】 ・指針49 燃料の貯蔵設備及び取扱設備 ・指針57 放射線業務從事者の放射線防護	換気設備 排出する空気を浄化する装置の構造	その他	—	設計段階において確認された事項であつて、供用期間中に確認する必要がない事項
原 28	四	四 空気口は、放射性物質により汚染された空気を吸い出し難いように施設すること。			換気設備 吸気口の放射性物質により汚染された空気吸入防止	その他	—	設計段階において確認された事項であつて、供用期間中に確認する必要がない事項
原 29	1	第29条 原子力発電所内の人がひん裏に出入りする建物等の内部の壁、床その他の放射性物質により汚染されるおそれがある部分であつて、人が触れるおそれがある部分の表面は、放射性物質による汚染を除去しやすいものでなければならぬ。	第29条(放射性物質による汚染の防止) 1 第1項に規定する「放射性物質により汚染されるおそれがある部分であつて、人が触れるおそれがある部分の表面は、放射性物質による汚染を除去しやすいものでなければならぬ。」 当該表面が平滑に施工されていること。	第29条(放射性物質による汚染の防止) 1 第2条は、放射性物質により汚染されるおそれがある部分であつて、人が触れるおそれがある部分の表面は、管理区域内で人が頻繁に出入する場所の床面、壁面(人が触れるおそれのある高さまで)、手摺、梯子をいう。また、表面は、放射性物質による汚染を除去しやすいものとは、当該表面が平滑に施工されていること。	放射性物質による汚染の防止 床その他の放射性物質により汚染されるおそれがある部分の表面処理	その他	—	日常的な点検で機能が確認される事項
原 29	2	2 原子力発電所には、人が触れるおそれがある物の放射性物質による汚染を除去する設備を施設しなければならない。		2 第2項に規定する「放射性物質による汚染を除去する設備」とは、 ・工具類(手袋) ・床除毛用の純水補給水ホースコネクション ・ホットシングル設備 【関連安全設計審査指針】 指針57 放射性業務從事者の放射性防護	放射性物質による汚染の防止 人が触れるおそれがある物の放射性物質による汚染除去設備の施設	その他	—	設計段階において確認された事項であつて、供用期間中に確認する必要がない事項
原 29	2	第29条の2 放射性物質により汚染するおそれがある管理区域内に開口部がある排水路であつて、原子力発電所外に排水を排出するものには、排水監視設備及び放射性物質を含む排水を安全に処理する設備を施設しなければならない。	第29条の2(管理区域内に開口部がある排水路) 1 第29条の2に規定する「排水監視設備」とは、排水中の放射性物質の濃度を測定するための装置で、排水中の放射性物質が問題的であるもの(主として、ウラニウムやカドミウム等)により、連続的であるものは連続モニタ等により排水中の放射性物質濃度が測定可能な設備であること。 2 第29条の2に規定する「安全に処理する設備」とは、排水中の放射性物質の濃度を異常と検出した場合には、適切な処理により排水中の放射性物質の濃度を低下させ、周辺監視区域の外側の境界における水中の放射性物質の濃度を告げることによってできる設備であること。 3 第29条の2に規定する「安全に処理する設備」とは、排水を安全に処理する設備を設置することを要すのであること。 4 第29条の2に規定する「排水中の放射性物質の濃度を測定し、放射性物質の濃度の異常を検出した場合には、当該排水の排出を止めやかに停止することができる」、ろ過、蒸発、イオン交換樹脂装置等による吸着、放射能の時間による減衰、多量の水による希釈等の方法により排出中の放射性物質の濃度をできるだけ低下せること。	第29条(放射性物質による汚染の防止) 1 第29条のは、放射性物質により汚染するおそれがある管理区域内に開口部がある排水路であつて、原子力発電所外に排水を排出するものには、排水監視設備及び放射性物質を含む排水を安全に処理する設備を施設しなければならない。 2 第29条に規定する「排水監視設備」には、同上に要求があり重複している。本条では排水を安全に処理する設備を設置することを要すのであること。 3 第29条に規定する「排水中の放射性物質の濃度を測定し、放射性物質の濃度の異常を検出した場合には、当該排水の排出を止めやかに停止することができる」、ろ過、蒸発、イオン交換樹脂装置等による吸着、放射能の時間による減衰、多量の水による希釈等の方法により排出中の放射性物質の濃度をできるだけ低下せること。 4 第29条に規定する「別に告示するもの」は、「発電用原子炉設備に関する放射能による被曝量等の技術基準(平成13年3月21日経済産業省告示第188号)」第3条の規定で準用している「実用発電用原子炉の設置、運転等に則する規則の規定に基づく線量限度等を定める告示(平成13年3月21日経済産業省告示第187号)」第9条に定める様である。 【関連安全設計審査指針】 指針53 放射性液体廃棄物の処理施設	放射性物質による汚染の防止 放射性物質により汚染するおそれがある管理区域内に開口部がある排水路の排水監視設備及び放射性物質を含む排水を安全に処理する設備の施設	その他	—	設計段階において確認された事項であつて、供用期間中に確認する必要がない事項

「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」(省令62号)の要求についての整理表

「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」(省令62号)の要求についての整理表

「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」(省令62号)の要求についての整理表

省令条項番号		技術基準条文	技術基準解説	解説	要求概要	分類	系統機能要求の確認方法	備考
条	項	号						
原 32	四	四 一次冷却系統に係る施設の故障又は損壊の際に原子炉格納容器から気体状の放射性物質が漏えいすることにより公衆に放射線障害を及ぼすおそれがある場合は、当該放射性物質の濃度を低減する設備(自該放射性物質を希釈する施設を含む。)を施設すること。	(放射性物質の濃度低減設備) 13 第4号に規定する気体状の放射性物質を低減する装置とは具体的には、以下の設備である。 ・BWR: 排ガス除湿システム ・PWR: 排ガス除湿システム、アーモス空気活性化設備 また、「当該放射性物質を格納する施設」とは、具体的には以下の設備をいう。 ・原子炉建屋原子炉建屋 ・PWR: ニュートラント これらの設備は、原子炉建屋を設ける場合にのみ放射性物質を低減すること。 14 第4号に規定する気体状の放射性物質を低減する装置の機能は、設置許可申請書添付書類において詳述した仕様を満たすものであること。 15 第4号に規定する気体状の放射性物質を低減する装置の機能は、設置許可申請書添付書類において詳述した仕様を満たすものであること。 16 設置第14号に規定された仕様を満足することを認証することを定めたもの。 17 解析15の線量については安全評価審査指針において以下のように解説されている。 「新しい放射能被ばくのリスクを、事故による線量と事故の発生頻度の兼合り考慮して判断するものである。ICRPの1990年勧告によれば、公衆の被ばくに対する効果線量限度として、1mSvを勧告しているが、特例としては、5mSvを超過する場合に、そのうちの3mSvを超過しないければ、算出に二倍の高い実効線量が付されることがあらう」となっている。これは通常時の効果線量はいくつもの考え方があるが、これを生産頻度小さい「事故の場合」も適用することとして、周辺公衆の効果線量の評価値が発生事故当たり5mSvを超えないければ「リスクは小ささい」と判断する。 (原子炉格納容器熱除去設備)	(放射性物質の濃度低減設備) 14 第4号は、一次冷却系統に係る施設の故障又は損壊の際に、原子炉格納容器からの放射性物質の漏えいに対し、原子炉格納容器を格納する(以下、「二次格納施設」という)。気体状の放射性物質を低減する装置を設けることを求めたものである。 15 設置第13号の当該放射性物質を格納する施設の気密度は、定期的な検査及び、負荷の達成、維持されていることを確認することである。 16 設置第14号に規定された仕様を満足することを認証することを定めたもの。 17 解析15の線量については安全評価審査指針において以下のように解説されている。 「新しい放射能被ばくのリスクを、事故による線量と事故の発生頻度の兼合り考慮して判断するものである。ICRPの1990年勧告によれば、公衆の被ばくに対する効果線量限度として、1mSvを勧告しているが、特例としては、5mSvを超過する場合に、そのうちの3mSvを超過しないければ、算出に二倍の高い実効線量が付されることがあらう」となっている。これは通常時の効果線量はいくつもの考え方があるが、これを生産頻度小さい「事故の場合」も適用することとして、周辺公衆の効果線量の評価値が発生事故当たり5mSvを超えないければ「リスクは小ささい」と判断する。 (原子炉格納容器熱除去設備)	原子炉格納容器スブリー系機能検査	原子炉格納容器スブリー系機能検査		
原 32	五	五 一次冷却系統に係る施設の故障又は損壊の際に生ずる原子炉格納容器内の圧力及び温度の上昇により原子炉格納容器の安全性に支障が生ずることを防止するため、原子炉格納容器内において発生した熱を除去する設備(以下「格納容器熱除去設備」という。)を次により施設すること。 イ 格納容器熱除去設備のポンプは、原子炉格納容器内の正圧及び温度及びに冷却材中の異物の影響の悪化される最も厳しい条件下においても、正常に機能すること。	(1) 非常用ガス処理設備 ・ガス処理設備のパッケージのよう素除去除 ・ガス処理設備の处理容量 ・PWR a) アニオニア空気活性化設備 ・淨化装置 ・淨化装置の運送時間 ・淨化装置の処理量 15 第4号に規定する「公衆に放射線障害を及ぼすおそれがある場合」とは、一次冷却系統に係る施設の故障又は損壊による地盤境界の実効線量が「発電用軽水型原子炉施設の安全評価(平成2年8月30日)解説書3章断面差について規定する線量を超える場合」といふ。 16 第5号に規定する「正しく機能する」とは、想定冷却材喪失事故における格納容器スブリーク(設備のポンプの流量が設置許可申請書添付書類で規定する条件を満たす)ことである。また、当該ポンプは、設置許可申請書添付書類にて規定する冷却材喪失事故に対する設備の性能について、「非常用冷却水頭がない、格納容器熱除去設備に係る過渡装置の性能について、「非常用冷却水頭がない、格納容器熱除去設備又は格納容器熱除去設備に係る過渡装置の性能評価等について(内規)(平成20-02-12原院第1号)」によること。	(1) 非常用ガス処理設備 ・ガス処理設備のパッケージのよう素除去除 ・ガス処理設備の处理容量 ・PWR a) アニオニア空気活性化設備 ・淨化装置 ・淨化装置の運送時間 ・淨化装置の処理量 15 第4号に規定する「公衆に放射線障害を及ぼすおそれがある場合」とは、一次冷却系統に係る施設の故障又は損壊による地盤境界の実効線量が「発電用軽水型原子炉施設の安全評価(平成2年8月30日)解説書3章断面差について規定する線量を超える場合」といふ。 16 第5号に規定する「正しく機能する」とは、想定冷却材喪失事故における格納容器スブリーク(設備のポンプの流量が設置許可申請書添付書類で規定する条件を満たす)ことである。また、当該ポンプは、設置許可申請書添付書類にて規定する冷却材喪失事故に対する設備の性能について、「非常用冷却水頭がない、格納容器熱除去設備に係る過渡装置の性能について、「非常用冷却水頭がない、格納容器熱除去設備又は格納容器熱除去設備に係る過渡装置の性能評価等について(内規)(平成20-02-12原院第1号)」によること。	原子炉格納施設 一次冷却系統に係る施設の故障又は損壊の際に原子炉格納容器から気体状の放射性物質が漏えいすることにより公衆に放射線障害を及ぼすおそれがある場合の放射性物質を低減する設備	原子炉格納施設 一次冷却系統に係る施設の故障又は損壊の際に原子炉格納容器から気体状の放射性物質が漏えいすることにより公衆に放射線障害を及ぼすおそれがある場合の放射性物質を低減する設備	原子炉格納容器スブリー系機能検査	
原 32	五	□ 格納容器熱除去設備は、その能力を確認するために、原子炉の運転中に試験ができること。	18 第5号に規定する「正しく機能する」とは、想定冷却材喪失事故における格納容器スブリーク(設備のポンプの流量が設置許可申請書添付書類で規定する条件を満たす)ことである。また、当該ポンプは、設置許可申請書添付書類にて規定する冷却材喪失事故に対する設備の性能について、「非常用冷却水頭がない、格納容器熱除去設備に係る過渡装置の性能について、「非常用冷却水頭がない、格納容器熱除去設備又は格納容器熱除去設備に係る過渡装置の性能評価等について(内規)(平成20-02-12原院第1号)」によること。	原子炉格納施設 格納容器熱除去設備の原子炉運転中の試験	原子炉格納施設 格納容器熱除去設備の原子炉運転中の試験	原子炉格納容器スブリー系機能検査		
原 32	五	原 33 1	第33条 原子力発電所に接続する電線路のうち少なくとも2回線は、当該原子力発電所において受電可能なものであつて、使用電圧が6万ボルトを超える特別高圧のものであつて、かつ、それにより当該原子力発電所を電力系統に連系するように施設しなければならない。	第33条(保安電源設備) 1 第2項に規定する「保安を確保するために必要な装置」とは、以下の装置をいう。 ・第2条第8号に規定される装置 ・第2条第9号に規定される装置 ・第2条第10号に規定する事故時監視計器 ・制御室からの原子炉停止装置 ・PWRの加圧送風装置(弁、手動開閉装置)及び同元件 ・非常用電源設備の機能を達成するための燃料系 ・第3項に規定する「特に必要な設備」とは、非常用炉心冷却系の計測計測装置及び監視装置 ・同様以上の機能を有する装置とは、直流水源装置をいい、第33条第5項に規定する蓄電池を含めて貯留してもよい。 3 第4項に規定する「施設」には、非常用電源設備の機能を達成するための燃料系を含めること。 4 第4項に規定する「工学的安全性評価の内容等の情報を提供するため特に必要な施設」とは、工学的安全性評価の内容等の情報を提供するため特に必要な施設等の設備である。 5 第5項に規定する「施設」には、非常用電源設備の機能を達成するため特に必要な施設等の設備である。 6 第5項に規定する「蓄電池」は、第16条第5号の2次交流電力電源喪失時の原子炉停止、冷却を確保するため必要な常用電源であり、対象設備としては、ターピン駆動のポンプ(PWRのターピン駆動補助給水ポンプ)、原子炉建屋の給水系等の制御室、原子炉状態の監視に必要な制御装置及び弁等の作動に必要な負荷を確保するための電源である。 【関連安全設計審査指針】 ・指針27 電源喪失に対する設計上の考慮 ・指針27 電源喪失に対する設計上の考慮	第33条(保安電源設備) 1 第33条は、要求事項との整合性を考慮して、旧省令のタイトル「原子力発電所に接続する電線路等」から「保安電源設備」に変更している。 2 第2項に、同様の機能を有する非常用供動勤力装置としては、ガスカーバー等がある。	保安電源設備 原子力発電所に接続する電線路	その他	設計段階において確認された事項 であって、供用期間中に確認する必要がない事項
原 33	2	原 33 2	2 原子力発電所は、以下の電線路及び当該原子力発電所において常時使われる他の施設に接続する電線路等に、工学的安全性評価の内容等の情報を提供するため必要な装置の機能を維持するため、内燃機関を原動力とする発電装置又はこれと同等以上の機能を有する非常用供動勤力装置を施設しなければならない。	3 第4号の「安全な支障が生ずること」とは、一次冷却系統に係る施設の故障又は損壊の際に原子炉格納容器から気体状の放射性物質が漏えいすることにより公衆に放射線障害を及ぼすおそれがある場合の放射性物質を低減する設備	保安電源設備 電気の供給を確保した場合における保安を確保するための非常用供動勤力装置の施設	系統機能	非常用ディーゼル発電機、高圧炉心スブリー系ディーゼル発電機、高圧炉心火栓式フレーム、低圧炉心スブリー系、低圧注水系、原子炉建屋冷却系機能検査	
原 33	3	9 原子力発電所の安全を確保するため特に必要な施設には、無停電電源装置又はこれと同等以上の機能を有する装置を施設しなければならない。	4 非常用電源設備及びその附属設備は、多種性又は多様性、及び独立性を有し、その系統を構成する機器器具の单一故障が発生した場合であっても、運転時の異なる過渡変化又は一次冷却材喪失等の事故時ににおいて工学的安全性評価の設備がその機能を確保するために十分な容量を有するものでなければならない。	第33条(保安電源設備) 1 第2項に規定する「保安を確保するために必要な装置」とは、以下の装置をいう。 ・第2条第8号に規定される装置 ・第2条第9号に規定される装置 ・第2条第10号に規定する事故時監視計器 ・制御室からの原子炉停止装置 ・PWRの加圧送風装置(弁、手動開閉装置)及び同元件 ・非常用電源設備の機能を達成するための燃料系 ・第3項に規定する「特に必要な設備」とは、非常用炉心冷却系の計測計測装置及び監視装置 ・同様以上の機能を有する装置とは、直流水源装置をいい、第33条第5項に規定する蓄電池を含めて貯留してもよい。 3 第4項に規定する「施設」には、非常用電源設備の機能を達成するための燃料系を含めること。 4 第4項に規定する「工学的安全性評価の内容等の情報を提供するため特に必要な施設」とは、工学的安全性評価の内容等の情報を提供するため特に必要な施設等の設備である。 5 第5項に規定する「施設」には、非常用電源設備の機能を達成するため特に必要な施設等の設備である。 6 第5項に規定する「蓄電池」は、第16条第5号の2次交流電力電源喪失時の原子炉停止、冷却を確保するため必要な常用電源であり、対象設備としては、ターピン駆動のポンプ(PWRのターピン駆動補助給水ポンプ)、原子炉建屋の給水系等の制御室、原子炉状態の監視に必要な制御装置及び弁等の作動に必要な負荷を確保するための電源である。 【関連安全設計審査指針】 ・指針27 電源喪失に対する設計上の考慮 ・指針27 電源喪失に対する設計上の考慮	保安電源設備 原子力発電所に接続する電線路	その他	設計段階において確認された事項 であって、供用期間中に確認する必要がない事項	
原 33	4	6 原子力発電所には、短時間の全交流電力電源喪失時においても原子炉を安全に停止し、かつ、停止後に冷却するための設備が動作することができるように必要な容量を有する蓄電池等を施設しなければならない。	4 非常用電源設備及びその附属設備は、多種性又は多様性、及び独立性を有し、その系統を構成する機器器具の单一故障が発生した場合であっても、運転時の異なる過渡変化又は一次冷却材喪失等の事故時ににおいて工学的安全性評価の設備がその機能を確保するために十分な容量を有するものでなければならない。	保安電源設備 原子力発電所に接続する電線路	機器機能(系統機能)	直流電源系機能検査	機器機能確認であるが、系統機能試験として実施	
原 33	5	6 原子力発電所には、短時間の全交流電力電源喪失時においても原子炉を安全に停止し、かつ、停止後に冷却するための設備が動作することができるように必要な容量を有する蓄電池等を施設しなければならない。	6 原子力発電所には、短時間の全交流電力電源喪失時においても原子炉を安全に停止し、かつ、停止後に冷却するための設備が動作することができるように必要な容量を有する蓄電池等を施設しなければならない。	保安電源設備 原子力発電所への必要な容量を有する蓄電池等の施設	機器機能(系統機能)	直流電源系機能検査	機器機能確認であるが、系統機能試験として実施	

「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」(省令62号)の要求についての整理表

省令条項番号		技術基準条文	技術基準解説	解説	要求概要	分類	系統機能要求の確認方法	備考	
原 34	1	第34条 第8条第3項の規定は、原子力発電所に施設する一次冷却材によく駆動する蒸気タービン及びその附属設備について準用する。	第34条(準用) 第1項に当たっては、第8条第3項の規定によること。BWRへの適用に当たっては、耐圧部等の機械部からの漏れを止めたものや漏れ(シール)蒸気及び低圧タービンの空気の流入防止のための衛塞(シール)蒸気を止めること。 2.第2項及び第3項において準用する第9条第15号に規定する「主要な耐圧部の溶接部」は、以下に掲げるものの溶接部をいう。 原子力発電所に係る補助ボイラー、蒸気タービンによる蒸気だめ、補助ボイラ(二重巻の燃料燃焼装置)、炉内空気ポンピング係る熱交換器又は補助ボイラー、蒸気タービン、冷却塔、凝縮器、外径150mm以上のもののうち、次の2件以上にかかるが、外径150mm以上のもの、水用の容器又は管であって、最高使用温度100°C未満のものについては、最高使用圧力1960kPa。	第34条(準用) 1)駆動系を安全に処理する装置の具体的な技術例としては、ブランケット材を充填するラバード気密構造を介して排気部から排出するもののほか、蒸気吸水器、封水回収ガスを介して、後水素へと導くもの等がある。 2)第2項及び第3項において準用する第9条第15号に規定する「主要な耐圧部の溶接部」には耐圧部の取り付け部耐圧部との溶接部を含む。 3)第2項及び第4項に規定された設備の本規規定に対応表を解説表3-11示す。 4)第2項に当たって、火力第3章の規定を準用する範囲に限し、冷却材循環ポンプ等の原動機として使用されるタービンについても可能な限り火力第3章の規定によることが望ましい。 5)駆動3号、平成20年10月1日付け「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令(平成9年通商産業省令第51号)」の規定は、原子力発電所に施設する蒸気タービン及びその附属設備について準用する。	準用 第8条第3項の規定は、原子力発電所に施設する一次冷却材によく駆動する蒸気タービン及びその附属設備について準用する。	液体廃棄物処理系機能検査 液体廃棄物貯蔵設備・処理設備のインターロック機能検査(その1) 液体廃棄物貯蔵設備・処理設備のインターロック機能検査(その2)	系統機能	火力技術基準5条～11条参照	
原 34	2	2 第9条第15号の規定及び発電用火力設備に関する技術基準を定める省令(平成9年通商産業省令第51号)の規定は、原子力発電所に施設する蒸気タービン及びその附属設備について準用する。	第9条第15号の規定及び発電用火力設備に関する技術基準を定める省令(平成9年通商産業省令第51号)の規定は、原子力発電所に施設する蒸気タービン及びその附属設備について準用する。	(接続規格2007技術評価書及び設計・建設規格2007技術評価書) 4 第3項において蒸気タービン及びその附属設備について火力第3章の規定を準用する範囲は、PWRでは図-1、BWRでは図-2の区分団による。	準用 第9条第15号の規定及び発電用火力設備に関する技術基準を定める省令(平成9年通商産業省令第51号)の規定は、原子力発電所に施設する蒸気タービン及びその附属設備について準用する。	構造健全性機器機能	火力技術基準12条～17条参照		
原 34	3	3 第9条第15号の規定及び発電用火力設備に関する技術基準を定める省令(平成9年通商産業省令第51号)の規定は、原子力発電所に施設する蒸気タービン及びその附属設備について準用する。	第9条第15号の規定及び発電用火力設備に関する技術基準を定める省令(平成9年通商産業省令第51号)の規定は、原子力発電所に施設する蒸気タービン及びその附属設備について準用する。	(接続規格2007技術評価書及び設計・建設規格2007技術評価書) 5 内部機関の附属設備に属する容器及び管については、第9条、第10条及び第11条にそぞれそれ材料及び構造、安全弁等並びに耐圧試験の規定に準用する。	準用 第9条第15号の規定及び発電用火力設備に関する技術基準を定める省令(平成9年通商産業省令第51号)の規定は、原子力発電所に施設する蒸気タービン及びその附属設備について準用する。	構造健全性機器機能	火力技術基準12条～17条参照		
原 34	4	4 発電用火力設備に関する技術基準を定める省令第25条及び第26条から第29条までの規定は原子力発電所に施設する内燃機関について準用する。	発電用火力設備に関する技術基準を定める省令(平成9年通商産業省令第51号)の規定に当たっては、「発電用火力設備の技術基準の解説(平成19年3月31日付け第19-10 職院第5号(NISA-234a-07-1))の規定によること。」 ただし、平成9年3月26日までに施行しまたは施行に着手した原子炉施設については、なお従前の例による。	6 発電用火力設備を定める省令(平成9年通商産業省令第51号)の規定に当たっては、「発電用火力設備の技術基準の解説(平成19年3月31日付け第19-10 職院第5号(NISA-234a-07-1))の規定によること。」 ただし、平成9年3月26日までに施行しまたは施行に着手した原子炉施設については、なお従前の例による。	準用 発電用火力設備に関する技術基準を定める省令第2条5項及び第26条から第29条までの規定は原子力発電所に施設する内燃機関について準用する。	構造健全性機器機能	火力技術基準25条～29条参照		
火 5		(ボイラー等の材料)～火力技術基準第5条～ ボイラー(火炎、燃焼ガスその他の高温ガス若しくは電気によって水等の熱媒体を加熱するもの)について、当該加熱により自然蒸気を発生せしむる設備にあっては、その圧力又は最高使用圧力を上昇して蒸気タービン等はガスタービンに供給するもの、ガス化燃焼設備(石炭、石油その他の燃料を加熱し、酸素と化学反応させることによりガス化させ、発生したガスをガスタービンに供給する容器(以下「ガス化炉」という)、そのガスを循すことによって熱交換を行う容器及びこれらに附着する設備のうち、液化ガスの設備(液化ガスの貯蔵、輸送、気化等を行う設備及び下記の高圧ガスの設備をして、以下「高圧ガス設備」という)、脱水器、ドライヤー、燃焼装置(火炎、燃焼ガス等)、内燃機関又は燃焼電池設備に属するもの(ボイラーガスタービン、内燃機関又は燃焼電池設備に属するもの(ボイラーガスタービン等)と下同し)、又は蒸気貯蔵槽(以下「ボイラーガス等」という)及びその附属設備(ポンプ、圧縮機及び液化ガス設備を除く)。各部の部分によること。	なし	なし	ボイラー等の材料	その他	設計段階において確認された事項であって、供用期間中に確認する必要がない事項		
火 6		(ボイラーガス等の構造)～火力技術基準第6条～ ボイラーガス等及びその附属設備(液化ガス設備を除く、以下この項において同じ)の耐圧部分の構造は、最高使用圧力又は最高使用温度において発生する最大の応力に対する安全率の許容値でなければならない。この場合において、当該安全弁は、その設置時にボイラーガス等及びその附属設備に過熱が生じないように施設しなければならない。	なし	なし	ボイラーガス等の構造 ボイラーガス等及びその附属設備の耐圧部分の構造は、最高使用圧力又は最高使用温度において発生する最大の応力に対する安全率の許容値でなければならない。	34条第2項 構造健全性機器機能 (系統機能)	構造健全性機器機能の確認であるが、系統機能試験として実施1,2号機の点検・評価計画書に従い実施		
火 7		(安全弁)～火力技術基準第7条～ ボイラーガス等及びその附属設備(液化ガス設備を除く)における過圧が生ずるおそれのあるものにあっては、その圧力を逃がすために相当な安全弁を設けなければならない。この場合において、当該安全弁は、その設置時にボイラーガス等及びその附属設備に過熱が生じないように施設しなければならない。	なし	なし	安全弁 ボイラーガス等及びその附属設備であって過圧が生ずるおそれのあるものにあっては、その圧力を逃がすために相当な安全弁の設置	34条第2項 構造健全性機器機能 (系統機能)	補助ボイラーグループ運転検査(K1, 2申請)	機器機能の確認であるが、系統機能試験として実施1,2号機の点検・評価計画書に従い実施	
火 8	1	(給水装置)～火力技術基準第8条第1項～ ボイラーには、その最大運転発時において、熱的損傷が生ずることのないよう水を供給する給水装置を設けなければならない。	なし	なし	給水装置 ボイラーには、その最大運転発時において、熱的損傷が生ずることのないよう水を供給できる給水装置を設けなければならない。	34条第2項 構造健全性機器機能 (系統機能)	補助ボイラーグループ運転検査(K1, 2申請)	機器機能の確認であるが、系統機能試験として実施1,2号機の点検・評価計画書に従い実施	
火 8	2	(給水装置)～火力技術基準第8条第2項～ 2 設備の異常停止の遮断～ 2. 設備の異常停止の遮断～ 2. 設備の異常停止の遮断～ 2. 設備の異常停止の遮断～	なし	なし	給水装置 ボイラーには、その最大運転発時において、熱的損傷が生ずることのないよう水を供給できる給水装置を設けなければならない。	その他	設計段階において確認された事項であって、供用期間中に確認する必要がない事項		
火 9	1	(蒸気及び給水の遮断)～火力技術基準第9条第2項～ ボイラーの蒸気出口、安全弁からの蒸気放出口及び再沸器からの蒸気出口を除く)は、蒸気の漏出を遮断する構造でなければならない。ただし、他のボイラーと結合されたボイラーに由り他のボイラーから発生する蒸気が供給される設備の入口で蒸気の漏出を遮断する場合においては、当該ボイラーの蒸気出口又は二個以上のボイラーの蒸気出口にあつては、蒸気を発生して他に供給する場合における当該ボイラー間の給水の入口にあつてはの限りでない。	なし	なし	蒸気及び給水の遮断 ボイラーの蒸気出口は、蒸気の流出を遮断できる構造	34条第2項 機器機能	設備点検、定期事業者検査にて確認		
火 9	2	(ボイラーの水抜き装置)～火力技術基準第10条～ 循環ボイラーは、ボイラーの水の濃縮を防止し、及び水位を調整するために、ボイラーワークを抜きことができる装置を設けなければならない。	なし	なし	蒸気及び給水の遮断 ボイラーの蒸気出口は、蒸気の流出を遮断できる構造	34条第2項 機器機能	設備点検、定期事業者検査にて確認		
火 10		(計測装置)～火力技術基準第11条～ ボイラー等には、設備の損傷を防止するため運転状態を計測する装置を設けなければならない。	なし	なし	ボイラーの水抜き装置 循環ボイラーのボイラーを水抜きができる装置の設置	その他	設計段階において確認された事項であって、供用期間中に確認する必要がない事項		
火 11		(計測装置)～火力技術基準第11条～ ボイラー等には、設備の損傷を防止するため運転状態を計測する装置を設けなければならない。	なし	なし	計測装置 ボイラーの運転状態を計測する装置の設置	34条第2項 機器機能 (系統機能)	機器機能の確認であるが、系統機能試験として実施1,2号機の点検・評価計画書に従い実施		

「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」(省令62号)の要求についての整理表

省令条項番号			技術基準条文	技術基準解説	解説	要求概要	分類	系統機能要求の確認方法	備考
条	の	項	号						
火 12			(蒸気タービンの附属設備の材料)～火力技術基準第12条～ 蒸気タービンの附属設備(ポンプ、圧縮機及び液化ガス設備を除く)に関する容器及び部品の構造に付与する機械的強度は、その材料に見合った力学的及び物理的影响に対し、安全化された成分及び機械的強度を有するものでなければならぬ。	なし	なし	蒸気タービンの附属設備の材料	その他	－	設計段階において確認された事項であって、供用期間中に確認する必要がない事項
火 13	1		(蒸気タービン等の構造)～火力技術基準第10条第1項～ 蒸気タービンは、非常調速装置が作動したときに遡る回転速度に対して構造上十分な機械的強度を有するものでなければならぬ。	なし	なし	蒸気タービン等の構造 蒸気タービンは、非常調速装置が作動したときに遡る回転速度に対して構造上十分な機械的強度を有するものでなければならぬ。	34条第3項 構造健全性	－	設備点検、定期事業者検査にて確認
火 13	2		(蒸気タービン等の構造)～火力技術基準第10条第2項～ 2. 蒸気タービンは、主なる軸受は軸に生ずる最大の振動に対して構造上十分な機械的強度を有するものでなければならぬ。	なし	なし	蒸気タービン等の構造 蒸気タービンは、主なる軸受は軸に生ずる最大の振動に対して構造上十分な機械的強度を有するものでなければならぬ。	34条第3項 構造健全性	－	設備点検、定期事業者検査にて確認
火 13	3		(蒸気タービン等の構造)～火力技術基準第13条第3項～ 3. 蒸気タービンの軸受は、運転中の荷重を安全に支持できるものであつて、かつ、異常な摩耗、変形及び過熱が生じないものの①でなければならぬ。	なし	なし	蒸気タービン等の構造 蒸気タービンの軸受は、運転中の荷重を安全に支持できるものであつて、かつ、異常な摩耗、変形及び過熱が生じないものの①でなければならぬ。	34条第3項 構造健全性	蒸気タービン性能検査(その1) 蒸気タービン性能検査(その2)	蒸気発生以降の点検・評価計画書に従い実施
火 13	4		(蒸気タービン等の構造)～火力技術基準第13条第3項～ 4. 蒸気タービン及び各電機その他の回転体を同一の軸に結合したもの(蒸気タービン及び各電機その他の回転体を同一の軸に結合しない場合にあっては蒸気タービンの危険速度により調整することができる回転速度のうち最小のもののか、非常調速装置が作動したときに遡る回転速度までの間にあってはならない。①ただし、危険速度における振動が当該蒸気タービンの運転に支障を及ぼすことのないよう十分な対策を講じた場合は、この限りではない。	なし	なし	蒸気タービン等の構造 蒸気タービン及び各電機その他の回転体を同一の軸に結合したもの(蒸気タービン及び各電機その他の回転体を同一の軸に結合しない場合にあっては蒸気タービンの危険速度により調整することができる回転速度のうち最小のもののか、非常調速装置が作動したときに遡る回転速度までの間にあってはならない。①ただし、危険速度における振動が当該蒸気タービンの運転に支障を及ぼすことのないよう十分な対策を講じた場合は、この限りではない。	その他	－	設計段階において確認された事項であって、供用期間中に確認する必要がない事項
火 13	5		(蒸気タービン等の構造)～火力技術基準第13条第3項～ 5. 蒸気タービン及びその附属設備(液化ガス設備を除く、第16条に於いて同じ。)に付与される力及びその他の回転体を同一の軸に結合する場合にあっては、運転中の荷重を安全に支持できるものであつて、かつ、異常な摩耗、変形及び過熱が生じないものでなければならぬ。この場合において、耐圧部分に生ずる応力は当該部分に使用する材料の許容応力を超えてはならない。	なし	なし	蒸気タービン等の構造 蒸気タービン及びその附属設備の耐圧部分の構造は、最大の応力に適応するものでなければならぬ。この場合において、耐圧部分に生ずる応力は当該部分に使用する材料の許容応力を超えてはならない。	34条第2項 構造健全性	蒸気タービン性能検査(その2)	蒸気発生以降の点検・評価計画書に従い実施
火 14			(調速装置)～火力技術基準第14条～ 4. 蒸気タービン及び各電機その他の回転体を同一の軸に結合する場合にあっては、運転中の荷重を安全に支持するため、蒸気タービンに流入する蒸気を自動的に調整する調速装置①を設けなければならない。この場合において、調速装置は、定期負荷(定期負荷を経て蒸気タービンの運転を行う場合においては、その最大の負荷)を遮断した場合に遡る回転速度を非常調速装置が作動する回転速度未満にする能力を有するものでなければならぬ。	なし	なし	調速装置 蒸気タービンに流入する蒸気を自動的に調整する調速装置の設置	34条第3項 機器機能	蒸気タービン性能検査(その1)	蒸気発生以降の点検・評価計画書に従い実施
火 15	1		(警報及び非常停止装置)～火力技術基準第15条第1項～ 40万瓩ロット以上の蒸気タービンには、運転中に支障を及ぼすおそれのある振動を感知し警報する装置①を設けなければならない。	なし	なし	警報及び非常停止装置 四十万瓩ロット以上の蒸気タービンには、運転中に支障を及ぼすおそれのある振動を感知し警報する装置①を設けなければならない。	34条第3項 機器機能	－	設備点検、定期事業者検査にて確認
火 15	2		(警報及び非常停止装置)～火力技術基準第15条第2項～ 2. 蒸気タービンには、運転中に生じた過回転その他の異常による危険の発生を防止するため、運転中に生じた場合に蒸気タービンに流入する蒸気を自動的に遮断する非常停止装置①を設けなければならない。	なし	なし	警報及び非常停止装置 運転中に生じた場合に蒸気タービンに流入する蒸気を自動的に遮断する非常調速装置その他の非常停止装置の設置	34条第2項 機器機能	蒸気タービン性能検査(その2)	蒸気発生以降の点検・評価計画書に従い実施
火 16			(過圧防止装置)～火力技術基準第16条～ 蒸気タービン及びその附属設備であつて過圧が生じおそれのあるものにあっては、その圧力を逃がすために適当な過圧防止装置①を設けなければならない。	なし	なし	過圧防止装置 蒸気タービン及びその附属設備であつて過圧が生じるおそれのあるものにあっては、その圧力を逃がすために適当な過圧防止装置①を設けなければならない。	34条第3項 機器機能	－	設備点検、定期事業者検査にて確認
火 17			(計測装置)～火力技術基準第17条～ 蒸気タービンには、設備の損傷を防止するため運転状態を計測する装置①を設けなければならない。	なし	なし	計測装置 蒸気タービンには、設備の損傷を防止するため運転状態を計測する装置①を設けなければならない。	34条第3項 機器機能	蒸気タービン性能検査(その1)	蒸気発生以降の点検・評価計画書に従い実施
火 25	1		(内燃機関等の構造)～火力技術基準第25条第1項～ 内燃機関①は、非常調速装置が作動したときに遡る回転速度に対して構造上十分な機械的強度を有するものでなければならない。	なし	なし	内燃機関等の構造等 内燃機関は、正常調速装置が作動したときに遡る回転速度に対して構造上十分な機械的強度を有するものでなければならない。	34条第4項 構造健全性	－	設備点検、定期事業者検査にて確認
火 25	2		(内燃機関の軸受)～火力技術基準第25条第2項～ 2. 内燃機関の軸受②は、運転中の荷重を安全に支持できるものであつて、かつ、異常な摩耗、変形及び過熱が生じないものの①でなければならない。	なし	なし	内燃機関の軸受等 内燃機関の軸受は、運転中の荷重を安全に支持できるものであつて、かつ、異常な摩耗、変形及び過熱が生じないものの①でなければならない。	34条第4項 構造健全性	－	設備点検、定期事業者検査にて確認
火 25	3		(内燃機関等の構造)～火力技術基準第25条第3項～ 3. 内燃機関及びその附属設備(液化ガス設備を除く、第28条において同じ。)の耐圧部分③の構造は、最高使用圧力又は最高使用温度において発生する最大の応力に対する安全率のものでなければならない。この場合において、耐圧部分に生ずる応力は当該部分に用いる材料の許容応力を超えてはならない。	なし	なし	内燃機関等の構造等 内燃機関及びその附属設備の耐圧部分の構造は、最高使用圧力又は最高使用温度において発生する最大の応力に対する安全率のものでなければならない。	34条第4項 構造健全性	－	設備点検、定期事業者検査にて確認
火 26			(調速装置)～火力技術基準第26条～ 調速装置と結合する内燃機関以外の内燃機関には、その回転速度及び出力が負荷の変動の際にも持続的に動揺することを防止するため、内燃機関に流入する燃料を自動的に調整する調速装置①を設けなければならない。この場合において、調速装置は、定期負荷を遮断した場合に遡る回転速度を非常調速装置が作動する回転速度未満にできる能力を有するものでなければならない。	なし	なし	調速装置 内燃機関に流入する燃料を自動的に調整する調速装置の設置	34条第4項 機器機能	－	設備点検、定期事業者検査にて確認
火 27			(非常停止装置)～火力技術基準第27条～ 内燃機関にあって過圧が生じるおそれのあるものにあっては、その圧力を逃がすために内燃機関に流入する燃料を自動的に遮断する非常停止装置①を設けなければならない。	なし	なし	非常停止装置 異常が発生した場合に内燃機関に流入する燃料を自動的に遮断する非常停止装置①を設けなければならない。	34条第4項 機器機能	－	設備点検、定期事業者検査にて確認
火 28			(過圧防止装置)～火力技術基準第28条～ 内燃機関及びその附属設備であつて過圧が生じるおそれのあるものにあっては、その圧力を逃がすために過圧防止装置①を設けなければならない。	なし	なし	過圧防止装置 内燃機関及びその附属設備であつて過圧が生じるおそれのあるものへの、その圧力を逃がすために過圧防止装置の設置	34条第4項 機器機能	－	設備点検、定期事業者検査にて確認
火 29			(計測装置)～火力技術基準第29条第1項～ 内燃機関には、設備の損傷を防止するため運転状態を計測する装置①を設けなければならない。	なし	なし	計測装置 内燃機関の運転状態を計測する装置の設置	34条第4項 機器機能	－	設備点検、定期事業者検査にて確認

添付資料-3

系統機能試験における試験方法一覧

系統機能試験における試験方法一覧

対象系統	系統機能試験	定期事業者検査にて実施される方法		重点確認項目					試験実施に係る前提条件	
		試験概要	主な試験内容	a. 試験実施前の前提条件の確認		b. インターロックから実作動までの一連の動作確認	c. 設備点検で異常が確認された設備に対する作動状態等の確認	d. 地震前の試験結果との比較※2		
				機器レベルの設備点検及び関連する定期事業者検査の完了確認	個別に記録確認を実施する定期事業者検査					
(1) 原子炉本体	原子炉停止余裕試験	制御棒1本を全引抜きし、原子炉が臨界未満であることを確認する。	・停止余裕の確認	○	なし	—	—	※1	○	燃料装荷状態
(2) 原子炉冷却系統設備	主蒸気隔離弁機能試験	「原子炉水位低」の模擬信号を発信し、主蒸気隔離弁が完全に閉まるまでの時間を確認する。	・弁動作確認	○	安全保護系設定値確認検査(プロセス計装)※3 プロセスモニタ機能検査 原子炉保護系インターロック機能検査(その3)	○	—	※1	○	—
	非常用ディーゼル発電機、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機、高圧炉心スプレイ系、低圧炉心スプレイ系、低圧注水系、原子炉補機冷却系機能試験	「原子炉冷却材喪失」および「外部電源喪失」の模擬信号を発信し、非常用ディーゼル発電機および非常用設備のポンプ等が自動起動することを確認する。	・自動起動における電源確立時間及び負荷ピックアップ時間の確認 ・定格負荷での運転状態確認	○	安全保護系設定値確認検査(プロセス計装) 監視機能健全性確認検査(その1) 原子炉保護系インターロック機能検査(その5) 非常用予備電源装置検査(その1) 非常用予備電源装置検査(その2) 非常用予備電源装置検査(その3)	○	○	※1	○	—
	自動減圧系機能試験	「原子炉水位低」および「ドライウェル圧力高」の模擬信号を発信し、自動減圧機能を有する主蒸気逃がし安全弁が完全に開くことを確認する。	・自動動作確認	○	安全保護系設定値確認検査(プロセス計装) 監視機能健全性確認検査(その1) 原子炉保護系インターロック機能検査(その6) 主蒸気逃がし安全弁・逃がし弁機能検査	○	—	※1	○	—
	ターピンバイパス弁機能試験	ターピンの運転状態を模擬し、ターピンを手動で停止させ、主蒸気止め弁が完全に閉まるごとにターピンバイパス弁が完全に開くことを確認する。	・弁動作確認	○	なし	○	—	※1	○	蒸気ターピン復旧後
	給水ポンプ機能試験	原子炉給水ポンプ(常用機)の2台運転を模擬し、1台を手動で停止させ、原子炉給水ポンプ(予備機)の2台が自動起動することを確認する。	・予備機給水ポンプの自動起動確認	○	なし	○	○	※1	○	給・復水系の水張り後

注記

- ※1: 設備点検結果に応じて実施
- ※2: 試験結果において、測定値等の数値データがないものについては、点検結果が「良」であることを確認する。
- ※3: 設備改造等により使用前事業者検査を実施する項目は、当該の使用前事業者検査にて確認する。
- ※4: ターピン設備に関わるインターロックおよびスクラム弁作動の試験項目

系統機能試験における試験方法一覧

対象系統	系統機能試験	定期事業者検査にて実施される方法		重点確認項目					試験実施に係る前提条件	
		試験概要	主な試験内容	a. 試験実施前の前提条件の確認		b. インターロックから実作動までの一連の動作確認	c. 設備点検で異常が確認された設備に対する作動状態等の確認	d. 地震前の試験結果との比較※2		
(3) 計測制御系統設備	制御棒駆動系機能試験			機器レベルの設備点検及び関連する定期事業者検査の完了確認	個別に記録確認を実施する定期事業者検査			一部試験項目 ※4は主蒸気止弁、蒸気加減弁復旧後		
	ほう酸水注入系機能試験	当該系統を手動で起動し、運転性能を確認する。	・運転状態確認 ・ほう酸質量の確認	○	なし	○	○	※1	○	－
	原子炉保護系インターロック機能試験	原子炉緊急停止(スクラム)系論理回路のスクラム要素を模擬し、全スクラムさせてスクラム弁等の作動を確認する。また、原子炉再循環ポンプトリップ論理回路の作動要素を模擬し、原子炉再循環ポンプトリップ遮断器の作動を確認する。	・論理回路の確認 ・弁動作確認 ・遮断器動作確認	○	安全保護系設定値確認検査(プロセス計装)	○	－	※1	○	－
					安全保護系設定値確認検査(核計測装置)					
					プロセスマニタ機能検査					
					監視機能健全性確認検査(その6)(原子炉分)					
					監視機能健全性確認検査(その6)(電気分)					
					監視機能健全性確認検査(その3)(ターピン分)					
					監視機能健全性確認検査(その3)(計測制御分)					
(4) 燃料設備	計装用圧縮空気系機能試験	当該系統の圧力低下を示す模擬信号を発信し、バックアップ弁が自動的に開くことを確認する。また、当該系統の圧縮機が1台運転時に圧力低下を示す模擬信号を発信し、予備機が自動起動することを確認する。	・弁動作確認 ・自動起動の確認	○	なし	○	○	※1	○	－
	制御棒駆動機構機能試験	制御棒を駆動させ、全挿入位置から全引抜き位置および全引抜き位置から全挿入位置までに要する時間を測定するとともに、位置表示装置が作動することを確認する。	・常駆動の確認	○	制御棒価値ミニマイザ機能検査 安全保護系設定値確認検査(核計測装置)※3	○	－	※1	○	燃料装荷状態
	選択制御棒挿入機能試験	原子炉再循環ポンプのトリップ模擬および選択制御棒手動挿入操作により、選択制御棒挿入論理回路の作動を確認する。また、自動論理回路にて選択制御棒挿入機能が作動することをスクラム弁の作動により確認する。	・論理回路の確認 ・スクラム弁の動作確認	○	なし	○	－	※1	○	燃料装荷状態
	原子炉建屋天井クレーン機能試験	天井クレーンの作動の確認。動力源喪失時の荷重保持、インターロックが正常に機能することを確認する。	・外観確認 ・動作確認	○	なし	○	－	※1	○	－

注記

- ※1: 設備点検結果に応じて実施
- ※2: 試験結果において、測定値等の数値データがないものについては、点検結果が「良」であることを確認する。
- ※3: 設備改修等により使用前事業者検査を実施する項目は、当該の使用前事業者検査にて確認する。
- ※4: ターピン設備に関わるインターロックおよびスクラム弁作動の試験項目

系統機能試験における試験方法一覧

対象系統	系統機能試験	定期事業者検査にて実施される方法		重点確認項目					試験実施に係る前提条件	
		試験概要	主な試験内容	a. 試験実施前の前提条件の確認		b. インターロックから実作動までの一連の動作確認	c. 設備点検で異常が確認された設備に対する作動状態等の確認	d. 地震前の試験結果との比較※2		
(5) 放射線管理設備	非常用ガス処理系機能試験	「原子炉棟換気空調系排気放射能高高」の模擬信号を発信し、当該系統が自動起動することならびに運転性能を確認する。	・自動起動及び運転状態の確認 ・運転状態におけるファン及び逆止ダンパーの動作確認	○	プロセスマニタ機能検査	○	○	※1	○	-
	中央制御室非常用循環系機能試験	「原子炉棟換気空調系排気放射能高高」等の模擬信号を発信し、当該再循環送風機が自動起動することならびに送風機の運転状態を確認する。			安全保護系設定値確認検査(プロセス計装)					
(6) 廃棄設備	液体廃棄物貯蔵設備・処理設備のインターロック機能試験(その1)	液体廃棄物貯蔵設備および処理設備のインターロック機能を作動させる模擬信号を発信し、ポンプ作動や弁の作動を確認する。	・サンプポンプ自動起動確認 ・弁動作確認	○	原子炉保護系インターロック機能検査(その2)		○	○	○	-
	液体廃棄物貯蔵設備・処理設備のインターロック機能試験(その2)	液体廃棄物貯蔵設備および処理設備のインターロック機能を作動させる模擬信号を発信し、弁の作動を確認する。	・弁動作確認		監視機能健全性確認検査(その7)					
	液体廃棄物処理系機能試験	濃縮装置で放射性廃液を蒸発処理した際の、流量、液位等の運転状態を確認する。	・運転状態確認(処理能力及び液体廃棄物処理に係わる主要なパラメータを確認)	○	なし	○	-	※1	○	-
	固体廃棄物処理系焼却炉機能試験	焼却炉で雑固体廃棄物を焼却した際の、温度、流量等の運転状態を確認する。	・運転状態確認(処理能力及び固体廃棄物処理に係わる主要なパラメータを確認)	○	なし	○	-	※1	○	-
	固体廃棄物貯蔵庫管理状況試験	固体廃棄物貯蔵庫の管理区域境界の線量当量率、床表面汚染密度が規定値以下であることを確認する。また、固体廃棄物の保管状況を確認する。	・線量当量率確認 ・表面汚染密度確認 ・保管状況確認	○	なし	-	-	※1	○	-
(7) 原子炉格納施設	原子炉格納容器漏えい率試験	窒素ガスにより原子炉格納容器を加圧し、原子炉格納容器の漏えい率を確認する。	・漏えい確認	○	なし	-	-	※1	○	燃料装荷状態
	原子炉格納容器隔離弁機能試験	「原子炉水位低」の模擬信号を発信し、原子炉格納容器隔離弁が完全に閉まるごとを確認する。	・弁動作確認	○	安全保護系設定値確認検査(プロセス計装)	○	-	※1	○	-
	可燃性ガス濃度制御系機能試験	当該系統を手動で起動し、ガス温度が所定の温度に到達するまでの時間と運転性能を確認する。			原子炉保護系インターロック機能検査(その2)					
	原子炉格納容器スプレイ系機能試験	弁の作動を確認するとともに、ポンプ運転による運転性能を確認する。	・運転状態確認	○	なし	○	○	※1	○	-

注記

- ※1: 設備点検結果に応じて実施
- ※2: 試験結果において、測定値等の数値データがないものについては、点検結果が「良」であることを確認する。
- ※3: 設備改造等により使用前事業者検査を実施する項目は、当該の使用前事業者検査にて確認する。
- ※4: ターピン設備に関するインターロックおよびスクラン弁作動の試験項目

系統機能試験における試験方法一覧

対象系統	系統機能試験	定期事業者検査にて実施される方法		重点確認項目						試験実施に係る前提条件	
		試験概要	主な試験内容	a. 試験実施前の前提条件の確認		b. インターロックから実作動までの一連の動作確認		c. 設備点検で異常が確認された設備に対する作動状態等の確認	d. 地震前の試験結果との比較※2		
				機器レベルの設備点検及び関連する定期事業者検査の完了確認	個別に記録確認を実施する定期事業者検査	確認要否	振動診断の実施				
(7) 原子炉格納施設	原子炉建屋気密性能試験	非常用ガス処理系を運転し、原子炉建屋原子炉区域内の負圧が規定値以上であることを確認する。	・気密性の確認	○	なし	—	—	※1	○	—	
	主蒸気隔離弁機能試験	対象系統（2）原子炉冷却系統設備「主蒸気隔離弁機能試験」と同様									
(8) 非常用予備発電装置	非常用ディーゼル発電機,高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機,高圧炉心スプレイ系,低圧炉心スプレイ系,低圧注水系,原子炉補機冷却系機能試験	対象系統（2）原子炉冷却系統設備「非常用ディーゼル発電機,高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機,高圧炉心スプレイ系,低圧炉心スプレイ系,低圧注水系,原子炉補機冷却系機能試験」と同様									
	非常用ディーゼル発電機定格容量確認試験	非常用ディーゼル発電機を定格発電機出力にて運転し、容量の確認をするとともに、運転状態を確認する。	・定格負荷での運転状態確認	○	非常用予備電源装置検査（その1）	○	—	※1	○	—	
	直流電源系機能試験	充電状態における充電器の電圧、蓄電池の電圧および比重などを確認し、直流電源系の運転状態を確認する。	・機能確認	○	なし						
(9) 電気設備	対象なし	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
(10) 蒸気タービン	対象なし	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
(11) 補助ボイラー	補助ボイラー試運転試験（その1）	補助ボイラー(2B)の保安装置を作動させる模擬信号を発信し、警報及び弁等の作動を確認するとともに定格負荷における運転性能を確認する。	・論理回路の確認 ・定格負荷での運転状態確認	○	なし	○	—	※1	○	—	
	補助ボイラー試運転試験（その2）	補助ボイラー(2A)の保安装置を作動させる模擬信号を発信し、警報及び弁等の作動を確認するとともに定格負荷における運転性能を確認する。	・論理回路の確認 ・定格負荷での運転状態確認	○	なし	○	—	※1	○	—	
	補助ボイラー試運転試験（その3）	補助ボイラー(1A)の保安装置を作動させる模擬信号を発信し、警報及び弁等の作動を確認するとともに定格負荷における運転性能を確認する。	・論理回路の確認 ・定格負荷での運転状態確認	○	なし	○	—	※1	○	—	

注記

- ※1: 設備点検結果に応じて実施
- ※2: 試験結果において、測定値等の数値データがないものについては、点検結果が「良」であることを確認する。
- ※3: 設備改造等により使用前事業者検査を実施する項目は、当該の使用前事業者検査にて確認する。
- ※4: タービン設備に関わるインターロックおよびスクラム弁作動の試験項目